厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実施による社会的利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	<追加共同提案団体及び他該当団体等から示された支障事例（主なもの）>			各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野							団体名	支障事例					見解	補足資料
27	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等における保育士の配置基準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）により、幼子の未満児として、保育所等において児童の人数及び年齢に応じて定められた保育士配置基準について、年度初日の前日となっている児童の年齢基準日を実年齢に応じることも可能となるよう緩和を求める。	保育所における保育士の充足の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められており、また、児童の未就園率は、昭和の過伝（特定教育・保育等に関する費用の額の算定に関する基準等の改正について）の算定基準において（平成28年8月31日付子育て支援21号・社会保障第72号・雇児発0831第1号）で定められた年度の初日の前日と時期について、いるため、例えば、年度途中から児童の年齢が1歳から1歳になったとしても、適用の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就労などによる就学意欲の増加の中、実年齢に応じた保育士配置数が必要となり、年度途中の保育所途中入所に為っては、非常に厳しい状況となっている。	保育士配置については、児童の年齢が上がるにつれ、徐々に少なくされ、年度途中の待機児童の解消や4月入所の集中緩和によって保育所にとっての少なりがある保育士業務間の確保により、一部改善傾向の実現に繋がる。	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ○特定教育・保育等に関する費用の額の算定に関する基準等の改正について（平成28年8月31日付子育て支援21号・社会保障第72号・雇児発0831第1号） ○子ども・子育て支援法第31条第1項 ○子ども・子育て支援法第59条第1項 ○子ども・子育て支援法第59条第2項 ○子ども・子育て支援法第59条第3項 ○子ども・子育て支援法第59条第4項 ○子ども・子育て支援法第59条第5項 ○子ども・子育て支援法第59条第6項 ○子ども・子育て支援法第59条第7項 ○子ども・子育て支援法第59条第8項 ○子ども・子育て支援法第59条第9項 ○子ども・子育て支援法第59条第10項 ○子ども・子育て支援法第59条第11項 ○子ども・子育て支援法第59条第12項 ○子ども・子育て支援法第59条第13項 ○子ども・子育て支援法第59条第14項 ○子ども・子育て支援法第59条第15項 ○子ども・子育て支援法第59条第16項 ○子ども・子育て支援法第59条第17項 ○子ども・子育て支援法第59条第18項 ○子ども・子育て支援法第59条第19項 ○子ども・子育て支援法第59条第20項 ○子ども・子育て支援法第59条第21項 ○子ども・子育て支援法第59条第22項 ○子ども・子育て支援法第59条第23項 ○子ども・子育て支援法第59条第24項 ○子ども・子育て支援法第59条第25項 ○子ども・子育て支援法第59条第26項 ○子ども・子育て支援法第59条第27項 ○子ども・子育て支援法第59条第28項 ○子ども・子育て支援法第59条第29項 ○子ども・子育て支援法第59条第30項 ○子ども・子育て支援法第59条第31項 ○子ども・子育て支援法第59条第32項 ○子ども・子育て支援法第59条第33項 ○子ども・子育て支援法第59条第34項 ○子ども・子育て支援法第59条第35項 ○子ども・子育て支援法第59条第36項 ○子ども・子育て支援法第59条第37項 ○子ども・子育て支援法第59条第38項 ○子ども・子育て支援法第59条第39項 ○子ども・子育て支援法第59条第40項 ○子ども・子育て支援法第59条第41項 ○子ども・子育て支援法第59条第42項 ○子ども・子育て支援法第59条第43項 ○子ども・子育て支援法第59条第44項 ○子ども・子育て支援法第59条第45項 ○子ども・子育て支援法第59条第46項 ○子ども・子育て支援法第59条第47項 ○子ども・子育て支援法第59条第48項 ○子ども・子育て支援法第59条第49項 ○子ども・子育て支援法第59条第50項 ○子ども・子育て支援法第59条第51項 ○子ども・子育て支援法第59条第52項 ○子ども・子育て支援法第59条第53項 ○子ども・子育て支援法第59条第54項 ○子ども・子育て支援法第59条第55項 ○子ども・子育て支援法第59条第56項 ○子ども・子育て支援法第59条第57項 ○子ども・子育て支援法第59条第58項 ○子ども・子育て支援法第59条第59項 ○子ども・子育て支援法第59条第60項 ○子ども・子育て支援法第59条第61項 ○子ども・子育て支援法第59条第62項 ○子ども・子育て支援法第59条第63項 ○子ども・子育て支援法第59条第64項 ○子ども・子育て支援法第59条第65項 ○子ども・子育て支援法第59条第66項 ○子ども・子育て支援法第59条第67項 ○子ども・子育て支援法第59条第68項 ○子ども・子育て支援法第59条第69項 ○子ども・子育て支援法第59条第70項 ○子ども・子育て支援法第59条第71項 ○子ども・子育て支援法第59条第72項 ○子ども・子育て支援法第59条第73項 ○子ども・子育て支援法第59条第74項 ○子ども・子育て支援法第59条第75項 ○子ども・子育て支援法第59条第76項 ○子ども・子育て支援法第59条第77項 ○子ども・子育て支援法第59条第78項 ○子ども・子育て支援法第59条第79項 ○子ども・子育て支援法第59条第80項 ○子ども・子育て支援法第59条第81項 ○子ども・子育て支援法第59条第82項 ○子ども・子育て支援法第59条第83項 ○子ども・子育て支援法第59条第84項 ○子ども・子育て支援法第59条第85項 ○子ども・子育て支援法第59条第86項 ○子ども・子育て支援法第59条第87項 ○子ども・子育て支援法第59条第88項 ○子ども・子育て支援法第59条第89項 ○子ども・子育て支援法第59条第90項 ○子ども・子育て支援法第59条第91項 ○子ども・子育て支援法第59条第92項 ○子ども・子育て支援法第59条第93項 ○子ども・子育て支援法第59条第94項 ○子ども・子育て支援法第59条第95項 ○子ども・子育て支援法第59条第96項 ○子ども・子育て支援法第59条第97項 ○子ども・子育て支援法第59条第98項 ○子ども・子育て支援法第59条第99項 ○子ども・子育て支援法第59条第100項 ○子ども・子育て支援法第59条第101項 ○子ども・子育て支援法第59条第102項 ○子ども・子育て支援法第59条第103項 ○子ども・子育て支援法第59条第104項 ○子ども・子育て支援法第59条第105項 ○子ども・子育て支援法第59条第106項 ○子ども・子育て支援法第59条第107項 ○子ども・子育て支援法第59条第108項 ○子ども・子育て支援法第59条第109項 ○子ども・子育て支援法第59条第110項 ○子ども・子育て支援法第59条第111項 ○子ども・子育て支援法第59条第112項 ○子ども・子育て支援法第59条第113項 ○子ども・子育て支援法第59条第114項 ○子ども・子育て支援法第59条第115項 ○子ども・子育て支援法第59条第116項 ○子ども・子育て支援法第59条第117項 ○子ども・子育て支援法第59条第118項 ○子ども・子育て支援法第59条第119項 ○子ども・子育て支援法第59条第120項 ○子ども・子育て支援法第59条第121項 ○子ども・子育て支援法第59条第122項 ○子ども・子育て支援法第59条第123項 ○子ども・子育て支援法第59条第124項 ○子ども・子育て支援法第59条第125項 ○子ども・子育て支援法第59条第126項 ○子ども・子育て支援法第59条第127項 ○子ども・子育て支援法第59条第128項 ○子ども・子育て支援法第59条第129項 ○子ども・子育て支援法第59条第130項 ○子ども・子育て支援法第59条第131項 ○子ども・子育て支援法第59条第132項 ○子ども・子育て支援法第59条第133項 ○子ども・子育て支援法第59条第134項 ○子ども・子育て支援法第59条第135項 ○子ども・子育て支援法第59条第136項 ○子ども・子育て支援法第59条第137項 ○子ども・子育て支援法第59条第138項 ○子ども・子育て支援法第59条第139項 ○子ども・子育て支援法第59条第140項 ○子ども・子育て支援法第59条第141項 ○子ども・子育て支援法第59条第142項 ○子ども・子育て支援法第59条第143項 ○子ども・子育て支援法第59条第144項 ○子ども・子育て支援法第59条第145項 ○子ども・子育て支援法第59条第146項 ○子ども・子育て支援法第59条第147項 ○子ども・子育て支援法第59条第148項 ○子ども・子育て支援法第59条第149項 ○子ども・子育て支援法第59条第150項 ○子ども・子育て支援法第59条第151項 ○子ども・子育て支援法第59条第152項 ○子ども・子育て支援法第59条第153項 ○子ども・子育て支援法第59条第154項 ○子ども・子育て支援法第59条第155項 ○子ども・子育て支援法第59条第156項 ○子ども・子育て支援法第59条第157項 ○子ども・子育て支援法第59条第158項 ○子ども・子育て支援法第59条第159項 ○子ども・子育て支援法第59条第160項 ○子ども・子育て支援法第59条第161項 ○子ども・子育て支援法第59条第162項 ○子ども・子育て支援法第59条第163項 ○子ども・子育て支援法第59条第164項 ○子ども・子育て支援法第59条第165項 ○子ども・子育て支援法第59条第166項 ○子ども・子育て支援法第59条第167項 ○子ども・子育て支援法第59条第168項 ○子ども・子育て支援法第59条第169項 ○子ども・子育て支援法第59条第170項 ○子ども・子育て支援法第59条第171項 ○子ども・子育て支援法第59条第172項 ○子ども・子育て支援法第59条第173項 ○子ども・子育て支援法第59条第174項 ○子ども・子育て支援法第59条第175項 ○子ども・子育て支援法第59条第176項 ○子ども・子育て支援法第59条第177項 ○子ども・子育て支援法第59条第178項 ○子ども・子育て支援法第59条第179項 ○子ども・子育て支援法第59条第180項 ○子ども・子育て支援法第59条第181項 ○子ども・子育て支援法第59条第182項 ○子ども・子育て支援法第59条第183項 ○子ども・子育て支援法第59条第184項 ○子ども・子育て支援法第59条第185項 ○子ども・子育て支援法第59条第186項 ○子ども・子育て支援法第59条第187項 ○子ども・子育て支援法第59条第188項 ○子ども・子育て支援法第59条第189項 ○子ども・子育て支援法第59条第190項 ○子ども・子育て支援法第59条第191項 ○子ども・子育て支援法第59条第192項 ○子ども・子育て支援法第59条第193項 ○子ども・子育て支援法第59条第194項 ○子ども・子育て支援法第59条第195項 ○子ども・子育て支援法第59条第196項 ○子ども・子育て支援法第59条第197項 ○子ども・子育て支援法第59条第198項 ○子ども・子育て支援法第59条第199項 ○子ども・子育て支援法第59条第200項 ○子ども・子育て支援法第59条第201項 ○子ども・子育て支援法第59条第202項 ○子ども・子育て支援法第59条第203項 ○子ども・子育て支援法第59条第204項 ○子ども・子育て支援法第59条第205項 ○子ども・子育て支援法第59条第206項 ○子ども・子育て支援法第59条第207項 ○子ども・子育て支援法第59条第208項 ○子ども・子育て支援法第59条第209項 ○子ども・子育て支援法第59条第210項 ○子ども・子育て支援法第59条第211項 ○子ども・子育て支援法第59条第212項 ○子ども・子育て支援法第59条第213項 ○子ども・子育て支援法第59条第214項 ○子ども・子育て支援法第59条第215項 ○子ども・子育て支援法第59条第216項 ○子ども・子育て支援法第59条第217項 ○子ども・子育て支援法第59条第218項 ○子ども・子育て支援法第59条第219項 ○子ども・子育て支援法第59条第220項 ○子ども・子育て支援法第59条第221項 ○子ども・子育て支援法第59条第222項 ○子ども・子育て支援法第59条第223項 ○子ども・子育て支援法第59条第224項 ○子ども・子育て支援法第59条第225項 ○子ども・子育て支援法第59条第226項 ○子ども・子育て支援法第59条第227項 ○子ども・子育て支援法第59条第228項 ○子ども・子育て支援法第59条第229項 ○子ども・子育て支援法第59条第230項 ○子ども・子育て支援法第59条第231項 ○子ども・子育て支援法第59条第232項 ○子ども・子育て支援法第59条第233項 ○子ども・子育て支援法第59条第234項 ○子ども・子育て支援法第59条第235項 ○子ども・子育て支援法第59条第236項 ○子ども・子育て支援法第59条第237項 ○子ども・子育て支援法第59条第238項 ○子ども・子育て支援法第59条第239項 ○子ども・子育て支援法第59条第240項 ○子ども・子育て支援法第59条第241項 ○子ども・子育て支援法第59条第242項 ○子ども・子育て支援法第59条第243項 ○子ども・子育て支援法第59条第244項 ○子ども・子育て支援法第59条第245項 ○子ども・子育て支援法第59条第246項 ○子ども・子育て支援法第59条第247項 ○子ども・子育て支援法第59条第248項 ○子ども・子育て支援法第59条第249項 ○子ども・子育て支援法第59条第250項 ○子ども・子育て支援法第59条第251項 ○子ども・子育て支援法第59条第252項 ○子ども・子育て支援法第59条第253項 ○子ども・子育て支援法第59条第254項 ○子ども・子育て支援法第59条第255項 ○子ども・子育て支援法第59条第256項 ○子ども・子育て支援法第59条第257項 ○子ども・子育て支援法第59条第258項 ○子ども・子育て支援法第59条第259項 ○子ども・子育て支援法第59条第260項 ○子ども・子育て支援法第59条第261項 ○子ども・子育て支援法第59条第262項 ○子ども・子育て支援法第59条第263項 ○子ども・子育て支援法第59条第264項 ○子ども・子育て支援法第59条第265項 ○子ども・子育て支援法第59条第266項 ○子ども・子育て支援法第59条第267項 ○子ども・子育て支援法第59条第268項 ○子ども・子育て支援法第59条第269項 ○子ども・子育て支援法第59条第270項 ○子ども・子育て支援法第59条第271項 ○子ども・子育て支援法第59条第272項 ○子ども・子育て支援法第59条第273項 ○子ども・子育て支援法第59条第274項 ○子ども・子育て支援法第59条第275項 ○子ども・子育て支援法第59条第276項 ○子ども・子育て支援法第59条第277項 ○子ども・子育て支援法第59条第278項 ○子ども・子育て支援法第59条第279項 ○子ども・子育て支援法第59条第280項 ○子ども・子育て支援法第59条第281項 ○子ども・子育て支援法第59条第282項 ○子ども・子育て支援法第59条第283項 ○子ども・子育て支援法第59条第284項 ○子ども・子育て支援法第59条第285項 ○子ども・子育て支援法第59条第286項 ○子ども・子育て支援法第59条第287項 ○子ども・子育て支援法第59条第288項 ○子ども・子育て支援法第59条第289項 ○子ども・子育て支援法第59条第290項 ○子ども・子育て支援法第59条第291項 ○子ども・子育て支援法第59条第292項 ○子ども・子育て支援法第59条第293項 ○子ども・子育て支援法第59条第294項 ○子ども・子育て支援法第59条第295項 ○子ども・子育て支援法第59条第296項 ○子ども・子育て支援法第59条第297項 ○子ども・子育て支援法第59条第298項 ○子ども・子育て支援法第59条第299項 ○子ども・子育て支援法第59条第300項 ○子ども・子育て支援法第59条第301項 ○子ども・子育て支援法第59条第302項 ○子ども・子育て支援法第59条第303項 ○子ども・子育て支援法第59条第304項 ○子ども・子育て支援法第59条第305項 ○子ども・子育て支援法第59条第306項 ○子ども・子育て支援法第59条第307項 ○子ども・子育て支援法第59条第308項 ○子ども・子育て支援法第59条第309項 ○子ども・子育て支援法第59条第310項 ○子ども・子育て支援法第59条第311項 ○子ども・子育て支援法第59条第312項 ○子ども・子育て支援法第59条第313項 ○子ども・子育て支援法第59条第314項	各府省からの第1次回答		
28	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	待機児童発生時における保育室等の設置基準の緩和	第一次地方分権一括法等において、標準とされている保育所に係る施設の床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している、または、発生の恐れがある地方都市においても一時的に適用できるよう省令の改正を求める。	子どもを子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が可能になったことや共働き家庭の増加により、3歳未満児の受入れが増加している。 近年では待機児童解しで全公立保育園の施設整備を完了したが、新設保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、また、他の市町村の保育所の活用も解されているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用困難となっている。 別に施設整備を進めたとしても、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により保年には入所児童数は減少する見込みのため、新規施設整備を進めたことは施設かつ不自現（ちょう）、待機児童が今後発生する見込みでもある。この待機児童の見込みに対して、保育士はなどと確保できる見込みはあるものの、市内の施設における施策施策について様かにチャンとなるために、一時的に待機児童が発生する恐れ状況になっている。 なお、第一次地方分権一括法及び規保政令等や等により、基準を満たす都市部または床面積基準が緩和されたが、当市では乗外となる地域も大都市圏に及ぼず、少子化により待機児童の発生数も減少されているため、深刻な支障が生じているにもかかわらず、活用することは困難である。	一時的な需要の高まりに対する備えのために過剰な整備投資ができないような政策誘導において、子どもの受入れを図るためとなく、待機児童対策に規模的に取り組むことが出来ることにより、国の待機児童解消加速化プランおよび一億総活躍の実現に資する。	内閣府、厚生労働省	須坂市		ひたちなか市、宇美町、新宮町	○近年増加傾向にある0.1歳児の入園希望者の受入対応にあたり、建築年次の古い園舎において、保育室数の不足に起因する乳幼児室の面積不足が生じている。 ○本市でも待機児童が年度途中から発生しており、またこれ以上の施設の増改築は困難な状況である。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要かつ、強力的な運用ができるのが望ましい。 ○待機児童解消の中、近年施設整備を進められたにつれて、H29.4.1現在で低年齢では待機児童が発生しなくなったが、今後、適切な候補地等を見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。配置基準を緩和することで児童の満年齢に応じた適切な提供を実現できるとともに、保護者の育児休暇の取得期間の確保、待機児童の解消に繋がるものである。 ○本市も同様の支障事例が、待機児童の解消の観点から緩和の必要性がある。	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号） ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平成23年9月14日政令第269号） ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域（平成28年2月26日厚生労働省告示第314号）	須坂市			○ 国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生活における人間形成によって極めて重要な時期である幼児期の子育ての環境について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。 ○ 特に保育室や法人受の面積基準については、ほぼ、子どもが遊ぶために使うのに成長するために必要不可欠な基準であるため、「待ちべき基準」として全国一律を義務としている。 ○ そのうえで、①待機児童の数が深刻な状況であって、立土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、最低基準を「望ましい基準」ではなく「標準」とし、自治体が指導がある範囲内において、厚生労働省の基準に異なる内容の条例を定めることを認めているところである。 ○ 他、②、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が遅まない場合の一時的な特例措置であるとい特例措置に鑑みれば、単に待機児童が発生する潜在的可能性があることや、地域の安い地方都分で待機児童が発生していないことをもって本特例の対象とするのは不適切である。 ○ なお、政府は、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を進め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
258	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育室等の面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等による、標準とされている保育所に係る施設の床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している、または、発生の恐れがある地方都市においても一時的に適用できるよう省令の改正を求める。	保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政令等等により一部地域で従うべき基準（かつ標準）に緩和されているが、最中の結果、（約々年の待機児童数（100人以上）が所在の住宅地の公示価格の平均地価が大都市圏の平均を超えると、大阪市においては面積を満たす大阪市、豊中市及び枚岡市以外でも220市町村で待機児童が発生しているところである（H29年4月現在）。	・児童福祉法第45条第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号） ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平成23年9月14日政令第269号） ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域（平成28年2月26日厚生労働省告示第314号）	内閣府、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市		高槻市、宇美町	○児童福祉の関係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・育児期要望を解消することが出来る。	大阪府内においては、特例の対象となっている大阪市、吹田市、豊中市以外の新興住宅地を抱える箕面市の2市町においても特例適用が発生しており、待機児童の解消は都市部だけの課題ではなく、また、土地の価格が高騰と比較して高くて保育所用地の確保が困難であるという状況は新興住宅地においても発生しており、都市部と同様の合理的理由があると考えている。 現状の特例対象は「1)市々年4月1日現在で待機児童100人以上定期々年1月1日現在で住宅地公示価格の平均値が3大都市圏の平均を超える」とされているが、三大都市圏の平均値をもとに、1)の条件をクリアするとなると実態の住宅地公示価格の影響を受け平均値が高くなり、対象となる市町村が極めて限定的であり、整備を進めるとも支障となっている。 また、大阪府内では放課後児童クラブ・こども園の移行が進んでおり（保育所等に対し、幼保連携型認定こども園43、放課後児童型認定こども園5が対象とし公的に移行の妨げとなる可能性があるとの対象としていただきたい。 また、貴府・貴国所に為るの規模保育事業や家庭的保育事業などによる保育の受け皿拡大には既に取り組んでおり、このような取り組みを実施してもなお不足している現状があることから各自治体が要望している。 なお、面積基準の緩和を実施していない大阪市では、これによってなんらかの不都合が生じているとの報告は受けていない。		
223	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所・認定こども園において、病院の正規職員等の退職や長期休業等により、急き上保育士・保育教諭の確保に努めたが、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、臨時の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者（保育補助経験者等）を保育士・保育教諭以上で代替配置することを可能とする。	年度末前の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中に王様職員等の退職や長期休業等により緊急的保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	年度途中での保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、臨時の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者（保育補助経験者等）を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者を受け入れ、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。	常態職員施設の設備及び運営に関する基準第33条 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第6条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇治市		ひたちなか市	○ 保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考える。 ○既存で、保育士配置に余裕がなく、年度途中において結果に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、強力的な運用ができるのが望ましい。	○ 保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結しかつ、保育等の質等に深刻な影響が生じる事項であるとかった、常度の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものであるため、保育等の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。 ○ なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を視野にいれる場合には、施設整育所等が保育士・保育所支援センター等への相談を行っているが運営いただき、相談を行っている場合には、緊急相談するよう伝すとともに、保育士・保育所支援センター等に対して重点的な支援が行われるように協力体制を行うほか、短期間臨時の保育士等の採用を促すなどの対応をしていただくようお願いする。	保育所等において、保育士・保育教諭の確保が必要となる場合は、各施設とも京都府ハローワークの求人募集や、民間求人誌・広告への記事の掲載、京都府保育協会等の関係団体を通じた人材の紹介などの無償の打診など、様々な方法で人材の確保を図っております。 加えて、開園する政令指定都市の市町村における定員枠との地域区分設定が本市よりも高いことから職員の応募に対する新型の解消等を目的として、独自の処遇改善費無償化を実施し、平成27年度は約4億5千万円を支給することで、本市としても保育士・保育教諭確保に努めております。（参考：平成27年度民間保育所運営費交付料は約28億7千万円） しかし、今回示した支障事例のように、年度途中に緊急的に保育士等が不足する場合、上記の手法では常勤・非常勤に関わらず保育士等の即時確保が困難な場合があり、本市の直轄の市立保育所においては、園の規模制度を活用した新たな保育士等の確保方策を実施することも困難な状況であるため、特例が認められず、保育士の配置基準を満たせない場合、児童の転園や退園が必要となり、児童の情緒や保護者の生活に悪影響を及ぼすだけでなく、市民の保育行政に対する不信を招くなど、大きなマイナスとなります。 なお、本市では、平成26年度より保育対策総合支援事業黄緑助金における保育体制強化事業を実施し、保育補助者の設置促進に努めてきた結果、各保育所において特例型保育士や保育士等として活用可能な人材が確保されています。そのため、上記の事情を鑑みて、今回提案いたしました特例配置について、再度の検討をお願いいたします。		
257	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の人員配置基準の緩和	保育士不足による待機児童の解消に向けて、政府の「国会提出して配置しなければならない職員」として、大阪府が育成を検討している「保育支援員（仮称）」を保育士の確保が困難な地域において、保育士の補助として配置できるよう、国の「待機児童の解消に関する」

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
27	－		【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体independentが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 技術団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 技術団体の意見を十分に尊重されたい。	○　特例を適用できる地域条件を設けたとて、保育の質の代替策を講じた場合に限って認めるべきであり、「従うべき基準」として全国一律の最低基準を維持している。配置基準を緩和すべきであるとしたいについて、ご提案のように特定の保育事業者の独走が進んだ場合に限定すると、市区町村により配置基準の取り扱いが異なるとなり、全国一律の最低基準を維持することが困難となるため、保育の質の確保の観点から的には困難であると。 ・1次回答でも記載をしていただいたが、配置基準を緩和するにしたとしても、保育士の確保ができない・業務・創に応じた施設のクラス変更などにより、本来的に保育士、同じ年齢の安定的な関係のもと、はくぐくの子育て関係の構築が難しくなるおそれがあること。 ・施策の配置基準の変更は、保育事業者や自治体の事務負担を増加させるおそれがあり、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。 ○　いずれにしても、政府としては市町村や地域の保育ニーズを捉えたとしての保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。	6【厚生労働省】 （3）児童福祉法（昭23法164） （ⅰ）保育所における保育士の配置基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令第63）33条に係るそれぞれの年齢の基準日を年度末から年度初へ変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育士の配置基準が変わる場合の影響について、児童の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育所運営に関する調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （29）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平19法77） （ⅰ）幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）15条3項）等に係るそれぞれの年齢の基準日を年度末から年度初へ変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育士・保育所運営に関する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさない事業所に対する監査指導の流れについて、当分の間、平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。 （関係所省：内閣府及び文部科学省）	3（29）前段 検討中 （3）後段 事務連絡 （29）後段 事務連絡	平成30年度中に調査を実施 平成30年1月19日 平成30年3月15日	検討中 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について（事務連絡）において、配置基準等を満たさないような保育所等における適監督の流れ等について具体的な留意事項等を示した。 （3）後段と同様	平成30年度中に、保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令第63）33条）に係るそれぞれの年齢の基準日を年度末から年度初へ変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等について、各自治体に対し調査を実施する。
38	－		【全国知事会】 保育室の就学前児童は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第３次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体independentが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 技術団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策の深刻さ、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。 ・大都市圏の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないか。 ○　設定ごとに国は、「従うべき基準」から「標準」とする特例が設けられていない、言わに思のあるべきではない。 ○　特例提案は平成14年度末までとなっており、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障がでるため、現場では特例を活用したいと状況となっている。特例措置の時限を、「平成31年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないか。 ○　待機児童問題は、都市部における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保などを原因的にコストを伴うものであり、地方自治体に深刻な問題である。地方自治体が保育所等の合理的・安定的な制度運営の観点から、今回の地域要件の緩和を検討すべきである。 ○　地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域全体保育の実施主体を様々にも見つからないのが現状である。このような状況では、潜在需求の顕在化に対応しきれず、効果的確保に繋がらず、安定的な制度運営の観点からも、保育の地域要件の緩和を検討すべきである。 ○　提案団体の保育所では、保育室の隅に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督等の面からも問題なく、保育室と一体的に活用できている。 このようなスペースを所得活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支援は解消されるため、このような対応も検討すべきである。	○　児童福祉法第24条において、保育の必要性があると市町村が認める場合には保育を提供しなければならないとされている。 ○　貴自治体のご提案に対する見解については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、現時点で見解は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えている。 ○　特に、待機児童数、地域単位の観点から保育の受け皿確保の開発において貴自治体と上級自治体であっても、国基準を超える面積基準を設定し、様々な創意工夫のもとで保育の受け皿を整備していくなど、それぞれの地域の実情に即して行うことが望ましいと考えている。 ○　政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えたとしての必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、将来の施設の転用を見据えた等自治体の状況に応じた設置工夫をこうじながら、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。	6【厚生労働省】 （3）児童福祉法（昭23法164） （ⅰ）保育所における保育士の配置基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令第63）33条に係るそれぞれの年齢の基準日を年度末から年度初へ変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育士の配置基準が変わる場合の影響について、児童の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育所運営に関する調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （29）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平19法77） （ⅰ）幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）15条3項）等に係るそれぞれの年齢の基準日を年度末から年度初へ変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育士・保育所運営に関する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさない事業所に対する監査指導の流れについて、当分の間、平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。 （関係所省：内閣府及び文部科学省）	（3）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める政令（平成23年政令第百四十二号） （29）法律	平成30年4月26日 第6次地方分権一括法の公布の日から3月を経過した日施行（予定）	「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、都道府県が、保育所の施設の医療面に係る基準として合理的な理由が見込まれる範囲内で国の基準と異なる内容を定めることができる地域について、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の内容を定めることができる地域について、下記①～③の条件を満たす地域を対象とすることとした。 ① 前々年の4月1日時点の待機児童数が100人以上であること。 ② 平均地価が前々年の1月1日時点で三大都市圏のうち、最も地価が低い都市圏を超えていること。 ③ 市区町村が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行っており、それでもなお土地確保が困難である旨及びその理由を公表していること。 第6次地方分権一括法案を196回国会に提出中。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条に、幼保連携型認定こども園の施設の保育室面積基準について、現在、保育所に対して適用されている「従うべき基準（少人数）」の規制と同様の特例措置を設ける。
258	－	－	【全国知事会】 保育室の就学前児童は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第３次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体independentが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 技術団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策の深刻さ、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。 ・大都市圏の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないか。 ○　設定ごとに国は、「従うべき基準」から「標準」とする特例が設けられていない、言わに思のあるべきではない。 ○　特例提案は平成14年度末までとなっており、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障がでるため、現場では特例を活用したいと状況となっている。特例措置の時限を、「平成31年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないか。 ○　待機児童問題は、都市部における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保などを原因的にコストを伴うものであり、地方自治体に深刻な問題である。地方自治体が保育所等の合理的・安定的な制度運営の観点から、今回の地域要件の緩和を検討すべきである。 ○　地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域全体保育の実施主体を様々にも見つからないのが現状である。このような状況では、潜在需求の顕在化に対応しきれず、効果的確保に繋がらず、安定的な制度運営の観点からも、保育の地域要件の緩和を検討すべきである。 ○　提案団体の保育所では、保育室の隅に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督等の面からも問題なく、保育室と一体的に活用できている。 このようなスペースを所得活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支援は解消されるため、このような対応も検討すべきである。	○　児童福祉法第24条において、保育の必要性があると市町村が認める場合には保育を提供しなければならないとされている。 ○　貴自治体のご提案に対する見解については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、現時点で見解は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えている。 ○　特に、待機児童数、地域単位の観点から保育の受け皿確保の開発において貴自治体と上級自治体であっても、国基準を超える面積基準を設定し、様々な創意工夫のもとで保育の受け皿を整備していくなど、それぞれの地域の実情に即して行うことが望ましいと考えている。 ○　政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えたとしての必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、将来の施設の転用を見据えた等自治体の状況に応じた設置工夫をこうじながら、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。	6【厚生労働省】 （3）児童福祉法（昭23法164） （ⅰ）保育所における保育士の配置基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令第63）33条に係るそれぞれの年齢の基準日を年度末から年度初へ変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育士の配置基準が変わる場合の影響について、児童の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育所運営に関する調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （29）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平19法77） （ⅰ）幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）15条3項）等に係るそれぞれの年齢の基準日を年度末から年度初へ変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育士・保育所運営に関する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさない事業所に対する監査指導の流れについて、当分の間、平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。 （関係所省：内閣府及び文部科学省）	（3）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める政令（平成23年政令第百四十二号） （29）法律	平成30年4月26日 第6次地方分権一括法の公布の日から3月を経過した日施行（予定）	「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、都道府県が、保育所の施設の医療面に係る基準として合理的な理由が見込まれる範囲内で国の基準と異なる内容を定めることができる地域について、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の内容を定めることができる地域について、下記①～③の条件を満たす地域を対象とすることとした。 ① 前々年の4月1日時点の待機児童数が100人以上であること。 ② 平均地価が前々年の1月1日時点で三大都市圏のうち、最も地価が低い都市圏を超えていること。 ③ 市区町村が保育の受け皿整備のための土地確保施策を行っており、それでもなお土地確保が困難である旨及びその理由を公表していること。 第6次地方分権一括法案を196回国会に提出中。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条に、幼保連携型認定こども園の施設の保育室面積基準について、現在、保育所に対して適用されている「従うべき基準（少人数）」の規制と同様の特例措置を設ける。
223	－	－	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第３次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体independentが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 技術団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、実現にあたっては、その年度間に限るなど、適切な措置を講じること。	○　特例を適用できる地域条件を設けたとて、保育の質の代替策を講じた場合に限って認めるべきであり、「従うべき基準」として全国一律の最低基準を維持している。 ・特例を適用できる地域条件（例） ①潜在的待機児童が多い地域条件 ②第二特例提案の場合、「待機児童」に追加受け入れできるのは、年度後半の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある ・正規労働の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない ・保育の質の代替策（例） ①園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保 ②近隣支援施設員から適切な指導を受けられる体制の確保 ③程度の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置 ○　特例の適用期間については期間定とし、追加で入所できる児童を少数とする（例：年度当初第2期分クラス（保育士3名（児童18名））に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月（3人まで等）の定員とし、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないか。 ※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が年度間総通算した場合、公定価格の条除設定されていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が年度以内であれば、条除調整されないこととなった。 ○　保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはない指摘されている。 また、現時に事業者経営の不安定化するとの指摘については、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないか。 ○　提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域要件の実施主体を様々にも見つからない実態や、地域区分が異設市町村より低く、保育既設・社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態からも、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討をめる。	○　貴自治体のご提案に対する見解については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、現時点で見解は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えている。 ○　特に、待機児童数、地域単位の観点から保育の受け皿確保の開発において貴自治体と上級自治体であっても、国基準を超える面積基準を設定し、様々な創意工夫のもとで保育の受け皿を整備していくなど、それぞれの地域の実情に即して行うことが望ましいと考えている。 ○　政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えたとしての必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、将来の施設の転用を見据えた等自治体の状況に応じた設置工夫をこうじながら、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。	6【厚生労働省】 （3）児童福祉法（昭23法164） （ⅰ）保育所における保育士の配置基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令第63）33条に係るそれぞれの年齢の基準日を年度末から年度初へ変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育士の配置基準が変わる場合の影響について、児童の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育所運営に関する調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （29）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平19法77） （ⅰ）幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）15条3項）等に係るそれぞれの年齢の基準日を年度末から年度初へ変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育士・保育所運営に関する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさない事業所に対する監査指導の流れについて、当分の間、平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。 （関係所省：内閣府及び文部科学省）	（3）（29）前段 検討中 （3）後段 事務連絡 （29）後段 事務連絡	平成30年度中に調査を実施 平成30年1月19日 平成30年3月15日	検討中 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について（事務連絡）において、配置基準等を満たさないような保育所等における適監督の流れ等について具体的な留意事項等を示した。 （3）後段と同様	平成30年度中に、保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令第63）33条）に係るそれぞれの年齢の基準日を年度末から年度初へ変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等について、各自治体に対し調査を実施する。
257	－	－	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第３次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体independentが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 技術団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○　1次回答のとおりであるが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条は、幼稚園施設、小学校施設、寄宿舎施設を保育士に代えて配置することができる旨規定している。また、同基準第86条は保育所設市の際に必要な保育士の数を超えて保育士を置かうとなったときは、同基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定に当たり、当該超過分については都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるときは保育士とみなすことができる旨を規定している。 ○　なお、保育士が実施すべき業務が「保育支援員」に代替させることはするとの提案であるとすれば、保育の質の確保の観点から対応は困難。貴自治体の「保育支援員」はわずか2ヶ月間の研修時間と聞いており、1000時間の履修時間を必要とする保育士と比較して保育の質が低下することは明らかであると考えている。	6【厚生労働省】 （3）児童福祉法（昭23法164） （ⅰ）保育所における保育士の配置基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令第63）33条に係るそれぞれの年齢の基準日を年度末から年度初へ変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育士の配置基準が変わる場合の影響について、児童の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育所運営に関する調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （29）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平19法77） （ⅰ）幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）15条3項）等に係るそれぞれの年齢の基準日を年度末から年度初へ変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への観点から慎重を期すとともに、保育士・保育所運営に関する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、配置基準等を満たさない事業所に対する監査指導の流れについて、当分の間、平成29年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育教諭等確保の取組を支援する。 （関係所省：内閣府及び文部科学省）	（3）（29）前段 検討中 （3）後段 事務連絡 （29）後段 事務連絡	平成30年度中に調査を実施 平成30年1月19日 平成30年3月15日	検討中 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について（事務連絡）において、配置基準等を満たさないような保育所等における適監督の流れ等について具体的な留意事項等を示した。 （3）後段と同様	平成30年度中に、保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令第63）33条）に係るそれぞれの年齢の基準日を年度末から年度初へ変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等について、各自治体に対し調査を実施する。
104	－	－	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第３次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体independentが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 技術団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の支障が解決するまう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。 ・地方部の待機なし放課後児童クラブの人材不足は深刻である。現行の人員配置基準の特例措置の効果は極めて限定的で、実際には、同一敷地内に他事業所がない等、業務できない場合が生じている。 ・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの新設、分割ができず、待機児童がでたしり、児童40人を超えて受け入れるケースが生じている。	現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、現置できるべきと考える。 そのとで、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。	6【厚生労働省】 （3）児童福祉法（昭23法164） ・上記のとおり、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業の放課後及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条1項）の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は平成27の運営が可能な場合等に対応できるよう、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「地方分権の議論の場において検討することとされたことを踏まえ、平成30年2月19日に提案募集検討専門部会を開催。	引き続き、平成30年度中に結論を得るべく、地方分権の議論の場において検討を行う。

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実施による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	<追加共同提案団体及び他該当団体等から示された支障事例（主なもの）>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
105	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブの職員配置要件の緩和	体験する学校職員等との連携により放課後児童クラブを実施可能とする。	本市は、合併により、市北と長と、市内でも地域によって手育ての環境が異なる。人口が少ない放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用者数が多く、新設が必要な地域もある。 放課後子ども総合プランでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約80%を小学校内で実施することとしているが、利用ニーズが少ない地域では、働き子が少なく、新設が必要な地域では、教育上不足の指摘、支援員として勤務する最低資格（保育士、社会福祉士、学校教員等）が保育者確保は非常に厳しい状況である。 現行では、放課後児童クラブ1箇所に対し、2名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、省令10条5項で、利用者が20名未満の際に、放課後児童支援員1名を限度、同一敷地内の実施形態等可能とされているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できるとする。 また、利用者が一定数いる場合においても、学校等近隣に施設との連携により、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できるとする。 なお、当市では、学校内や市の出先機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。	本市は、合併により、市北と長と、市内でも地域によって手育ての環境が異なる。人口が少ない放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用者数が多く、新設が必要な地域もある。 放課後子ども総合プランでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約80%を小学校内で実施することとしているが、利用ニーズが少ない地域では、働き子が少なく、新設が必要な地域では、教育上不足の指摘、支援員として勤務する最低資格（保育士、社会福祉士、学校教員等）が保育者確保は非常に厳しい状況である。 現行では、放課後児童クラブ1箇所に対し、2名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、省令10条5項で、利用者が20名未満の際に、放課後児童支援員1名を限度、同一敷地内の実施形態等可能とされているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できるとする。 また、利用者が一定数いる場合においても、学校等近隣に施設との連携により、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できるとする。 なお、当市では、学校内や市の出先機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。	少子化が進行している過疎地域において、小規模な放課後児童クラブの運営継続や放課後児童クラブの増設をすることができる。 放課後児童クラブの運営継続や放課後児童クラブの増設をすることにより、待機児童の解消に資する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号） ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱	厚生労働省	福島県、中津川市	－	－	こうした提案は放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童支援事業所であって、利用者の支援に支障がないと認める場合には、補助員は放課後児童支援事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職員を兼務することができることとしており、人員においても施設の設整により、対応できる部分があると考える。	今回の提案は、当市にある「同一敷地内で兼務するなかで対応できる部分」だけでは問題の解消につながらないという空室に放課後の声を掛けたり、別の時間帯に別々にしたりさて、近接する人的資源の活用や時間帯による利用定員数の増減への柔軟な対応などによる、所間の自粛である。「まる・ひと・しこと」創生総合戦略の子ども子育て支援の充実、を進めるものである。 放課後児童クラブの人材不足は、子どもが少ない小規模な放課後児童クラブだけでなく、放課後児童クラブの一スが高く、新設等が必要な地域でも生じているが、現行の制度で、兼務できるのは「利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所」に限られている。 また、その担保措置が「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職員を兼務する」ことでしか認められないため、同一敷地内に施設がないケースでは活用できない。 放課後児童クラブと近接したカ学校や市の出先機関との連携や応援支援を行う放課後児童支援員を配置する、利用者数が少ない時間帯に限り、放課後児童支援員の配置を緩和するといった方法により、質の担保は可能である。 支援員の確保が大変厳しい状況はさらに深刻さを増しており、一定条件の下で基準緩和の選択肢を増やす、優しい地域の実情と責任によって市町村が基準を定めることができるよう再度、検討をお願いするものである。	－
303	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	放課後児童支援員の不足している地域で、既存の児童育成支援に携わる経験者等の研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の段階設置が終了するまでの間に、指導研修を実施しなければ、放課後児童支援員として勤務することができないため、本市でも平成31年度より、受託者に年間で計画的に支援員に受講させるよう呼びかけている。しかしながら、長年の実績に評価研修を受講し、全会体で実施されるため、本市の児童育成支援員が設定されていて、なかなか計画的に進んでいない受託者も見受けられる状況である。平成31年度から認定児童育成研修を受講した「放課後児童支援員（名簿系）」が誕生する予定であるが、この中でも放課後児童支援員の資格要件の緩和が課題である。 本市でも放課後児童支援員の確保には苦慮しており、放課後児童支援員の資格要件の緩和を要望する。	放課後児童支援員の不足している地域で、既存の児童育成支援に携わる経験者等の研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の段階設置が終了するまでの間に、指導研修を実施しなければ、放課後児童支援員として勤務することができないため、本市でも平成31年度より、受託者に年間で計画的に支援員に受講させるよう呼びかけている。しかしながら、長年の実績に評価研修を受講し、全会体で実施されるため、本市の児童育成支援員が設定されていて、なかなか計画的に進んでいない受託者も見受けられる状況である。平成31年度から認定児童育成研修を受講した「放課後児童支援員（名簿系）」が誕生する予定であるが、この中でも放課後児童支援員の資格要件の緩和が課題である。 本市でも放課後児童支援員の確保には苦慮しており、放課後児童支援員の資格要件の緩和を要望する。	－
25	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施による郡の職員配置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施による郡の職員配置基準の緩和	本町では、保護者の就労状況に限らず、子どもが放課後の遊び分活動に参加できるよう、放課後に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施（夫婦のプログラムと呼ぶ）している。 放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも幅広い知識・経験を有している。 また、放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職員経験者や大学生の学生が中心となっ活動しており、ボランティアの方で、ボランティアのような位置づけである。毎回人材の確保に苦慮している。 現在は1日1回授業一体型として実施しているが、両事業の人材の確保が困難で実施できない日数が出て、開いたたん員による事業運営ができていることから、一体的に実施する放課後等が可能であるとする。 厚生労働省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国的1万か所以上で実施することとしており、平成30年3月末時点で調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、3540か所であり、一体的な取組内容を見ると、1つ目課題として、人材の確保が困難（都道府県：43%、市町村：61.1%）であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する放課後児童支援員を確保することで、放課後児童クラブの人材確保の困難さを解消することができる。 放課後子ども総合プランにおいては、「地域の実情や活動内容により実施方法は柔軟に対応するものとされており、放課後児童クラブの職員配置基準（原則、放課後児童支援員を配置することとされており、利用者40人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員配置可）」に関しても、利用者が1人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員配置可、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2名（うち1人は補助員でも可）配置することとされていることから、郡部に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、全国一律の基準を適用し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2名（うち1人は補助員でも可）配置することとされていることから、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、1人の学習アドバイザーの人数を2人の配置が必要であると考える。 放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2人（うち1人は補助員でも可）配置することとされていることから、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全国一律的な取扱いが妥当であると考えるとともに、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施することが可能である。	放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の欲求状況に即応し、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を提供できる。	○児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成29年4月30日厚生労働省令第63号） ○放課後子ども教室推進事業等実施要綱	文部科学省、厚生労働省	長洲町	－	－	実現は困難。一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な預場所を提供するため、原一の小学校内等で教室運営を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものであり、両事業に携わる者の数を合わせて考えることは困難。現在の児童の安全の確保を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに各の放課後児童支援員を配置することは、必要なことと考える。	今回の提案は、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置するという現行基準は難回したと思。放課後子供教室と原一体型の場合には、両事業の職員の支援が得られることから、職員配置の緩和を求めるものである。 一体型で運営する場合であっても、放課後児童クラブは、利用児童が必ずしも40名（以下の場合）、放課後児童支援員を2名配置することとされており、問題に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、利用児童数の日安やプログラムの工夫を行えば、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員は2名で、安全確保が可能であると考える。 一体型で運営する場合であっても、両事業の利用児童数が合計40名以下の場合に、放課後児童支援員は2名だけでなく、安全管理員兼学習アドバイザー1名の計3名がいなければ、安全性が確保できないものは不合理ではないか。 放課後子供教室と一体型で運営する場合に、支援を要する子どもを受け入れる機会が増加しており、職員を加配したいが、現状では加配できない状況にある。現実の実現により、効率的な配置ができれば、その分の人材を加配が必要なクラブに配置する等、人材を効率的に配置し、人材不足の解消を行う事ができると考える。 また、安全確保対策として、職員それぞれの役割分担を明確にし、緊急時の連絡体制等の確立を行うことで、安全性は優れたると考える。	－
161	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業に係る事の資格及びその具体について「従うべき基準」から「従うべき基準」に格上げは参酌すべき基準に見直すこと。	放課後児童健全育成事業に係る事の資格及びその具体について「従うべき基準」から「従うべき基準」に格上げは参酌すべき基準に見直すこと。	1．背景 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、全国的に利用児童の高まりを受けて、厚労省は、平成30年6月に「放課後児童クラブ・放課後子ども総合プラン」を作成し、平成31年度末までに30万人分の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約80%を小学校内で実施することとしている。また、平成30年6月に厚生労働省から都道府県等に対して、「子育て支援事業実施計画」の策定を求めており、計画の策定が進められている。 しかしながら、市町村は、放課後児童クラブの運営を担う事業者の確保に苦しんでいる。そのような状況下、放課後児童支援員は、非常勤職員やパート・アルバイトが多く、雇用期間の長期安定化による、放課後児童支援員の、非常勤職員やパート・アルバイトの正職員化が求められている。 このような状況の中、「放課後児童健全育成事業に係る事の資格及びその具体について」の通知が発出されている。実際に、地方の現場等や職員等実務者の声や日常に実際に関係による「従うべき基準」は支障が出ているとの多数の声が、ここ数年の間から寄せられている。 2．具体的事例 ①人員配置基準について、放課後児童支援員の確保や効率的な運営の観点の適切な運営は、「放課後児童支援員の設置の基準」（平成27年厚生労働省令第63号）の中で、平成27年度末の時点で約7千人であった状況に対し、令和2年度末までに約2万人の放課後児童支援員を確保しなければ、放課後児童支援員として勤務することができないとしたが、令和2年度時点で、約1

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
105	－	－	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第３次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の阻害ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 なお、所管所省からの回答中「人所している施設との調整により、対応できる部分があ」となっているが、事業開始について提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が全て実現されるよう再検討を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	〇以下の実施を踏まえ、全国的な人材不足の支障が解決すると、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。 ・地方部の小規模な放課後児童クラブの人材不足は深刻である。現行の人員配置基準の時間授業の効果は極めて限定的で、実際には、同一敷地内に他事業所がない等、兼務できない場合が生じている。 ・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの新設、分割ができず、待機児童が生じたり、児童40人を超えて受け入れるケースが生じている。	現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に伴え、最低基準として実施したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により撤和することは、慎重であるべきと考える。 そのうえで、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。	6【厚生労働省】 （3）児童福祉法（昭22法164） （ⅳ）上記のほか、施設事業の実施については、以下のとおりとする。 ・放課後児童支援員・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条1項）の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「地方分権の議論の場において検討」することとされたことを踏まえ、平成30年2月19日に提案募集検討専門部会を開催。	引き続き、平成30年度中に結論を得るべく、地方分権の議論の場において検討を行う。
303	－	－	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第３次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の阻害ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○認定資格研修と児童厚生員研修の内容は類似しており、子どもの発達の理解、保護者との連携や安全対策など、放課後児童支援員として従事するために必要な知識が含まれているためも、認定資格研修創設当時の経緯や児童厚生員研修の内容等を踏まえて、検討していただきたい。	放課後児童支援員の質を確保し、処遇改善を進めるとともに、放課後児童支援員研修を受講し、放課後児童クラブに運営するために最低限必要な知識を習得させることは重要と考えており、慎重であるべきと考える。そのうえで、ご提案の内容も踏まえ、研修受講に伴う負担を考慮した多様な研修方法のあり方について検討を行うことは可能である。	6【厚生労働省】 （3）児童福祉法（昭22法164） （ⅳ）上記のほか、施設事業の実施については、以下のとおりとする。 ・認定資格研修の受講料については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。	検討中	平成30年度中に結論を得る方向で検討し、その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。	平成30年3月27日に、自治体向けに「「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に係る実施調査について」を発出し、放課後児童支援員認定資格研修に関する自治体の考え方を調査。	引き続き、調査結果等も踏まえ、平成30年度中に結論を得るべく、検討を行う。
25	－	－	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第３次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の阻害ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○放課後児童クラブは、利用者がおおむね40人以下の場合、放課後児童支援員等を２人配置することとされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施する際に、人数の目安やプログラムの工夫等により、職員計２人で実施することができるのではないか。	現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に伴え、最低基準として実施したものであり、一律に参酌基準化により撤和することは、慎重であるべきと考える。 そのうえで、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。	6【厚生労働省】 （3）児童福祉法（昭22法164） （ⅳ）上記のほか、施設事業の実施については、以下のとおりとする。 「放課後子ども総合プラン」（平28文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づく、放課後子ども教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が少ない場合の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：文部科学省）	検討中	平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	平成30年3月27日に、自治体向けに「「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に係る実施調査について」を発出し、登録児童数の変動や安全確保策について実態を調査。	引き続き、調査結果等も踏まえ、平成30年度中に結論を得るべく、検討を行う。
161	【静岡県】 一定のレベルを備えた支援員の必要性は当然のことであるが、現状の基準では高卒以上でなければ、放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められない。中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修の受講を認められないのであれば、研修の受講資格要件に係る基準について、参酌すべき基準とするなど、各自治体の判断で必要な人材が必要な講習を受講できるようにしていただきたい。	－	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第３次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の阻害ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。	○従うべき基準の制定に起因した、放課後児童クラブの人材不足が全国的な強い要請となっていることを実際に受けまめ、従うべき基準の見直しを直ちに検討していただきたい。 ○放課後児童クラブにおける児童１人あたりの面積基準1.65㎡については、クラブ全体の25%で、基準を満たしていないという実態を考慮し、参酌すべき基準とされた経緯がある。放課後児童支援員不足の実態を踏まえ、人員配置基準、人員資格基準についても同様に、実態に配慮した検討があって然るべきである。 ○小学校の様式学級では、複数の異年齢児に対し、教職員１人を配置することとされている。放課後児童クラブにおいても、同様に、プログラムの工夫等によって、放課後児童支援員１人で質を担保したサービスの提供が可能ではないか。	現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に伴え、最低基準として実施したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により撤和することは、慎重であるべきと考える。 また、人員資格基準についても、放課後児童支援員の質を確保し、放課後児童支援員研修を受講し、放課後児童クラブを運営するために最低限必要な知識を習得させることは重要と考えており、同様に、一律に廃止又は参酌基準化による緩和については、慎重であるべきと考える。 そのうえで、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。	6【厚生労働省】 （3）児童福祉法（昭22法164） （ⅲ）放課後児童健全育成事業（子ども・子育て支援法（平24法65）59条5号及び児童福祉法6条の3第2項）に従事する者及びその員数（児童福祉法34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、そのその安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化すること について、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「地方分権の議論の場において検討」することとされたことを踏まえ、平成30年2月19日に提案募集検討専門部会を開催。	引き続き、平成30年度中に結論を得るべく、地方分権の議論の場において検討を行う。
22	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　第１次とアリングにおいて、構成員から、許可基準の明確化が図られた際、許認可手続の具体化・明文化を求める意見があったのに対し、厚生労働省からは、水道事業の体準および各基準・手続を規範できる解説書を準備するという趣旨の発言があったところである。 ○　ついては、厚生労働省において今後の水道法施行規則の整備と併せ、提案団体の提案趣旨を踏まえ、当該解説書の作成に向けて、引き続き、検討を進めていただきたい。	○　一次回答に示したとおり、水道事業者が給水区域を縮小する場合は、事業の一部を廃止することに相当し、水道法第10条（事業の変更）ではなく、同法第11条（事業の休止及び廃止）の規定に基づく手続を採ることとしており、水道法逐条解説（厚生省水道環境部水道法研究会編）でも施明しているところ。 ○　第193回通常国会に提出した「水道法の一部を改正する法律案」において、給水区域の縮小を全国に渡り一般的な手続を厚生労働省令で定めることと、廃止予定の給水区域内に水の需要がある場合には、需要者の同意や飲用井戸の使用等の他の手段によるその援用見込み等を許可の要件とすることを検討しており、同法律案成立後に省令等を整備することにより、給水区域を縮小する場合の許可基準を明確化する予定である。 ○　なお、廃止する予定の給水区域内において、既に給水を行っていない区域の地権者から同意を得ることを許可の要件とすることは考えていない。	6【厚生労働省】 （18）水道法（昭32法177） ハ　既少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等の課題を踏まえた水道法の見直しに合わせて省令等を改正し、給水区域を縮小する場合の手続及び許可基準を明確化するとともに、「水道事業等の認可の手引き」を改正するなどの方法により、具体的かつ詳細な手続及び許可基準を地方公共団体等に周知する。	省令、手引き（通知等）	今国会に提出した水道法の一部を改正する法律案の成立後、省令等を改正し、改正法の施行と同時に施行予定	（「水道法の一部を改正する法律案」（平成30年3月9日閣議決定）を第196回通常国会に提出。）	今国会に提出した水道法の一部を改正する法律案の成立後、省令等を改正し、改正法の施行と同時期に施行予定。

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による社会的利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	<追加共同提案団体及び他該当団体等から示された支障事例（主なもの）>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
31	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のさらなる預かり場所の見直し	【支障事例】 ファミリー・サポート・センター事業は原則会員の自宅で預かりを行うものであり、センターが提供した施設で子育ての預かりを行う場合は対象外とされている。 しかしながら、当面では、多電性の発達障害があるなど、自宅での預かりが困難である特別な場合があり、センターが提供した施設の利用が必要な事例が生じている。 当該ケースでは、子どもが自宅にある物品を破損する可能性が高く、自宅での預かりができない。 【制度改正の必要性】 放課後子ども教室など複数の子どもを預かる他のサービスの場合、多動性の発達障害のある子どもは不相状態になりやすいため、1：1でサービスを提供する。 ファミリー・サポート・センター事業で預かり引き受ける必要がある。また、当該自治体には他の受け入れ可能な預かり制度がない。預かりの時間の柔軟性としたい。 解決からは、ファミリー・サポート・センター事業を利用できるようにする必要がある。 会員からは、自宅で預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた施設での預かり引き受けとすることで、子どもの状態にあった場所で預かりを実施することができるとともに、会員の場所の使用の負担が減ることから、ファミリー・サポート・センター事業による預かり利用・提供しやすくなる。	ファミリー・サポート・センター事業は、預かりの時間や場所などに対して柔軟に対応できる事業であり、要件を緩和することにより、子どもの預かりの制度の拡充に繋がっていく。 ファミリー・サポート・センター事業を活用することで、子どもを預かる会員の負担を軽減することができるとともに、地域に開かれた場での預かり引き受けとすることで、より地域に対する支え合いの輪が広がることが期待される。	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の2の2 4. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱	厚生労働省	高知県	提案市、ひたちなか市、大阪府、茨木市、加西市、千葉県、新潟町、都城市	○現在会員がなく、活力のある産業とする中核となり地域活性化、活力の活動会員の自宅へ活動者ほかは現実的ではなく、依頼会員の自宅での預かりに活用活動があるため、自該地域で預かり引き受けとする。利用が安全である。 ○ファミリー・サポート・センター事業の利用者の預かりが原則となっており、利用会員の中には、自宅で預かりが困難な場合、民会員間で自宅を使える場合は施設での預かりも可能である。ただし、この場合においても、1対1の預かりの原則は守られるべきものであると認識いただきたい。	当該事業は、援助を受けたい会員と援助を行いたい会員をマッチングする相互援助活動支援事業であり、預かり場所は原則援助を行う会員の自宅としている。ただし、やむを得ない事情などにより、やむを得ないなどの理由で預かりが困難な場合、民会員間で自宅を使える場合は施設での預かりも可能である。ただし、この場合においても、1対1の預かりの原則は守られるべきものであると認識いただきたい。	現行の原則における「ファミリー・サポート・センターが提りとげた施設において子どもの預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、ファミリー・サポート・センターが借りとげた施設での預かりを一切禁止していると解釈される。特に活動に慣れない頃は、自宅での預かりについて、提供会員や依頼会員から不安の声が多く、あったっることから、公共施設等で預かり引き受けることで、会員の不安が解消され、制度の利用が促進されることが期待されるため、公的な議論等（例えば公民館や地域の集いの場）での預かりができることを明示する等、柔軟な見直しをいただきたい。また、対象児童に特殊なニーズがある場合など自宅での預かりが困難な場合で、民会員間で自宅がある場合は、実時自宅以外での預かりを行うことになるため、自宅での預かりを原則とすることについても、併せて見直していただきたい。	－
89	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の登録人数要件の撤廃	地方の実情に応じ、会員数50人を目安に設置する事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、会員数50人未満の場合であっても運営が可能な制度とすること	【支障事例】 ファミリー・サポート・センターの運営については、50人以上の会員が必要とされているが、ニーズがあるにも関わらず、事業開始時に50人の会員を募ることが難しいという声が県内市町村から多数寄せられている。 【現状】 市町村単独で会員数50人の要件を満たせない場合、近隣の市町村と合同で事業の実施することができるとされているが、市町村の運営が広く、他の自治体との了わなが長い場合等に、実際に距離ではる隣接会員は同一市町村内に限られるため、合同で実施するメリットが乏しく、未実では、平成16年に高知市で開設されており、平成28年に佐川町で開設されるまで、県内では実施市町村が1箇所のみという状況が続いていた。 【制度改正の必要性】 ファミリー・サポート・センター事業を実施している高知市の実績を基に、県内の人口が少ない市町村で不測される依頼会員の人数を算出すると、15人程度であり、実際に活動している依頼会員と提供会員の比率は3：2となっている。 県内では、会員50人未満の場合に高知版ファミリー・サポート・センター事業を県単独費用で実施しているが、おおむね30人程度登録会員がいれば体制を確保することができると考えている。 昨年度実施知版ファミリー・サポート・センターを開設した香南市についても、会員数50人未満でも問題なく会員の依頼に対応し、センターの運営が実施できている。 会員人数要件を是直すことにより、小規模自治体においても、ファミリー・サポート・センター設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになる。	ファミリー・サポート・センター事業は、預かりの時間や場所などに対して柔軟に対応できる事業であり、子育てしながら働いている方への心強いサポートになるとともに、地域での支え合いが広がることも期待される事業である。 会員要件を緩和することにより、規模のやさな自治体においても、センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになることが期待される。	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の2の2 4. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱	厚生労働省	高知県	福島県、鳥取県、徳島県、後賀県、茨城県、千葉県、沖縄県	○本県は平成27年11月、国の基準である会員数50名以上を満たすセンターの整備が進下を城で完了したが、近隣の市町村による合同実施など、県下2市町村に対して13センター中カ/ハ（いない）の規模での実施が可能になれば、多様なニーズに対応が効率的に対応できるようになると考える。 ○利用会員50人未満では活用の機会が受けられないが、広域で実施する預助活動・移動時間の面から、利用者の不便さが増すという支障が生じる。 ○会員数の要件により、国家補助の対象とならないものの、市単独の事業として、ファミリー・サポート・センターと同内容の事業を実施していこうと自治体がある。 ことから、自治体の規模等地域の実情に応じた運営ができるよう、制度を変更されたい。 ○現在は解消されているが、当面に至っても過去に会員が無まるが、補助を受けられない自治体があった。 ○本県においても、3市において会員数が50人未満であり、単町営等で事業を実施しているケースがある。 ○本県においても、50人未満の事業形態であり、当該自治体は、人口減少傾向にあるが、財政の規模に苦慮しており、要件の緩和が望まれる。 ○要件が緩和されることにより、近隣市町村との合同実施が実現し隣接地域市町村においても、地域のニーズに応じた事業の実施が可能となり、子育て支援の充実を図ることができる。 ○本県内市町村では既知の活動を行っている民間団体があるが、会員数が支障となり、制度実施に至っていない。地域の子育て援助活動の確実な支援のためにも会員数の規制緩和は重要である。	当該事業は、地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員相互援助として、会員間の相互援助活動を実施するものである。そのため、援助のニーズとニーズに対応する会員が必要となる。 地域の実情に応じて、会員数の相互援助活動を実施することは可能であり、多様なニーズに対応する体制があることを前提に、受け容れ側において、会員数以外ごとに基準設定をしておいた、その下限を会員数以外一致人としているが、まずは実態を把握してまいりたい。	実知県では、会員数が50人未満の中規模なセンターを「高知版ファミリーサポートセンター」として県単独費用で補助を実施しているところであるが、会員数が50人未満のセンターでも、依頼会員からの依頼に応えられなかったケースはなく、ニーズに対応できていると反応にある。地方には既固の子育てサービスがなく、サービスの選択肢がないし、柔軟な子育て支援制度であるファミリーサポートセンターは地方でも必要とされており、早急に検討いただきたい。	－
36	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の認可中核市の権限などについて、市町村への移譲の検討	幼保連携型認定こども園の認可中核市の権限などについて、それぞれの設定こども園の移譲	本市は平成26年度の開業直後で、認定こども園の全般型は、市町村による認定中核市の対象であるため、現段に関する事務は市町村が行っており、設定と確認に関する事務は未通する新分もあるこから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという現実を行った。 なお、当時の事務処理時例制度を活用することの回答を受け、受領書と協議を重ね、平成28年度から幼保移譲を受けたところである。 これにより、翌日が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効果的、効果的な幼保移動の確保等につながった。 一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方が一致しては、市の考え方が事務に反映されたは限らないため、法令によって異なかに中核市の権利の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになるかと、権限移譲をめる。	宮口が一本化されることで、事業者の手続等に係る負担が減少するほか、設定こども園の幼保移動規程をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。 事務処理特例制度は、あくまで「特例」であり、未来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、真の地方分権に繋がる法令、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとって更が無く、一律に事務に取り組むことができる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市	青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、金沢市、豊橋市、豊田市、高槻市、倉敷市、高知市、久留米市、沖縄県	○幼保連携型認定の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 ○幼保連携型認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 ○ファミリー・サポート・センター事業の利用者の預かりが原則となっており、利用会員の中には、自宅で預かりが困難な場合、民会員間で自宅を使える場合は施設での預かりも可能である。ただし、この場合においても、1対1の預かりの原則は守られるべきものであると認識いただきたい。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。	他団体からの事例にもあるように、移譲により多くのメリットが得られるとともに、全国的な課題である保育の受け皿の確保等につながることから、各府省において、実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。	－
253	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定事務等・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市に移譲する。	幼保連携型認定こども園以外の認可権限：知事、政令市、中核市 幼保連携型認定こども園以外の認定権限：知事、政令市（H30年4月～）	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しており、市として認定こども園に係る事務を一体的に進めていく。 幼保連携型認定こども園の認可権限：知事、政令市、中核市 幼保連携型認定こども園以外の認定権限：知事、政令市（H30年4月～）	幼保連携型認定こども園以外の認可等の権限と併せて、幼保連携型認定こども園の認可等の権限を移譲することで、認定こども園に係る事務について、市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や市町村窓口での事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、福岡県、沖縄県	旭川市、青森市、福島市、八王子市、長野市、金沢市、豊橋市、豊田市、倉敷市、姫路市、熊本市、沖縄県	○施設類型によって規限を変する自治体が多うたの、事業の時点で認可、認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続が煩雑になるとともに、市として認定こども園に係る事務を一括的に進めていくことっていない。幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型認定こども園の認可等の権限を移譲することで、認定こども園に係る事務について、市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や市町村窓口での事務の効率化につながる。 ○幼保連携型認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 ○本市では子育て支援策の一環として、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る事務を一括して行っており、市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や市町村窓口での事務の効率化につながっている。 ○ただちに、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施していることろである。しかしながら、現在施設を行っている実例については私立幼稚園一認定こども園を認定権限を有していない現行法のもとでは、幼保連携型認定こども園に係る認定権限を有していないことから、私立幼稚園への移行に関しての支援がスムーズにはいかないことが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は多くの双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園に支障をきたす恐れがあり、同じく問題である。 ○地方における、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施していることろである。しかしながら、現在施設を行っている実例については私立幼稚園一認定こども園を認定権限を有していない現行法のもとでは、幼保連携型認定こども園に係る認定権限を有していないことから、私立幼稚園への移行に関しての支援がスムーズにはいかないことが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は多くの双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園に支障をきたす恐れがあり、同じく問題である。 ○「認定事務の事務システム」が、「認定権限」については、提案のとおり事務権限を他につなげるとも、制度的補完等の提案がなされるとの検討は地方側でもあると考えるが、「認定業務」の業務内容を見る場合については、私立学校設置者との調整等は最大である。 ○認可申請等当初の提案事務手続事業型認定こども園への改修等を申請した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、事に対する認定の事前協議及び認可申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。 市と県の事業間において幼保移動の事業に対する考えが違う場合、認可申請等当初の提案事務手続事業型認定こども園への変更を希望した際に、中核市における保育所認可は無しがあり、事に心と認定こども園の認定が無れたにいろケースが出て、個に認可所保育施設を利用する「特定認定施の定定が施設設を利用できなくなる可能性がある。 特定認可保育施設型認定こども園の申請があった場合、市に対して認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することはできない。 ○現在、認可所保育が一本化されたことにより、認定市に市の権限が移譲されたことにより、認可申請の事務が簡略化されたとの認定申請者にて対しいや考えている。しかし、認定が不確、確認が出ないケースがあり、市にとっては、認可申請の考え方は出ていないが、事例に関しは、ほかかれば事前協議で相談に不足の申請をできない、認定はしたいとも制度上はおるとの、実現は難しいとの、考え方方策ーすがのみでも、全ロ一生ないて様ない。 ○現在の認可保育と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、体法同様の書類の提出をさせられるなど、事業者にとっては負担が大きいなっている。認定こども園（認定未定への保育所を対象事業者）によって、一般的な保育認可が不明確であり、あれ主体から対応が難しくなっている。認定こども園の認定権者と市認定権者（保育施設の権限権者）が異なり、各々独自性を発揮を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政ロ下負担の意明点や市独自事業の要件が多数あるとっている。 ○本市では、異なれた支障事例はないが、保育のため、市独自においては認定こども園の指定によって認可（認定）権限が付与されているため、制度改正が必要と考える。 ○幼保連携型は法定同様の認定基準としているが、また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所（幼稚園）からの移行が多いため、既存園の実情を把握していない中核市において、認定するケースが発現がとの意がある。	中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。	早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。	－
41	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	公費負担医療における特例的な自己負担限度額について上限額の算定式の廃止	公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、法令に基づき、所得に関わらず一律の限度額（80,100円＋（医療費－267,000円）×1%）が適用されている。 しかし、公費負担医療受給者に高所得者が多くなっていることから、この特例的な算定式を廃止し、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額を適用することを求める。	公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、法令に基づき、所得に関わらず一律の限度額（80,100円＋（医療費－267,000円）×1%）が適用されている。 しかし、公費負担医療受給者に高所得者が多くなっていることから、この特例的な算定式を廃止し、健康保険医療に係る高額療養費の自己負担限度額を適用することを求める。 【現状】 難病及び小児慢性特定疾病医療費助成事業（以下「難病等」）の対象となる者は、2つの区分と所に算定式で適用した場合には公費負担を限度することができる。 なお、公費負担医療のうち、指定難病特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費に関しては、特例的な算定式ではなく、所得区分に応じた自己負担限度額が設定されている。	公費負担医療の利用者の有無に関わらず、負担限度額設定値を満行（実記された内容は区分アーオのいずれか）としているため、特別な事務処理が増えるものではなく、対応可能である。医療機関、国保連合会、社会保険診療支払基金へ難病医療及びの児慢性特定疾患と同様の請求をすると実知版度をすることが多くなるだけである。 また、保険者の現場においては、社会保険制度の根底に関わる他法優先の考えが必ばず、より多くの公費が投入される制度の是正という制度の是正という趣旨から、現場を求めていくべきものと考える。 現行の運用を継続することは、大きな負担感を国民全体に強いるものであり、社会保険制度の長期的な健全運営のため、早期に改善することがあれられるものと考える。	事務処理については、現状においても公費負担医療の利用の有無に関わらず、負担限度額設定値を満行（実記された内容は区分アーオのいずれか）としているため、特別な事務処理が増えるものではなく、対応可能である。医療機関、国保連合会、社会保険診療支払基金へ難病医療及び小児慢性特定疾患と同様の請求をすることが多くなるだけである。 ・事務処理が比の可能なのか。 ・医療保険制度が個人ゆ、保険者の現場が混乱するか。 等慎重に検討する必要があり、慎ち所対応することは困難である。	－
48	A 権限移譲	医療・福祉	原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業登録等の事務の国から都道府県への移譲	原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業登録等の事務に係る権限を国から都道府県に移譲することを求める。	【現状】 毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物劇物製造（輸入）業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務については下の区分で行うこととされている。 （原生産者又は） ・原体の製造（輸入）を行う業者 （都道府県等） ・製剤の製造（製剤の小分けを含む）、又は原体の小分けのみを行う製造業者 ・製剤の輸入のみを行う業者 なお、厚生労働大臣が行うとされている事務については、都道府県知事が申請書受付、現地調査及び登録可否に係る意見を地方厚生局に行っている。 【支障事例】 ・厚生労働大臣が行う事務については、都道府県と地方厚生局事務調整に時間を要するため、都道府県知事が行う事務と比べて1か月程度多くの時間がかかっている。 ・原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業者からは、地方厚生局での登録業務が主業の可能性があり、登録更新及び変更届出等の事務についてはこれまでどおりの対応を求める。 ・なお、これまでに各申請に対する処分（登録可否等）について、福岡県の創申内容と地方厚生局の意思が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまでなかったとはいえ、したがって、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	【効果】 都道府県から地方厚生局への連絡や地方厚生局から都道府県への意見聴取が必ずなくなることで、事務処理期間の短縮が図られ、原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業者の利便性を高めることができる。	毒物及び劇物取締法 第4条第1項から第3項まで、第5条第3項、第第6条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	厚生労働省	九州地方知事会	福島県、滋賀県、徳島県	○当県では、地方厚生局登録営業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒劇物の追加製造・輸入の申請があった場合、単なる対応が困難であり、業務の利益及び利便性を損ねる。 ○毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づく、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務のうち、厚生労働大臣が所管している事務については、提案通り問題ない。 これまでに申請に対する登録可否等について、本県の結果や内容と地方厚生局の意思が異なるなど、協議を行った事例等はないものの、地方厚生局と問に決定でき、事業者の利便性の観点から都道府県に対して取扱できるのが望ましいと考える。 ○一方、これまでに、原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業者からは、地方厚生局での業務がメインであり、「地方厚生局の審査が異なるケースがあった」、「協議を行った事例等はこれまでなかった」等に、登録変更申請について、 ・なお、これまでに、各申請に対する協議内容と地方厚生局の意思が異なるケースがあった事例等はこれまでなかったとはいえ、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	毒物及び劇物の汎用性に汎又の高い原体（100%の純度のもので毒性・劇性が非常に強いは、広域的に流通するものもあり、不適の事故及び何らかの甚大な災害等が発生した場合、自治体自ら広域的対応を求められることが多いが、そのためにも、このような事態が発生した場合、国では、原体の製造（輸入）業のみを国の事務とする必要性はないと考える。そもそも、製剤の製造（輸入）、原体の製造（輸入）にかかわらず、現地調査は都道府県が実施している。 ○著大な災害等が発生した場合であっても、毒物劇物監視指導指針に従い、厚生労働省等へ通報・報告を行っており、かつ、厚生労働省及び自治体間の緊急連絡先も共有されており、情報の把握や可能とする機関体制が構築されていると考える。 ○ともども、製剤の製造（輸入）か原体の製造（輸入）かの違いにより、申請業務のあり方や手数料の納付方法が異なるなど、事業者にとって、分かりにくい制度となっていることが問題である。都道府県に登録の権限を一元化することにより、事業者にとってなかっやすい制度となり、国が規制的に取り組んでいる申請業務の行政手続きコストが削減できる。また、少なくとも、地方厚生局での事務処理期間を短縮することができる。 ○都道府県には、申請書から、いつ登録されるのかとの問合せが寄せられており、その際には、原体の製造（輸入）業については地方厚生局において登録業を作成する等の法制度に関する知識を行ったとて、すでに設申書を出えて厚生局に対して進捗を行っていること、厚生局から登録業が届き次第連絡する旨を伝げて対応していることろである。	－

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
31	【提案内】 厚生労働省見解は「施設での預かりも可能である」としているが、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱の改正により「センターが借り上げた施設で子どもの預かり（子育て援助活動支援会員宅での預かりを除く。）を行う場合は対象外」とならないよう、センターが借り上げた施設における預かりも事業対象としていただきたい。 【其他内】 支援児のみならず、新興住宅地などでは援助会員の自宅が遠いため支援できない場合も多くあることから、新興住宅地域内の集会室などをセンターが借り上げ、そこで預かりを行うことで実援体制を強化できる。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○現行の要綱における「ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設において子どもの預かりを行う場合は、当該事業の対象外とする」という文言では、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設での預かりを一切禁止していると解釈されるため、早期に要綱を改正していただきたい。 ○依然に慣れない間の自宅での預かりについて、提供会員や依頼会員から不安の声が多く、「自宅での預かりを原則とする」ことについても、見直すべきではないか。	現行制度で対応可能となっているが、実施要綱の規定がわかりにくいという指摘を踏まえ、自宅以外の施設等での預かりについて不明である旨明記する予定。なお、自宅以外は例外措置という現行規定を見直し、児童福祉の施策を自宅と公園から場所にして例示する内容に改正する予定である。実施時期としては、来年度の要綱改正時に他の改正事項と併せて対応することとしたい。	6【厚生労働省】 （31）子ども・子育て支援法（平24法65） （１）子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（当面は平成27年度末まで） 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」（平成26年4月1日厚生労働省社会福祉・援護局長通知）を改正する。	通知等	平成30年4月中	「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」を改正する。	平成30年4月中を目途に左記通知を発出予定。
89	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○実態調査の結果を踏まえて、地方自治体の実情に応じた運用ができるよう、強力的な要請を早期に検討していただきたい。また、検討の具体的なスケジュールについても、明らかにしていただきたい。	当該事業全般の実施状況等について平成29年度に調査を行い、結果を基に、登録人数要件に係る適切なあり方についての検討に着手する。	6【厚生労働省】 （5）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 以下に掲げる事項・規模については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項及び4項並びに4条1項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の異議（3条5項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議（3条7項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条9項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付（3条10項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を廃園した場合の公示（3条11項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を廃園した場合の公示をした際の資料の提出（3条12項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等（20条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等（30条） （関係府省：内閣府及び文部科学省）	検討中	平成30年中に検討し、結論を得る。	現在、調査結果のとりまとめを行っているところである。	平成30年中に検討し、結論を得る。
36	－	－	【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め検討を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績がよかった政令で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことどうか。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。	○文部科学省より、「幼稚園関係からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・協議を行っている」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。	・引き続き中核市長会における検討を注視していく。 ・幼稚園（団体・例）には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。	5【厚生労働省】 （5）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 以下に掲げる事項・規模については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項及び4項並びに4条1項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の異議（3条5項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議（3条7項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条9項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付（3条10項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を廃園した場合の公示（3条11項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を廃園した場合の公示をした際の資料の提出（3条12項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等（20条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等（30条） （関係府省：内閣府及び文部科学省）	法律	平成31年4月1日施行（予定）	第6次地方分権一括法案を196回国会に提出中。	第6次地方分権一括法案を196回国会に提出中。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 以下に掲げる事項・規模については、中核市に移譲する。 ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務（34条1項1号） ・教育・保育施設の確認の取消し等（40条1項2号） （関係府省：内閣府及び文部科学省）
253	－	－	【全国知事会】 中核市については、手挙げ方式も含め検討を検討すべきである。 また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績がよかった政令で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことどうか。 【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。	○文部科学省より、「幼稚園関係からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・協議を行っている」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。	・引き続き中核市長会における検討を注視していく。 ・幼稚園（団体・例）には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。	5【厚生労働省】 （5）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 以下に掲げる事項・規模については、中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項及び4項並びに4条1項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の異議（3条5項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定する場合の協議（3条7項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条9項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を認定した場合の申請書の写しの送付（3条10項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を廃園した場合の公示（3条11項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を廃園した場合の公示をした際の資料の提出（3条12項） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等（20条） ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等（30条） （関係府省：内閣府及び文部科学省） （6）子ども・子育て支援法（平24法65） （１）以下に掲げる事項・規模については、中核市に移譲する。 ・教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ定められた基準の遵守義務（34条1項1号） ・教育・保育施設の確認の取消し等（40条1項2号） （関係府省：内閣府及び文部科学省）	通知等	平成30年夏頃（予定）	地方からの提案を踏まえた対応を検討中。	平成30年夏頃までに、通知等により、保育士が確保できずに止むを得ず判断定員を減少せざるを得ない等の場合において、市町村による保育士等の確保のための助言や支援を促す方向で検討。
41	【豊田市】 全ての公費負担医療における高額療養費の自己負担限度額を所得区分に応じて設定することとした場合、当該の事務負担の軽減を図ることができる。しかし、その実現のためには公費医療担当課との調整が必要であり、また公費医療担当課においては受給者証の様式や記載内容、発行時期の見直しなどが追加業務として予想される。	－	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、公費負担、事務処理を組み、総合的に検討すること。		ご提案については、自治体や保険者の事務負担や財政への影響等について、関係団体から意見を聴取しながら総合的に検討してまいりたい。	6【厚生労働省】 （1）健康保険法（大11法70） （８）公費負担医療における高額療養費の算定については、地方公共団体や保険者の事務負担や財政への影響を踏まえつつ、その見直しの必要性について検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	検討中	財政影響及び保険者における事務負担の調査に向けて、その方法等につき検討中。	公費負担医療における高額療養費の算定について、地方公共団体や保険者の事務負担や財政への影響を踏まえつつ、その見直しの必要性について検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
48	【福島県】 ①該当なし ②都道府県及び地方厚生局における登録可否等の判断基準が同一であることから、都道府県からの通達及び地方厚生局からの交付に係る期間（概ね７～１０日間）が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながると考える。 ③品目追加による登録変更申請等の際、立入調査の日程調整や登録までの事務処理経過の該当期間の時に、できるだけ早く登録がほしい旨、要望を聞く場合が多い。（昨年度は、申請件数３件中２件の業者において要望があった。） 以上のことから、原体を製造（輸入）する毒劇物製造（輸入）業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。	－	【全国知事会】 権限移譲に向たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。 なお、複数都道府県にまたがる事業者の取り扱いについては留意が必要。	○　大都市部の都道府県へのヒアリング実施時期をはじめ、今後の検討スケジュールを示していただきたい。 ○　年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。	提案のあった、毒劇物の原体を製造（輸入）する者に対する毒劇物製造（輸入）業登録の事務については、国から都道府県へ移譲することとする。 ただし、原体の実態に鑑みたっては、製造業者等が製造及び保管等している毒劇物の情報を国及び都道府県間で把握できる組織体制や仕組みの整備が必要である。現在、具体的な組織体制等について検討するため、都道府県及び地方厚生局に対してアンケート調査を実施している。具体的な調査項目は、災害発生時等における対応及び情報共有の状況の把握、各都道府県で複数登録された際の受入体制整備のための人員・予算要求及び予算執筆例改正等のために必要な期間等である。 当該アンケートの結果を踏まえ、 ①　平時に加え、災害発生時等における地方厚生局（又は厚生労働本省）と都道府県の間、各都道府県相互の間での情報共有の体制等の整備、 ②　国に保有している資料の引継ぎ等、毒物劇物の原体の製造業・輸入業の登録に係る事務の移管に向けて必要となる事務的対応、 ③　上記①及び②を踏まえた都道府県の組織体制の強化等 について検討し、都道府県の受入体制等の整備等に要する期間等を考慮したとで、実施可能な移譲時期のスケジュールを検討してまいりたい。	6【厚生労働省】 （2）毒物及び劇物取締法（昭25法303） 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。 事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・毒物及び劇物の原体の製造の原体（小分けを除く、以下同じ。）を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録（4条1項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取締法の遵守の確保（7条3項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更（9条1項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出（10条1項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等（17条1項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消等（19条1項から4項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消に係る聴聞の期日及び場所の公示（20条2項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合等の措置（21条1項）	法律	平成32年4月1日施行予定。	毒物及び劇物取締法の一部改正を含む、第8次分権一括法が閣議決定された（平成30年3月9日）。	－

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による社民的利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係所省庁	団体名	その他（特記事項）	<追加共同提案団体及び他該当団体等から示された支障事例（主なもの）>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
39	A 規制撤廃	医療・福祉	医体設置者及び開体輸入業者の登録等に係る事務権限の移譲	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、医体の設置者や「輸入業者の登録等」に係る事務権限を都道府県に移譲すること。	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等が定められているが、申請すると厚生労働省により事務手続きが厚生労働大臣又は都道府県知事に区分されて事務権限が移譲されていない。 【所管業務】 ○厚生労働省　※法第4条第1項 ・医体の製造を行う製造業者 ・医体の輸入を行う輸入業者 ○都道府県知事　※医行令第36条の7 ・劇物の製造（劇物の小分けを含む）、若しくは医体の小分けのみを行う製造業者 ・劇物の輸入のみを行う輸入業者 一方で、厚生労働大臣が所管している事務については、都道府県が申請書受付、現地調査をするとともに、登録可否に係る意見を厚生労働省に提出している。このため、都道府県と地方厚生局間の調整等に時間を要し、都道府県知事が所管する事務と比べ処理期間が1か月程度多く要している。 また、これまでに申請に対する登録可否要望について、本来の審査の前申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議をせっかく事例等はなく、都道府県で処理できるものと考える。	都道府県から地方厚生局への副申・進達や、地方厚生局から都道府県への登録原の帳送等が不要。 （分析事務権限間が短期されることで、医体の製造を行う製造業者及び医体の輸入を行う輸入業者の利便性を高めることができる。	毒物及び劇物取締法 第4条第1項・第2項、第3項、第3項第9号、第10条第1項、第11条第1項、第13条第1項、第14条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	厚生労働省	栃木県		福島県、滋賀県、徳島県、宮崎県、沖縄県	○医療では、地方厚生局管轄営業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒劇物の追加製造・輸入の申請があった場合、単独対応が困難であり、業者の対応及び法令遵守の対応を妨げる。 ○毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づき、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務のうち、厚生労働大臣が所管している事務については、提案通り都道府県、指定都市が管理する事務と比べ処理期間が短期されている。 これまでに各申請に対する登録可否等について、本来の審査の前申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議をせっかく事例等がないため提案通りに対応可能であり、事務者の利便性の観点から都道府県に対応できるものが望ましいと考える。 ○一体事務においても、医体を製造（輸入）する毒劇物製造（輸入）業者からは、地方厚生局での登録異義付を急いでほしい旨、要請があったケースがあった（特に、登録変更申請について）。 （なお、これまでに各申請に対する処分（登録可否等）について、当局の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議をせっかく事例等はこれまでにあったことはなく、医が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。 ○地方厚生局へ進達することで処理期間が長くなっている。	毒物及び劇物の5月に1リスクの高い薬体：100%の純度のものであり毒性・劇性が非常に強いため、広域的に流通するものもあり、不適の事象及び同じものの基本的な営業等が発生した場合、自治体毎だけでは解決が困難で、業者の対応及び同じものの基本的な営業等が発生した場合、自治体毎だけでは解決が困難で、業者の対応及び法令遵守の対応を妨げる。そのためにも、このような事態が発生した場合、国で法令を厳格に対応するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体においては事業者数等等に対するが広域な事務取扱の状況等について把握したとて、地方厚生局と情報共有しながら当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲が可能であると考えられるため、まずは都道府県における実態の把握ができることより事務権限の移譲について検討したい。 なお、本提案を行った自治体が主張する提案理由は、①地方厚生局において審査期間が長期（1か月以上）に及ぶこと、②地方厚生局へ進達後の地方厚生局から当該進達案件について都道府県に対する回議がないこと、③現体を製造（輸入）する毒物劇物業者（輸入業者から、早急な登録の要請があることの3点である。 （1）に関しては、事務処理期間が長期（1か月以上）に及ぶ事例について自治体に確認を行ったが、自治体から具体的な事例の提示はなされていない。当該事務の標準事務処理期間は40日と規定されているが（平成16年29日　厚労局長通知、薬発第0516号）、意見に不適等なければ法の期間より短期間で（平成28年度実績では半均処理日数は18日）処理されている。地方厚生局においては「1か月以上時間を要する場合があるため、意見の不適等必要な手続を行っているためであり、事務処理に時間を要している訳ではないと考える。②に関しては、個に都道府県と厚生局の間で、各府省庁等の判断は異一であることから、意見具体は都道府県で決めて地方厚生局へ送ってもらう。意見の不適の是正等に要する期間が短縮すると仕方そこと（「有識」として、事務権限の移譲による効果（事務処理期間の短縮）は無られるものと考える。③に関しては、事業者より事務手続を急ぐと要望いただいているとの事例を、当方では把握しておらず、具体的に御教授いただきたい。	○毒物及び劇物の5月に1リスクの高い薬体：100%の純度のものであり毒性・劇性が非常に強いため、広域的に流通するものもあり、不適の事象及び同じものの基本的な営業等が発生した場合、自治体毎だけでは解決が困難で、業者の対応及び同じものの基本的な営業等が発生した場合、自治体毎だけでは解決が困難で、業者の対応及び法令遵守の対応を妨げる。そのためにも、このような事態が発生した場合、国で法令を厳格に対応するため、迅速に情報を把握する必要がある。自治体においては事業者数等等に対するが広域な事務取扱の状況等について把握したとて、地方厚生局と情報共有しながら当該情報の把握を可能とする組織体制の構築等の整備が行われれば、事務権限の移譲が可能であると考えられるため、まずは都道府県における実態の把握ができることより事務権限の移譲について検討したい。 ○　以上のことから、早急に都道府県における実態の把握に努め、事務権限の移譲を実現していただきたい。 ○　なお、本案においては毒物又は劇物に係る事故等の発生時にはこれまでも国や近隣の都道府県に迅速に情報提供しているところであるが、複雑移譲に際しては、事故等発生時の国と都道府県の役割や対応等を明確化する必要がある。また、移管事務の取扱いについても、国と都道府県間の情報共有の仕組みや都道府県が保管すべき資料及び移管を受ける資料等について、整理する必要があると考える。	○　本案が本提案に至った理由として、提案事務に係る国の標準事務処理期間が40日と設定されているため、設置（輸入）業の登録等を行おうとする事業者は実際相当予定の60日以前に申請や国や関係機関等との調整等を行わなければならず、これら期間を要し、手続が長期になっているものである。また、複雑移譲することで都道府県から国（地方厚生局）への副申・進達に係る郵送期間分を短縮することができるため、事務権限の移譲による効果（事務処理期間の短縮）は得られるものと考えられる。 ○　以上のことから、早急に都道府県における実態の把握に努め、事務権限の移譲を実現していただきたい。 ○　なお、本案においては毒物又は劇物に係る事故等の発生時にはこれまでも国や近隣の都道府県に迅速に情報提供しているところであるが、複雑移譲に際しては、事故等発生時の国と都道府県の役割や対応等を明確化する必要がある。また、移管事務の取扱いについても、国と都道府県間の情報共有の仕組みや都道府県が保管すべき資料及び移管を受ける資料等について、整理する必要があると考える。	有
186	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童扶養手当受給者が公的年金給付を選択した際の事務負担の軽減	児童扶養手当受給者が公的年金給付を選択した際に、公的年金給付額が児童扶養手当額を上回った場合、児童扶養手当と公的年金給付の重複期間については、遡って手当を支給法する必要があるため、公的年金給付の支給開始に際して、手当受給者全体の人数が多くことから、毎年数名程度の事務が発生している。 ○児童扶養手当受給者の5名神奈川県による障害年金受給者が地方線向にあり、児童扶養手当の遡及の発生やその2名受給者の心理的負担となっている。 ○年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止となることへのクレームも多く発生している。	○公的年金給付を選択して受給する場合、児童扶養手当の遡及額が数十万円（一百万円にも届くなど）あり、本来では法定事、手当遡及額約300万円が未納の状態となっている。また、公的年金給付が支給されても国民年金により児童扶養手当の遡及に応じることができないケースも見受けられ、分期納付により遡及額が長期間に渡ってしまうケースがあるため、公的年金給付の支給開始に際して、手当受給者全体の人数が多くことから、毎年数名程度の事務が発生している。 ○定期的な児童扶養手当受給者への関係当り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当遡及額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多くことから、毎年数名程度の事務が発生している。 ○児童扶養手当受給者の5名神奈川県による障害年金受給者が地方線向にあり、児童扶養手当の遡及額が数十万円（一百万円にも届くなど）あり、本来では法定事、手当遡及額約300万円が未納の状態となっている。また、公的年金給付が支給されても国民年金により児童扶養手当遡及額に応じることができないケースも見受けられ、分期納付により遡及額が長期間に渡ってしまうケースがあるため、公的年金給付の支給開始に際して、手当受給者全体の人数が多くことから、毎年数名程度の事務が発生している。 ○山梨市の児童扶養手当受給者の2名が、年金関係機関への照会等により児童扶養手当遡及額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多くことから、毎年数名程度の事務が発生している。 ○山梨市の児童扶養手当受給者の2名が、年金関係機関への照会等により児童扶養手当遡及額の未納の防止に努めているが、手当受給者全体の人数が多くことから、毎年数名程度の事務が発生している。	児童扶養手当法第6条及び第13条の2 児童扶養手当法施行令第6条の2及び4	厚生労働省	奥州市		福島県、郡山市、鉄馬市、川崎市、長岡市、富本市、海老名市、新潟市、大潟市、多治見市、静岡県、沼津市、岩出市、奈良市、和歌山市、福岡市、荒尾市、伊予市、出雲市、山陽小野田市、恵那市、美祢市、香椎市、恵本市、恵神市、福岡市、鹿児島市	○障害年金の受給者は、定期的に国民年金の支給額の変更の認定が行われ、これにより、年金額が増額されるケースがあり、毎年数名程度発生している。 ○本来において、次のとおり実務事例があり、公的年金給付の遡及支給により児童扶養手当の支給金額減少、対例、13万9千円に上る（平成28年度）、公的年金給付が遡及されず、国民年金の支給額が変更されることは不可能であり、また、受給者に過分が認められるケースもあり、年金の認定について問題を感じることは容易ではない。公的年金額の支給額が一旦変更額を本来遡及額を遡及し、いったん受給者へ支給額の不足額が発生する場合、国民年金の支給額が変更されることで、児童扶養手当の支給額が変更されることで、児童扶養手当の支給額が変更されることで、公的年金給付

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
39	【福島県】 ①該当なし ②都道府県及び地方厚生局における登録完否等の判断基準が同一であることから、都道府県内の産業及び地方厚生局との交付に係る期間（概ね7～10日間）が短縮可能となり、事務処理期間の短縮につながると考える。 ③品目追加による登録変更申請等の際、広入調査の日程調整や登録までの事務処理過の説明の時に、できるだけ早く登録が出しい管、業望を強く場合が多い。（昨年度は、申請件数3件中2件の業者に対して要望があった。） 以上のことから、原体を製造（輸入）する毒物劇物製造（輸入）業登録等の事務に係る権限を国から都道府県への移譲を求める。	－	【全国知事会】 権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。 なお、複数都道府県にまたがる事業者の取り扱いについては留意が必要。	○　大都市部の都道府県へのヒアリング実施時期をはじめ、今後の検討スケジュールを示していただきたい。 ○　年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。	提案のあった、毒劇物の原体を製造（輸入）する者に対する毒劇物製造（輸入）業登録の事務については、国から都道府県へ移譲することがある。 ただし、移譲の実施にあたっては、製造業者等が製造及び保管等している毒劇物の情報を国及び都道府県間で把握できる組織体制や行政庁の管轄が必須である。現在、具体的な組織体制等について検討するため、都道府県及び地方厚生局に対してアンケート調査を実施している。具体的な調査項目は、営業者生等における地方厚生局及び情報共有の状況の把握、各都道府県で複数移譲された際の受入体制整備のための人員・予算要求及び手数料条例改正等のために必要な期間等である。 当該アンケートの結果を踏まえ、 ①平時に加え、災害発生時等における地方厚生局（又は厚生労働本省）と都道府県の間、各都道府県相互の間での情報共有の体制等の整備、 ②国に保有している資料の不備が等、毒物劇物の原体の製造業・輸入業の登録に係る事務の移管に向けて必要となる事務的対応、 ③上記①及び②を踏まえた都道府県の組織体制の強化等 について検討し、都道府県の受入体制等の整備等に要する期間等を考慮したとて、実施可能な移譲時期のスケジュールを検討してまいりたい。	4【厚生労働省 （2）毒物及び劇物取締法（昭25法303） 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。 なお、ただし、個別法に規定する個の開与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・毒物及び劇物の原体の製造（小分け を除く。以下同じ。）を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録（4条1項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出（7条3項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更（9条1項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出（10条1項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等（17条1項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録取消等（19条1項から4項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消に係る聴問の期日及び場所の公示（20条2項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合の措置（21条1項）	法律	平成32年4月1日施行予定。	毒物及び劇物取締法の一部改正を含む、第6次分権一括法が閣議決定された（平成30年3月9日）。	－
186	【新潟市】 受給権者の生活を保障するための年金の給付を受ける権利を保護するということは理解できるが、既に支給している児童扶養手当を平金と見立て、受給権者には遡額の欠支払い、児童扶養手当相当額を金目法律に充当することは年金法制度の基本的な趣旨を損っていないと考え未す。児童扶養手当遡返に係る受給権者及び自治体双方の負担軽減につながるとともに、社会保障費の適正な給付に資することから再度検討をお願いしたい。 【静岡県】 公的年金給付の支給額から児童扶養手当遡返額を差し引いた額を支給することができないのであれば、年金支給決定、支払予定日を自治体に連絡するなど改善を図っていただきたい。あわせて、児童扶養手当受給者に対し、年金受給決定後の自治体への届出義務について、年金事務所窓口で周知徹底をお願いしたい。 遡返については受給者にも負担となるため、円滑な処理について協力を要望する。 【春日井市】 年金の給付を受ける権利が受給者の生活を保障する観点から一身専属のものと規定されている趣旨については理解するが、年金が遡及された期間の生活が、児童扶養手当の給付により保障されていたか、遡及により生じた債権回収等の自治体の負担が大きい点なども考慮し、法改正を含めた制度の見直しを検討されたい。 【茨城市】 公的年金受給者の児童扶養手当遡返に係る心理的負担を軽減するとともに、適正に遡返が可能になるよう公的年金から児童扶養手当遡返額を差し引くことを可能とする法改正を検討されたい。 【山陰小郡市】 回答内容を承知した上での提案である。遡及分に限ってのものであり、生活の根拠に影響しないものと考える。現行の手法のままでは国民に余裕の債務を負わせることになる。受給権の保護と担保融資や国税滞納処分の例外を認めており、適切な法整備により本件のような場合も特例としていただきたい。	－	【全国市長会】 児童扶養手当の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○今回の提案はあくまでも併給調整を実現する方法に関するものであること、また、併給調整後に受給する年金額が実質的に減るわけではなく、生活を変化はさせず十分な額は支給されることから、受給権者の生活を維持するという年金制度における基本的な趣旨が損なわれると比重えないのではないか。 ○むしろ、遡算を可能とすることにより、遡及のための手続等が解消されるため、受給者の負担軽減につながるのではないか。 ○児童扶養手当は、精神障害者の受給者が遡返に強いストレスを感じていること、さらに、併給調整を含めて一貫した手続の遡及不を提が支払われ、かつ、手当担当部局に通知もないことから、結果的に、数百万円の遡返滞納者が発生し財政負担になっていることなど切実な支障が起せられている。また、多くの団体から遡加共同提案があったところであり、地方の現場から強く支障の解決を求められていると考える。 このように、児童扶養手当受給者の双方にとって負担となっている現状を鑑み、他の各省所管の給付制度も含め、提案の趣旨に即した具体的な見直し案について早期に検討されたい。	前回も回答したとおり、年金から児童扶養手当の遡返額を天引きすることは、以下により困難である。 ・　公的年金制度は、老齢や障害等の保険事故の発生に伴う稼得能力の喪失等に対し、その後の生活維持のための所得補償を目的としており、その受給権は、国民年金法等の趣旨・目的を損なうことのないよう、法律により、譲渡や差押えが禁止されている。公的年金の給付は、全国民にとって最低限度の生活を支える存在であり、期待された給付を安定的かつ確実に行うことが重要である。 ・　児童扶養手当遡返分を年金の受給権とし、民法第510条により、相殺が禁止されている。こうした中で、児童扶養手当の遡返について ご提案のように、児童扶養手当の遡返額を年金から差し引く（天引きする）場合には、国民年金法等による実現している「年金の受給権の保護」という国民の利益を上回る保護法益が存在しなければならないため、国民の同意を得る必要がある。 ※　年金の既定から初回支払を不で、最短で３週間程度しかなく、その間に日本年金機構と地方自治体の間での対象者及び金額の確定、本人への説明等の事務を実施することは困難。 ・　日本年金機構にて、年金請求者から児童扶養手当受給の有無を確認し地方自治体に伝えることは、年金受給者の約 26%の者を特定するために、年金請求者に負担を求めることになる。 「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」では、生活保護と年金の関係について「保護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該被保護者に請求することができるよう、保護の実施機関による日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策について検討」とあり、マイナンバーを活用した情報連携の仕組みを活用していくことしている。本事案についても、マイナンバーを活用した情報連携により、現在文書照会を行っている地方自治体の事務負担が相当程度軽減されると考えているが、年金の請求互私があるかどうかを自治体がマイナンバーを通じて直別に照会することは困難であるとの意見も踏まえ、照会側の地方自治体と回答側の日本年金機構双方にとってより利便性を高めるための方策を、関で、検討していく必要がある。	4【厚生労働省 （2）毒物及び劇物取締法（昭25法303） 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。 なお、ただし、個別法に規定する個の開与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・毒物及び劇物の原体の製造（小分け を除く。以下同じ。）を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録（4条1項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者による毒物劇物取扱責任者の届出（7条3項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者に係る登録の変更（9条1項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の氏名又は住所の変更等の届出（10条1項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の立入検査等（17条1項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録取消等（19条1項から4項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録の取消に係る聴問の期日及び場所の公示（20条2項） ・毒物及び劇物の原体の製造を行う製造業者又は輸入を行う輸入業者の登録が失効した場合の措置（21条1項）	検討中	平成30年中	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27。以下「番号利用法」という。）に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した、当該システムを使用した同法の情報共有を可能とする方策を検討している。また、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等について検討を開始した。	日本年金機構が情報提供者として、番号利用法に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携が開始となった時に、当該システムを使用した同法の情報共有を可能とする方策を検討している。また、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等について検討し、平成30年中に結論を得る。
291	－	－	【全国市長会】 児童扶養手当の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○　就労準備支援事業の一年間という利用期間の制限を含む就労支援のあり方については、生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた社会保障審議会において議論を進めているところであり、引き続き検討を行ってまいりたい。	4【厚生労働省 （31）生活困窮者自立支援法（平25法105） （ｉ）生活困窮者就労準備支援事業（2条4項）の１年間という利用期間の制限については、短期間で集中的に支援を行い、不安定な状態を継続させないという意義がある一方で、長期にわたってひきこもりの状態が続いていた者など、少しずつステップアップしていく者もいることを考慮したとて、改めてアセスメントをそれい、再度、個々人の自立を支援するための計画に当該事業による支援を位置付けることは実行上可能であることも含め、その取扱いを明確にする方向で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	通知	平成30年中	平成29年度厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議（平成30年2月1日開催）において、「番号」においては現行通りとしつつ、プランにおける支援期間を検討した時点で、再度アセスメントを行ったうえで、さらに継続して事業を利用する必要性が認められれば、再プランにより支援を行うことが現行の運用においても可能であることから、この取扱いについて、別途市子通知において明確にするよう方向性を提示している。	左記のとおり通知を発出予定。
18	【豊田市】 マイナンバー法との関係において、どの申請書からマイナンバーの記載を削除することは任意とすることが可能かについて、改めて基準を整理するとのことから、その検討結果を待ちたい。	－	【全国市長会】 児童扶養手当の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		国民健康保険の事務においては、被保険者の情報をマイナンバーと記号番号と で紐づけて管理している。提案のあった事務手続の在り方については、提案団体の意向や地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、関係府省と連携しつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づき所要の措置を講じる。	4【厚生労働省 （32）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ｉ）国民健康保険法施行規則（昭33厚生省令53）において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険運営協議会等における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：内閣府）	検討中	平成30年中	関係府省と対応方針案を協議中。	関係府省との協議において、結論を得次第、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係所省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
19	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法による給付の支給又は実施の指定に関する事務において情報連携による事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番1-8に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携で参照する情報は、法令保険関係情報又は市町村関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報を利用できるよう組和をお願いする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番1-8に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携で参照する情報は、法令保険関係情報又は市町村関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報を利用できるよう組和をお願いする。	予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否かを、対象者の理由により、その負担を免除が出来ないと思える異件も所有の関係に関する事務について、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番1-8に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携で参照する情報は、法令保険関係情報又は市町村関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報を利用できるよう組和をお願いする。	・経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境が確保に整えられ、ひいては予防接種の未来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条第2号	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市		生駒市、けたたたかる、川崎市、鶴岡市、大田区、伊丹市、姫路市、福岡県、飯田市、静岡市、金沢市、高槻市、大阪市、宮崎市、三重県、三重県、八戸市、東京都、福岡市、大分県、福島県、長野県、長崎県、山梨県、大阪府、静岡県、三田市、大阪府、長野県、長崎県、上越市、ヤクルト、長崎県、福島県、宮城県、大阪府、福岡県、福岡市、大分県、福岡県、長崎

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	各府省からの第1次回答を除きた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
19	－	－	【全国知事会】 法施行後３年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が単純に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ型域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　第１次とアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに照した上で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○　ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めるとともに、第２次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	現在、市町村に対して業務連携の実態等に関する調査を行っている。当該調査の結果も踏まえ、今後、提案の実現に向けて、関係省庁と連携の上、必要な措置を講じてまいりたい。	6【厚生労働省】 （32）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅱ）予防接種法附則23条48条による予防接種の実施に関する事務（別表2の16の2）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務（別表2の18）については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び総務省）	（32）（ⅱ）法律等	未定	予防接種法による実費の徴収に関する事務の改革の推進を図るための関係法律の整備情報連携を可能とするための所要の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、省令等の改正等積極進捗を可能とするために必要な整備を進めていく。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、省令等の改正等積極進捗を可能とするために必要な整備を進めていく。
20	－	－	【全国知事会】 法施行後３年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が単純に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ型域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　第１次とアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに照した上で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。 ○　ついては、 ・厚生労働省において早急に検討を進めるとともに、第２次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。	現在、市町村に対して業務連携の実態等に関する調査を行っている。当該調査の結果も踏まえ、今後、提案の実現に向けて、関係省庁と連携の上、必要な措置を講じてまいりたい。	6【厚生労働省】 （32）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅱ）予防接種法附則23条48条による予防接種の実施に関する事務（別表2の16の2）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務（別表2の18）については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び総務省）	（32）（ⅱ）法律等	未定	予防接種法による実費の徴収に関する事務の改革の推進を図るための関係法律の整備情報連携を可能とするための所要の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、省令等の改正等積極進捗を可能とするために必要な整備を進めていく。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、省令等の改正等積極進捗を可能とするために必要な整備を進めていく。
53	－	－	【全国知事会】 法施行後３年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が単純に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ型域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　各府省からの第１次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除条件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、母子保健法に係る費育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額にあわせることで地方税情報の提供は可能である。 との見解が示されたところである。 ○　ついては、厚生労働省において、母子保健法に係る費育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額にあわせることとする通知改正を行っていただきたい。	費育医療の給付を行った場合の費用の徴収について、基準を所得税額から市町村民税所得割額とすることについては、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性、自治体での準備期間等を勘案しつつ、関係省庁において通知（「未熟児養育医療費等の国庫負担金について（平成29年6月28日厚生労働省発鳳児0628第3号厚生労働事務次官通知）」の改正等を含めの必要な対応を進めることとする。	6【厚生労働省】 （32）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅲ）母子保健法附則40条14120条1項に基づく費育医療の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務（別表2の70）については、当該事務を処理するために必要な地方別関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずること。その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。 （関係府省：内閣府及び総務省）	検討中	平成30年度中	「未熟児養育医療費等の国庫負担金について」（平成29年6月26日厚生労働省発鳳児0628第3号厚生労働事務次官通知）の改正等を含め、引き続き、平成30年度中に必要な措置について検討を開始した。	「未熟児養育医療費等の国庫負担金について」（平成29年6月26日厚生労働省発鳳児0628第3号厚生労働事務次官通知）の改正等を含め、引き続き、平成30年度中に必要な措置について検討する。
54	－	－	【全国知事会】 法施行後３年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が単純に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ型域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　各府省からの第１次回答において、総務省から、 ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除条件を満たすこととなる。 ・よって、厚生労働省において、児童福祉法に係る費育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額にあわせることで地方税情報の提供は可能である。 との見解が示されたところである。 ○　ついては、厚生労働省において、児童福祉法に係る費育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額にあわせることとする通知改正を行っていただきたい。	費育の給付、児童自立生活援助の実施、助産の実施、母子保護の実施を行った場合の費用の徴収について、基準を所得税額から市町村民税所得割とすることについては、利用者の費用負担への影響や、他制度との整合性、自治体での準備期間等を勘案しつつ、関係省庁において通知（「未熟児養育医療費等の国庫負担金について（平成29年6月28日厚生労働省発鳳児0628第3号厚生労働事務次官通知）」及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）」）の改正等を含めの必要な対応を進めることとする。	6【厚生労働省】 （32）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） （ⅳ）児童福祉法附則23条16420条1項に基づく費育の給付、附法22条1項に基づく助産の実施、附法23条1項に基づく母子保護の実施又は附法33条の8第1項に基づく児童自立生活援助事業の実施を行った場合の負担配分の固定又は費用の徴収に関する事務（別表2の16）については、当該事務を処理するために必要な地方別関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずること。その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。 （関係府省：内閣府及び総務省）	検討中	平成30年度中	「未熟児養育医療費等の国庫負担金について」（平成29年6月26日厚生労働省発鳳児0628第3号厚生労働事務次官通知）及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）の改正等、必要な措置について検討を開始した。	「未熟児養育医療費等の国庫負担金について」（平成29年6月26日厚生労働省発鳳児0628第3号厚生労働事務次官通知）及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）の改正等を含め、引き続き、平成30年度中に必要な措置について検討する。

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による自民の政策理念の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
55	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を認められない会保障制度における費用の徴収基準の見直し（児童福祉法による児童入所施設措置及び障害者入所措置費）	(1)児童福祉法による児童入所施設措置及び障害者入所措置費の対象となる費用の徴収基準を、所得税額から市町村民税所得割額に改めること を求める。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 児童福祉法による児童入所施設措置及び障害者入所措置費の徴収基準額の設定においては、所得税額を基礎とすることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、現在制度上の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができていない。また、利用者負担額の設定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該提供の利用者負担額に関して、設定を受けるための添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12条 ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第22条 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の4、第56条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発第399号厚生事務次官通知） ・障害者入所施設介護等国庫負担金及び障害者入所施設療養等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発第398号厚生事務次官通知第121002号厚生労働事務次官通知）	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	豊橋市	－	（1）の提案内容については、現在措置されている老等の費用負担への影響や、自治体における国制度設定の認定事務への影響を慎重に見極めたうえで、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。 （2）の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の提定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、関府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。	本提案地法による児童入所施設措置及び障害者入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の設定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえようえうえで、貧困の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割としていただきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、提意制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除したうえでの情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	－
56	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を認められない会保障制度における所得要件の見直し（児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置）	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準の設定については、所得税額を基礎とすることされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、現在制度上の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができていない。また、利用者負担額の設定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 身体障害者福祉法第十一条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の設定においては、所得税額を基礎とすることされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができていない。また、利用者負担額の設定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該提供の利用者負担額に関して、設定を受けるための添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第16条、第21条 ・地方税法（昭和25年法律第226号）第22条 ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条、第30条 ・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の身体障害者・知的障害者の徴収基準額の設定について（平成19年1月19日厚生労働省発第0119002号厚生労働省障害福祉課長通知）	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、牧之原市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務に つながることや設定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	(1)の提案内容については、現在措置されている老等の費用負担への影響や、自治体における国制度設定の認定事務への影響を慎重に見極めたうえで、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。 （2）の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の提定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、関府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。	本提案地法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の設定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえようえうえで、貧困の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割としていただきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、提意制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除したうえでの情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	－
57	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を認められない会保障制度における所得要件の見直し（身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十七条の四若しくは第十六条第一項第二号又は第十八条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置）	(1)身体障害者福祉法第十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の設定については、所得税額を基礎とすることされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができていない。また、利用者負担額の設定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の設定においては、所得税額を基礎とすることされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができていない。また、利用者負担額の設定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該提供の利用者負担額に関して、設定を受けるための添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第16条、第21条 ・地方税法（平成25年法律第226号）第22条 ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条、第30条 ・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の身体障害者・知的障害者の徴収基準額の設定について（平成19年1月19日厚生労働省発第0119002号厚生労働省障害福祉課長通知）	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、牧之原市、豊田市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや設定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	(1)の提案内容については、現在措置されている老等の費用負担への影響や、自治体における国制度設定の認定事務への影響を慎重に見極めたうえで、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。 （2）の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の提定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、関府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。	身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の設定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえようえうえで、貧困の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割としていただきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、提意制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除したうえでの情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	－
58	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を認められない会保障制度における所得要件の見直し（老人福祉法第十一条による措置）	(1)老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の設定については、所得税額を基礎とすることされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質上の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができていない。また、利用者負担額の設定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。 (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②徴収基準額の設定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】 老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の設定においては、所得税額を基礎とすることされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質上の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができていない。また、利用者負担額の設定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該提供の利用者負担額に関して、設定を受けるための添付書類の削減による利便性向上、情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12条 ・地方税法（平成25年法律第226号）第22条 ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条、第31条 ・「老人福祉法第11条の規定による費用徴収の実施について」（平成31年4月26日老発第0426001号厚生労働省老健局長通知）	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村	大分県提案分	旭川市、ひたちなか市、牧之原市、伊丹市、宇和島市、北九州市、熊本市	○本市においても独居高齢者からの費用徴収額の設定決定支援に、市税務総課を基礎として費用徴収額を決定している。ケースが多る。現在は独居高齢者から収入申告の際に基礎収額を添付資料として提出してもらし、そこから所得税額を把握していますが、今後は番号法の施行に伴って、そちらの添付資料の提出を簡略化していくことを考えられる。 独居高齢者からの費用徴収額を決定するために、現状では市町村民税や所得税の課税状況を把握することが必須である。それらを情報提供ネットワークを通じて取得し、費用徴収額を決定できないというようなことがあれば、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を目的とする番号法の趣旨に照らすと本末転倒であり、この提案事項に賛同する。 ○当市においても、費用徴収事務を行うにあたり、就課認定、および費用徴収額の決定に税情報を職権として調査することも多いため、事務規模となり、さらには調査から決定までの迅速性に欠ける。 情報照会が可能となることで、利用者側に求める手続が簡素化され、事務の効率化、迅速化が図られる。	(1)の提案内容については、現在措置されている老等の費用負担への影響や、自治体における国制度設定の認定事務への影響を慎重に見極めたうえで、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。 （2）の提案内容については、今回の提案で指摘されている地方税関係情報の守秘義務解除の提定は内閣府及び総務省で所管するものであることから、関府省における検討状況を踏まえ、適切な対応を行いたい。	老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の設定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえようえうえで、貧困の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割としていただきたい。 なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、提意制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除したうえでの情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。	－
248	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病・小児慢性特定疾病医療費等申請において、マイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加	マイナンバーにより情報連携を行い、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請において、以下の項目を収集可能としていただきたい。 ①療養情報 （加入情報：受給者等が何の医療に加入しているのかに関する情報） ②収入情報 （障害年金関係情報）	①療養情報 医療費助成に係る天給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保・後期・後期高齢者医療の場合、自己負担額決定には、世帯単位世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を強制しており、保険証の提示が必要。 ②収入情報 収入確認は、公的年金等の収入金額（特別連携等）に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	難病法第19条の3、5 難病の患者に対する医療等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第19条の7号別表第二9、119	内閣官房、内閣府、厚生労働省	千葉県		宮城県、福島県、川崎市、静岡県、豊橋市、滋賀県、高槻市、熊本県	○本提においても、次のような制度改正の必要性を考えている。 ①について マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。 ②について 現在の手続きは提案なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。 ○小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決定しているため、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員分の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年額60万円以下の月別自己負担額の医療費等申請には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながることが可能である。 ○本提においても収入情報を別途保険証等に照会して取得する仕又であり、一定の事務量が発生している。 マイナンバー制度により医療で必要とされる情報が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に賛成する。	ご提案の情報連携については、他部局、他省庁との連携の上、その実施の可否について、システム改修のための技術面、予算面、効率性等の観点から検討する。	情報連携で第一保険世帯の保険情報を取得することが可能となれば、住民サービスにつながり、申請者の負担の軽減を図ることができるため、前向きな検討をしていただきたい。 収入情報については、非課税世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者により経済的な負担となるおかり、証明の取得・提示のための労力も大きなものとなっている。情報連携により、全ての収入情報が一括で確認できることで、初めて、申請者及び行政の両者の負担軽減となることから、実現に向け検討していただきたい。	－
70	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育対策総合支援事業費補助金の適切かつ円滑な事務の執行	保育対策総合支援事業費に対して、新規に補助事業を行う場合、当年度の国庫補助要綱を原則、翌年度に交付決定するなど、国庫負担金の交付の時期を調整するなど、国庫負担金の交付の時期を調整するなど、事務の効率化を図ること。 また、当該補助金は、年度当初から保育補助事業の開始が可能となるよう、当年度に交付されるよう、当年度に交付されるよう、当年度に交付され

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
55	–	–	【全国知事会】 法施行後３年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ登録を受けたことなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　第１次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、前提条件から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正当性が担保されない、との検討結果が示された。 ○　また、児童福祉法に関し罰則検査権が措置されており、根拠措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思われるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な措置措置としてはかずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも措置措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○　厚生労働省においては、児童福祉法に措置措置として罰則を設けることの妥当性、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の措置措置を設けることについて、単独に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○　総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する措置措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○　関係府省において、児童福祉法に措置措置を設けること等による同法に基づく強制措置の質問検査権等と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第２次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	○（1）の提案内容については、第１次回答でお答えしたとおり、現在措置されている客等の質問検査の必要や、自治体における税制措置区分の設定事務への新要件賦課に関係のたって、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。 （2）の提案内容について、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報提供できるようにするためには、地方税法上の守秘義務を解除する必要があり、総務省は、守秘義務解除のために法令上に質問検査権と措置措置が規定されていることが条件である旨述べている。現在、児童福祉法においては質問検査権のみ規定されているが、措置措置規定を新たに設けることについては、児童福祉法の趣旨を踏まえ、慎重に検討したい。	【厚生労働省】 （7）児童福祉法（昭22法164）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置（同法21条の5）を行った場合、児童入所措置（同法27条1項3号）を行った場合及び障害児入所措置（同法27条2項）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法56条1項及び2項）については、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加することが適当であるとの結果に達した。また、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び総務省）	法律、省令、通知	未定	児童福祉法の改正案を提り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号） 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第518号厚生事務次官通知） 「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所措置等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省雇児発1218002号厚生労働事務次官通知）についても今後改正予定。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号） 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第518号厚生事務次官通知） 「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所措置等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省雇児発1218002号厚生労働事務次官通知）についても今後改正予定。
56	–	–	【全国知事会】 法施行後３年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ登録を受けたことなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　第１次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、前提条件から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正当性が担保されない、との検討結果が示された。 ○　また、児童福祉法に関し罰則検査権が措置されており、根拠措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思われるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な措置措置としてはかずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも措置措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○　厚生労働省においては、児童福祉法に措置措置として罰則を設けることの妥当性、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の措置措置を設けることについて、単独に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○　総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する措置措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○　関係府省において、児童福祉法に措置措置を設けること等による同法に基づく強制措置の質問検査権等と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第２次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	（1）の提案内容については、第１次回答でお答えしたとおり、現在措置されている客等の質問検査の必要や、自治体における税制措置区分の設定事務への新要件賦課に関係のたって、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。 （2）の提案内容について、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報提供できるようにするためには、地方税法上の守秘義務を解除する必要があり、総務省は、守秘義務解除のために法令上に質問検査権と措置措置が規定されていることが条件である旨述べている。現在、児童福祉法においては質問検査権のみ規定されているが、措置措置規定を新たに設けることについては、児童福祉法の趣旨を踏まえ、慎重に検討したい。	【厚生労働省】 （7）児童福祉法（昭22法164）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置（同法21条の5）を行った場合、児童入所措置（同法27条1項3号）を行った場合及び障害児入所措置（同法27条2項）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法56条1項及び2項）については、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加することが適当であるとの結果に達した。また、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び総務省）	法律、省令、通知	未定	児童福祉法の改正案を提り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号） 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第518号厚生事務次官通知）及び「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障害保発0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知）及び「やむを得ない事由による措置（障害児入所措置）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障害保発0625第2号厚生労働省障害福祉課長通知）についても今後改正予定。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号） 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第518号厚生事務次官通知） 「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所措置等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省雇児発1218002号厚生労働事務次官通知）についても今後改正予定。
57	–	–	【全国知事会】 法施行後３年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ登録を受けたことなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　第１次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、前提条件から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正当性が担保されない、との検討結果が示された。 ○　また、構成員から、質問検査権の認定事務にはそもそも根拠法律に質問検査権が必要ではないか、また、地方税関係情報の情報連携に必要な措置措置としてはかずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも措置措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○　厚生労働省においては、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権を設けること、及びこれらの法律に措置措置として罰則を設けることの妥当性、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の措置措置を設けることについて、単独に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○　総務省においては、厚生労働省の検討する質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する措置措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○　関係府省において、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権と措置措置を設けることによる同法に基づく強制措置に係る質問検査権と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第２次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	（1）の提案内容については、第１次回答でお答えしたとおり、現在措置されている客等の質問検査の必要や、自治体における税制措置区分の設定事務への新要件賦課に関係のたって、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。 （2）の提案内容について、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報提供できるようにするためには、地方税法上の守秘義務を解除する必要があり、総務省は、守秘義務解除のために法令上に質問検査権と措置措置が規定されていることが条件である旨述べている。現在、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法においては規定されていないため、質問検査権及び措置措置規定を新たに設けることについては、法の趣旨を踏まえ、慎重に検討したい。	【厚生労働省】 （12）身体障害者福祉法（昭24法283）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置（同法18条1項）を行った場合及び措置者を施設第一の入所等の措置（同法18条2項）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法28条1項）については、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加することが適当であるとの結果に達した。また、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び総務省） （9）知的障害者福祉法（昭35法37）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置（同法15条の4）を行った場合及び措置者を施設第一の入所等の措置（同法16条1項2号）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法27条1項）については、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、知的障害者福祉法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加することが適当であるとの結果に達した。また、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び総務省）	法律、省令、通知	未定	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の改正案を提り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号）、「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障害保発0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知）及び「やむを得ない事由による措置（障害児入所措置）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障害保発0625第2号厚生労働省障害福祉課長通知）及び「やむを得ない事由による措置（知的障害者福祉法）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障害保発1117001号厚生労働省障害福祉課長通知）についても今後改正予定。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号） 「身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置（同法18条1項）を行った場合及び措置者を施設第一の入所等の措置（同法18条2項）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障害保発0625第1号厚生労働省障害福祉課長通知）及び「やむを得ない事由による措置（障害児入所措置）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障害保発0625第2号厚生労働省障害福祉課長通知） 「知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置（同法15条の4）を行った場合及び措置者を施設第一の入所等の措置（同法16条1項2号）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法27条1項）」（平成24年6月25日障害保発0625第3号厚生労働省障害福祉課長通知）及び「やむを得ない事由による措置（知的障害者福祉法）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障害保発1117001号厚生労働省障害福祉課長通知）についても今後改正予定。
58	【宇和島市】 費用徴収額の決定に当たっては、扶養義務者に対し、算定根拠資料となる、源泉徴収票及び所得課税証明書等の関係書類の提出を求めるが、様々な事情から求めに応じられないケースも多々ある。このような場合、職権として調査、問質することなくなお、これらの情報が特定個人情報とされていないことを理由に税情報の開会ができないなどと、認定事務の遅延化、非効率化を招き、ひいては国へ予期せぬ負担を課すことにもなりかねない。所管府省には「番号法の趣旨である「国民の利便性の向上」という観点からも、規定の見直しを行っていただきたい。	–	【全国知事会】 法施行後３年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ登録を受けたことなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　第１次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、前提条件から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正当性が担保されない、との検討結果が示された。 ○　また、児童福祉法に関し罰則検査権が措置されており、根拠措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思われるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な措置措置としてはかずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも措置措置になり得るのではないか、との指摘があった。 ○　厚生労働省においては、児童福祉法に措置措置として罰則を設けることの妥当性、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の措置措置を設けることについて、単独に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。 ○　総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する措置措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。 ○　関係府省において、児童福祉法に措置措置を設けること等による同法に基づく強制措置の質問検査権等と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第２次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	（1）の提案内容については、②の検討状況を踏まえながら、市町村民税所得割額を基準とする税制措置区分の設定事務への新要件賦課に関係のたって、(2)の検討状況を踏まえながら、対応方針を検討したい。 （2）の提案内容について、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報提供できるようにするためには、地方税法上の守秘義務を解除する必要があり、総務省は、守秘義務解除のために法令上に質問検査権と措置措置が規定されていることが条件である旨述べている。現在、老人福祉法においては質問検査権のみ規定されているが、措置措置規定を新たに設けることについては、老人福祉法の趣旨を踏まえ、慎重に検討したい。	【厚生労働省】 （21）老人福祉法（昭38法133）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 老人福祉法に基づく養人ホームへの入所等の措置（同法11条）を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務（同法28条1項）については、地方税法（昭25法226）22条の規定に基づく秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、老人福祉法に質問検査権等の規定を整備したと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平26内閣府・総務省令第7号）を改正することで必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び総務省）	法律、省令、通知	未定	老人福祉法の改正案を盛り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平26年内閣府・総務省令第7号）及び「老人福祉法第一一条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発0120001号厚生労働省老健局長通知）についても今後改正予定。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平26年内閣府・総務省令第7号）及び「老人福祉法第一一条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発0120001号厚生労働省老健局長通知）についても今後改正予定。
248	–	–	【全国知事会】 法施行後３年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証したうえで、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ登録を受けたことなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　第１次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金関係情報については、現在情報連携の対象となっていない障害年金について、その実施の可否を含めて、システム改修を含めた技術面や予算面、効率性の観点を含め検討を進める、との説明の発言があったところである。また、構成員から、年金の情報によって情報連携の取扱いが変わることにならば、患者の方が不合理な扱いを被ることとなってしまう、という懸念があった。この論点の発言があったところである。 ○　医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第２次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 ○　また、当日して、内閣府（番号制度担当室）には厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 ○　障害年金関係情報については、厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第２次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。 　　また、当日して、内閣府（番号制度担当室）には厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。 　　仮に、全ての年金について情報連携を可能とすることができない、という場合には、前述の種類の選べた都道を検討する方策を検討し、第２次ヒアリングまでにお示しいただきたい。			障害年金等による収入情報に係る情報連携については、現状、これらの年金制度における運用上の観点から、一部全システム也していない制度もあり、二段階の対象となり得る特定個人情報は、システム改修・機器管理が加えてあることや制度課題があり、これら段ふえ、システムの対応も含め、申請書類で不合理な扱いとならず、申請に係る負担を軽減できるよう方策を検討する。 また、実施設定基準情報を含めた保険加入情報に係る情報連携については、情報連携を実施する方向で検討を進める。	【厚生労働省】 （30）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 「児童福祉法（昭22法164）による小型慢性疾病医療費の支給に関する事務（別表2の119）」では、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 「また、当該事務に当たって個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報から、児童福祉法施行規則（昭23厚生省令11）「第四の二」規定する給付で及って、情報連携の対象としていない給付（医療保険法（昭45法70）による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法（昭22法50）による障害補償給付及び傷病補償年金、国家公務員共済組合法（昭33法128）及び地方公務員等共済組合法（昭37法152）に基づく障害補償給付、厚生年金保険法（昭29法115）による障害厚生年金及び障害手当金、国家公務員災害補償法（昭26法191）に基づく補償給付、地方公務員等共済組合法（昭37法152）に基づく公務上の障害給付、厚生年金保険法（昭29法115）による障害厚生年金及び障害手当金、国家公務員災害補償法（昭26法191）に基づく補償給付、地方公務員等共済組合法（昭37法152）に基づく公務上の障害給付、厚生年金保険法（昭29法115）による障害厚生年金及び障害手当金、国家公務員災害補償法（昭26法191）に基づく補償給付、地方公務員等共済組合法（昭37法152）に基づく公務上の障害給付、厚生年金保険法（昭29法115）による障害厚生年金及び障害手当金、国家公務員災害補償法（昭26法191）に基づく補償給付、地方公務員等共済組合法（昭37法152）に基づく公務上の障害給付、厚生年金保険法（昭29法115）による障害厚生年金及び障害手当金、国家公務員災害補償法（昭26法191）に基づく補償給付、地方公務員等共済組合法（昭37法152）に基づく公務上の障害給付」について、申請書類の記載事項を、その旨を地方公共団体に周知する。 （関係府省：内閣府及び総務省）	(32)（ｖ）、(32)（ｗ） 法律等	(32)（ｖ）、(32)（ｗ） 検討中	(32)（ｖ）、(32)（ｗ） ・難病及び小児慢性特定疾病に係る支給認定事務の処理に必要な医療保険給付関係情報について、情報連携を可能とするために、システムの改修を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号）及び「老人福祉法第一一条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発0120001号厚生労働省老健局長通知）についても今後改正予定。 ・障害者の負担を軽減する方策については、関係府省庁及び地方公共団体と調整の上、平成30年中に結論を得る。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。	(32)（ｖ）、(32)（ｗ） 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」の成立後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」（平成26年内閣府・総務省令第7号） ・難病及び小児慢性特定疾病に係る支給認定事務の処理に必要な医療保険給付関係情報について、情報連携を可能とするために、システムの改修、予算の確保等について必要な措置を講ずる予定。 ・障害者の負担を軽減する方策については、関係府省庁及び地方公共団体と調整の上、平成30年中に結論を得る。また、その旨を地方公共団体に周知する予定。
70	【静岡県】 自治体の要望として、自治体の予算編成や予算の執行が円滑に行えるよう交付要綱等関係規程の速やかな提示を求めているものの、早期に全国で意見調整を行われていないや、平成29年度においても8月25日を期限として交付申請をするよう通知があり、自治体が事業を行うための財源の確保の見通しを交付決定よりかなり前に示すことが出来ないなど、交付要綱案の提示だけでは早期の情報提供や適正かつ円滑な執行に努めているとは言えない。	–	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○　1次回答でも述べたとおり、保育対策総合支援事業費補助金の円滑な執行のため、平成29年2月20日に児童福祉主管課長会議で実施要綱の案を提示したとて、予算成立後の平成29年4月28日に交付要綱の案を提示するなど、早期の情報提供を行ってきたところであり、引き続き、適当かつ円滑な執行に努めていきたい。	【厚生労働省】 （41）保育所等施設整備交付金 保育対策総合支援事業費に係る補助金の交付要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、予算成立後速やかに開知を行うこととする。	検討中	平成30年度予算成立後速やかに	平成30年度交付要綱の早期の発出のため、1月より交付要綱案の作成を開始しており、予算成立後速やかに発出できるよう検討中。	地方自治体からの見解を踏まえ、交付要綱の開知を早期に行うことができるよう、引き続き、適正かつ円滑な執行に努める。

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による社会的効果・経済的効果・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係所省庁	団体名	その他（特記事項）	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
232	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護職員に対する研修受講費用に必要な「介護職員を実務者研修に派遣する事務手続等」の受講時間を短縮する。	介護職員を試験受験資格に必要な「介護職員を実務者研修」の受講時間を短縮する。	介護職員は十分経験の中規約な役割を担うことが期待されているところであるが、平成28年度から実務経験者の受験資格に実務者研修が40時間の受講が義務付けた。 平成27年度までは7年以上の介護職員としての実務経験のみで受験可能であったが、廃止「介護職の資質向上」を打ち出し、平成28年度から3年以上の実務経験に加え、実務者研修（の受講が必須化された。たん吸引など医療的ケアなども含めた研修の受講が義務付けられた。さらに、受講料も自己負担となっている。 そういったこともあり、全国で平成27年度は受験者が16万919人であったが、平成28年度は7万9113人と半減した。 京都府としては、第7次京都府高齢者健康福祉計画（老人福祉法第20条の9）介護保険法第118条の規定等により、定められるのに基づき、平成27～29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7，000人の確保を目標に定め、人材確保策策を推進しているが、県内の介護人材不足は大きな課題となっている。 現在、介護職員の資格取得ルートは、①実務ルート、②福祉系高等学校ルート、③養成施設ルートの3つがある。 ②については、設置年数5年以上（1855時間）以上のカリキュラムを整備し、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福祉系高等学校」（以下、指定校）を修了する必要がある。 【支障事例】 平成19年の法改正により、介護福祉士国家試験の受験資格を得るための指定科目単位数が1.5倍に増加し、普通科目単位を定めることで幅広い知識・教養の習得が制しくなったり、7時間目や長期休業中等の授業・実習の実施により、生徒に負担がかかるといった課題が生じている。 このため、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が受験資格を得るには、③のルートである養成施設において2年間（850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。 【提案事項】 地域の介護福祉士養成施設と福祉系の学科・コースを持つ高等学校が連携し、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が、卒業前に養成施設で不足科目を履修する（養成施設の卒業は要件としない）ことで、合計1850時間以上履修すれば受験資格が得られるようあるる。	介護職が慢性的に不足している中、介護福祉士実習研修の受講期間が短縮することで、研修試験受験者の増加による介護人材の確保と質の向上を図ることにより、住民の地域福祉の充実が図られることに資する。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条 社会福祉士及び介護福祉士養成施設指定規則第7条の2	厚生労働省	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	別紙あり					介護職員を試験については、実務者研修の受講が義務つけられた直後の平成28年度試験の合格者数が前年度に比べて半減しており、半減の要因を分析したうえで、適切に対応策を講じていただきたい。 また、実務者研修については、通信課程の活用や他の研修で履修済みの科目の免除を認めるなど、受講時間短縮等による受講者の負担軽減を既に図っているとのことであるが、必要に応じて再度規場の事業者や介護職員の実態を調査し、更なる負担軽減策をご検討いただきたい。 さらに、実務者研修は、その多くが他方面生命の指定した介護福祉士実務者研修養成施設で実施されるが、これら介護福祉士実務研修養成施設には医療的ケアの課程はあるものの、実地研修の実施場所となる事業所（特別養護老人ホーム等）がないため、実際に実施研修を行うことができず、医療的ケアを提供できない介護福祉士を輩出している。このように医療的ケアを実施できる介護福祉士と医療的ケアを実施できない介護福祉士が混在する現状を踏まえて、その支援を継続的とすることで実務者研修の見直しに努めていただきたい	
182	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	福祉系の学科・コースを持つ高等学校卒業者に対し、介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したとみなし、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようにする。	【提案の背景】 高齢者では長期義務教育プラン（老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定により、定められるのに基づき、平成27～29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材7，000人の確保を目標に定め、人材確保策策を推進しているが、県内の介護人材不足は大きな課題となっている。 現在、介護職員の資格取得ルートは、①実務ルート、②福祉系高等学校ルート、③養成施設ルートの3つがある。 ②については、設置年数5年以上（1855時間）以上のカリキュラムを整備し、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福祉系高等学校」（以下、指定校）を修了する必要がある。 【支障事例】 平成19年の法改正により、介護福祉士国家試験の受験資格を得るための指定科目単位数が1.5倍に増加し、普通科目単位を定めることで幅広い知識・教養の習得が制しくなったり、7時間目や長期休業中等の授業・実習の実施により、生徒に負担がかかるといった課題が生じている。 このため、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が受験資格を得るには、③のルートである養成施設において2年間（850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。 【提案事項】 地域の介護福祉士養成施設と福祉系の学科・コースを持つ高等学校が連携し、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が、卒業前に養成施設で不足科目を履修する（養成施設の卒業は要件としない）ことで、合計1850時間以上履修すれば受験資格が得られるようあるる。	地域で必要な介護人材を地域で養成・育成することが可能となる。 福祉系高等学校の生徒が充分な基礎知識・教養を習得したうえで、将来の国家資格取得に繋がる事が期待でき、もって介護分野への参入が促進される。 高等学校卒業後養成施設において、さらに専門性を高めることで、介護福祉士としての質の向上が図られる。 多くの養成施設では定員割れの状態となっており、新たな学生の掘り起こしにつながる。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条	文部科学省、厚生労働省	長野県		酒田市、埼玉県、神奈川県、川崎市、鶴岡市、大阪府、鹿児島市	○介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）の基準としては、原則2年間1850時間の履修、教育内容の規定による専門知識・技能をバランスよく履修し、介護人材としての知識・技能に加え、社会人としての十分な教養・知識を習得できるよう努めており、本県の福祉学科・コースのある高等学校卒業者は、養成施設において2年間（850時間の指定科目を履修することが必要であり、高等学校と養成施設の連携により、高校生活の早期から介護福祉士養成施設等での実習科目等を履修することで、高等学校と介護福祉士養成施設を通じて、介護・福祉コースの多様な・高度な専門知識・技能を身に付けることは可能であり、介護福祉士の質の低下を招くことはないと考える。 ○現行、介護福祉士国家試験の受験資格として、①介護福祉士養成施設（2年以上）、②福祉系高等学校（3年以上）、③福祉系高校（5年間）以上実務（経験）を定めており、高等学校で履修した科目をカウントすることは、高等学校で履修した科目と介護福祉士養成施設で履修した科目とが重なっていることから、高等学校で履修した科目を、卒業後に大学等である養成施設で履修した科目とみなすことはできない。 以上のことから、提案の実現は困難である。	○介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）の基準としては、原則2年間1850時間の履修、教育内容の規定による専門知識・技能をバランスよく履修し、介護人材としての知識・技能に加え、社会人としての十分な教養・知識を習得できるよう努めており、本県の福祉学科・コースのある高等学校卒業者は、養成施設において2年間（850時間の指定科目を履修することが必要であり、高等学校と養成施設の連携により、高校生活の早期から介護福祉士養成施設等での実習科目等を履修することで、高等学校と介護福祉士養成施設を通じて、介護・福祉コースの多様な・高度な専門知識・技能を身に付けることは可能であり、介護福祉士の質の低下を招くことはないと考える。 ○現行、介護福祉士国家試験の受験資格として、①介護福祉士養成施設（2年以上）、②福祉系高等学校（3年以上）、③福祉系高校（5年間）以上実務（経験）を定めており、高等学校で履修した科目をカウントすることは、高等学校で履修した科目と養成施設で履修した科目とが重なっていることから、高等学校で履修した科目を、卒業後に大学等である養成施設で履修した科目とみなすことはできない。 以上のことから、提案の実現は困難である。	本県の福祉学科・コースのある高等学校では、学習指導要領に基づいた十分な一般教養と福祉教育との調和による専門知識・技能をバランスよく履修し、介護人材としての知識・技能に加え、社会人としての十分な教養・知識を習得できるよう努めており、本県の福祉学科・コースのある高等学校卒業者は、養成施設等で不足科目等を履修することで、高等学校と介護福祉士養成施設等を通じて、介護・福祉コースの多様な・高度な専門知識・技能を身に付けることは可能であり、介護福祉士の質の低下を招くことはないと考える。 ○現行、介護福祉士国家試験の受験資格として、①介護福祉士養成施設（2年以上）、②福祉系高等学校（3年以上）、③福祉系高校（5年間）以上実務（経験）を定めており、高等学校で履修した科目をカウントすることは、高等学校で履修した科目と養成施設で履修した科目とが重なっていることから、高等学校で履修した科目を、卒業後に大学等である養成施設で履修した科目とみなすことはできない。 以上のことから、提案の実現は困難である。	
279	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和	診療所の管理者は医師であるとされており、管理者が療養等により一定期間不在となった場合、他の医師が管理者となる。 しかし、管理者には常勤要件があるため、診療所開所は当該診療所で勤務する必要があるが、当該診療所に勤務していない場合でも、管理者と代診医等との兼務連絡を取れる体制の整備を条件に、管理者の常勤要件を緩和するこ。	【現状】 医療法では、病院又は診療所の開設者は、臨床研修病院（病院又は診療所の管理をさせなければならないとされている。また、通知により管理者は当該病院又は診療所における管理の法律上の責任 を有するとされる常勤であるとされている。原則、1人の医師が管理する診療所等は1カ所とされており、例外として「都道府県知事の許可がされた場合のみ2カ所以上の診療所の管理が可能となっている。 【支障事例】 本県の多可町のへき地診療所では、1名の医師（管理者を兼務）が診療を行っているが、当該医師が3週間程度の療養休暇となったため、近隣の市民病院（へき地支援病院）から代診医の派遣を要請することとなったし、しかし、代診医の派遣が可能であっても、3週間もの間管理者が不在では管理者が責任であるとは言えないため休診すべきであるとの県から指導が入ったため、県から管理者不在の許可を受け、町立の別の診療所の医師を管理者とすることで代診医の派遣を受入れることが可能となったが、当該管理者である医師の休診日であるため現日にも、が開設できなかった。 【制度改正の必要性】 医師不足の中、医師が1人のへき地診療所も多いことから、今後こうした問題が多く発生する事が懸念される。また、こうした場合、へき地において、診療所以外の地の医療機関に行こうとしても、遠方になり高齢者は受診をためらってしまうことも想定される。そのため特通義務が取れる体制が確保できれば、常勤ではなくて管理者となれるよう要件を緩和していただきたい。	常勤の要件を緩和することでへき地診療所の休診日の減少が図られ、地域住民の医療の確保に資することができる。	・医療法第10条、12条、医療法施行規則第3条 ・平成5年2月3日厚生労働省健康政策局長通知第一段階医療過疎地域・昭和29年10月19日厚生省医務局長通知	厚生労働省	兵庫県、多可町、浦賀町、和歌山県、鳥取県、徳島県		福島県、いわき市、魚沼市、静岡県、田原市、長崎県、熊本市	○提案を多く寄せる本県においても、医師不足の中、管理者の常勤要件の緩和に懸念しており、常時連絡が取れる体制の確保を条件に常勤要件を緩和していただきたい。 【現状】 本市にへき地診療所が1箇所存在しているが、当該診療所については現在まで支障事例は生じていないとしながらも、県内の他の2次医療圏のへき地診療所では診から常勤の医師が不在となり、代診医の派遣を要請することで、診療所の開設を継続している。また、代診医の派遣が困難であっても、へき地地域の住民の医療の確保を図る観点から、へき地地域の住民の医療の確保を図る観点から、診療所の開設を継続している。 ○本県のへき地診療所について、管理者の逝去に伴う住民側の健康 、経済地域の相談に伴う診療所の再開に当たり、管理者の常勤要件がさまざまハードルとなっている。 診療所開設の要件として、管理者は医師であるとされており、管理者の兼務所可であり、管理者の兼務所可であり、管理者の兼務所可であり

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
232	－	－	【全国知事会】 現案の実現を求める。 【全国市長会】 ○　介護福祉士の質の低下につながらないように検討の上、実現すること。 【全国町長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　介護福祉士試験の受験者数が年減した要因を分析し、それらへの対応策とともに、示していただきたい。 ○　実務者研修時間450時間は過大であり、今後改めて見直す必要があるのではないか。 ○　医療的ケアを実施できる介護福祉士と実施できない介護福祉士が混在している以上、医療的ケアの受講を選択制にしても良いのではないか。	○　業務者研修の受講時間については、現場の事業者や介護職員の実態等を踏まえた検討の結果、450時間としており、適正であると考えている。 ○　また、医療的ケア研修については、認知症や医療的ケアなど介護ニーズが多様化する中、介護現場における中核的な役割として専門職であり介護福祉士の質を確保する方策について検討し、平成26年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。 ○なお、実務者研修導入の影響と負担軽減策については、今年度の調査研究により実態把握するとしており、その結果を踏まえ課題を整理し、介護福祉士の質の確保に配慮しながら、必要な対応策を検討していきたい。	6【厚生労働省】 （39）社会福祉士及び介護福祉士法（昭62法30） ・（ア）介護福祉士試験の実務経験ルートについては、平成28年度から介護福祉士試験事務費が減少した要因を分析したうえで介護福祉士の質を確保する方策について検討し、平成26年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。	周知、予算	平成30年度	実務者研修導入による影響について調査研究を実施。また、実務者研修受講費について周知を図るとともに、介護福祉士修学資金等貸付事業に係る貸付原資等を補助。	平成29年度に行った調査研究の結果を踏まえ、引き続き、平成30年度分に実務者研修受講費について周知を図る。 修学資金等貸付事業に係る貸付原資等を補助。
182	【酒田市】 ○検討については、受講内容の共通化などをして、各学校段階で受講できるようにしたうえで、学校自体の卒業単位という位置づけから切り離し、介護福祉士資格取得のための必要受講科目にすることで高校でも大学でも履修実績を共有できるものと思われます	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　総履修時間の不足を理由に福祉系高校の指定を受けていない高校についても、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件を満たす場合には、養成施設における科目の履修に代えることを認めるべきではないか。 ○　介護福祉士国家試験の受験資格として、①介護福祉士養成施設（２年以上）、②福祉系大学等卒業後の介護福祉士養成施設（１年以上）、③福祉系高校（３年間）は同等に認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなさないことは合理的ではないのではないか。 ○　長期修の職能多学科・コースのある高等学校の教育内容と介護福祉士養成施設の教育内容の実質的同等性の検討状況はどうか。（可能であれば追加共同提案団体についても同様）	○　第１次回答のとおり、介護福祉士養成施設の基準としては、原則２年間1850時間の履修、教育内容の領域ごとの教員要件、施設設備に関する要件などが設けられており、これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したと認められることは、介護福祉士の質の低下を招く恐れがある。 ○　また、現行の学校教育の制度上、高等学校で履修した科目を大学や短期大学等において履修した科目とみなすことはできないことなどなどいろいろ、この提案については実現困難である。	6【文部科学省】 （14）社会福祉士及び介護福祉士法（昭62法30） 介護福祉士資格については、福祉系高校の指定を受けていない高校において福祉科目を履修した学生も多く、必要な介護人材を地域で育成・確保していけるよう、介護福祉士を経験する方策について他方公共団体の意見も踏まえつつ検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：厚生労働省）	周知、予算	平成31年度	介護福祉士修学資金について周知を図るとともに、介護福祉士修学資金等貸付事業に係る貸付原資等を補助。	平成31年度までに更なる検討を行う。
279	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 第一次回答について、医師需給分科会で検討を行うとあるが、提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。	○　医師需給分科会における詳細な検討スケジュールを示していただきたい。 ○　年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。 ○　都道府県等が実勤地の判断をしてよい旨、通知で周知していただきたい。	・現行、診療所等の開設許可、管理者変更、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等の権限とされている。 これまで、管理者の実勤性については、「医療機関の開設者の適認及び非営利性の確認について」（平成5年2月3日付け総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務課長・指導課長通知）において、病院の管理者は実勤であることを求めており、また「管理者の実勤しない診療所の開設について」（昭和31年10月19日付け厚収第403号厚生省医務局長通知）において、「医療法第十条に規定する病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であるから、原則として診療時間中当該病院又は診療所に実勤すべきことは当然」としている。医師の実勤については、「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」（平成10年6月26日付け健政発777号・医薬発314号厚生省健康政策・医薬安全局長連名通知）において、常勤医師の定義を定めているが、本通知は医療従事者の標準数の算出に当たっての「常勤」が非常勤の定義について定めているに過ぎず、管理者の実勤性について、明かく規定されているものはない。そのため、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとしている。 ご提案いただいた「へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和」については、医師の地域間での偏在という課題に対応するとても重要な論点と認識しており、この論点からは「管理者の複数管理の許可」についても論点がより明らかとなった。ご指摘の「管理者の実勤要件の緩和」の観点だけでなく「管理者の複数管理の許可」の観点と併せて、一体的に検討していく必要があり、具体的な範囲や条件等については今年以降に開催する厚生労働省の医師需給分科会において、検討を行い、平成29年度中に結論を得る予定である。また、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	6【厚生労働省】 （11）医療法（昭23法205） ・（ｉ）臨床のへき地診療所における管理者の常勤要件の在り方については、開発団体からの意見を踏まえて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	医療法の改正	「医療法及び医師法の一部を改正する法律案」の公布日（予定）	地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供を確保することを目的として、「医療法及び医師法の一部を改正する法律案」が平成30年3月13日に閣議決定され、第196回国会へ提出済み。当該法改正のうち、複数の病院等の管理が認められる要件を法律上に明確に定義することも含まれており、この改正により都道府県の複数管理に係る許可を円滑に進め、医師少数区域における医療機関の存続、新設を早期に、医師少数区域における医師偏在の是正を図ることを目的としている。	関係規定は公布日に施行予定
101	【北海道】 各都道府県内等しくはブロック内で対応に向けた検討など進めなければならないことも想定されることから、準看護師試験の実施の在り方に係る検討スケジュールや方向性などについて、情報提供いただきたい。	－	－		準看護師試験については、保健師助産師看護師法（昭和23年法律203号）第18条の規定により、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い行うことされており、また、同法第26条の規定により、試験の実施に関する事務をつかさどる準看護師試験委員を都道府県に置くこと、試験委員に関し必要な事項は都道府県の条例で定めることとされている。 「準看護師試験の事務の委託について」（平成25年6月14日付け医政看発0614第1号）において、準看護師試験の事務については、地方自治法に規定する事務委任の制度の対象であって他の都道府県に委託することができる旨を周知しており、平成28年度は全国ブロックに分かれて試験が実施されたところであるが、ご指摘のとおり、外部団体に事務を委任できることはなっている。 今回のご提案に対応し、試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減できるよう、準看護師試験事務の在り方について、検討してまいりたい。	6【厚生労働省】 （10）保健師助産師看護師法（昭23法203） 準看護師試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が厚生試験機関に事務を委託することを可能とする。	保健師助産師看護師法の改正	平成31年4月1日施行予定	都道府県が指定試験機関に事務を委託することを可能とするため、保健師助産師看護師法改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第6次地方分権一括法案）が平成30年3月9日に閣議決定され、第196回国会へ提出済み。	平成30年度中に省令の公布等必要な準備を進める。
106	－	－	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		○市町村による代行徴収複雑が、児童福祉施設（保育所及び幼保連携型認定こども園）に限られていることは、不合理ではないか。 児童福祉法第２４条第５項以下第６項では、市町村に対し、保育所及び幼保連携型認定こども園における保育の最終的な実施等の義務付けがされているが、同条２項において、市町村は、保育を必要とする児童に対し、幅広く認定こども園や家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じる義務が課されており、あえて区分する必要があるのか。 待機児童が解消されていない事態に鑑みれば、最終的に公立施設で保育を行うことを保障する体制が完備されている訳ではなく、現下の待機児童問題が深刻なかで は、最終的な保育の受け入れ先が、幼稚園型認定こども園や家庭的保育事業などなることは十分にありうる。市町村の代行徴収複雑を、保育所及び幼保連携型認定こども園に限定する必要性がそもそも正しいのではないか。 ○上記に加え、幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、市町村が利用決定や施設型給付の支給を行っており、特に利用料は市町村が決定していたため、施設等に変更の余地がなく、利用料の変更も市町村に委ねていた。このような現状と施設等との関係を踏まえると、市町村が徴収を行うことに合理性を見出せないのではないか。 ○さらに、特定教育・保育の提供は施設と保護者の間の直接契約に基づくものであることを踏まえても、施設及び保護者の同意や、施設から市町村への徴収事務の委託等を前提とすれば、市町村が徴収することは可能ではないか。 ○以上の議論点を未だ整理し、法制案、実務面から提案団体の支援を解消する方策を進ちに検討し、具体的な方針を示されたい。 ○本提案の実現によって、市町村の徴収事務の負担が増加することが想定されるが、一律に市町村へ徴収機能を付与するのではく、市町村が選択的に制度活用できるよう制度設計することで懸念は解消されるのではないか。		幼稚園型認定こども園は、法的性格としては幼稚園と同じ学校であり、児童福祉施設であるから学校である幼保連携型認定こども園とは性格を異にするものであることから、幼保連携型に認められるものが、同様に幼稚園型に認められるものではない。 利用料の徴収権限は、児童福祉法第24条第1項に基づく保育の実施義務及び同法第2項に基づく保育の維持義務だけでなく、 ①適切なものそれのあるを手供など、保護者の自由意志に委ねていては、その手供に必要な保育が提供されない事態も考えられる場合に、市町村が同条第4項に基づき行う保育の利用の勧奨や支援、また勧奨・支援を行ってもなお契約による保育の利用が困難な場合に、市町村が同法第6項に基づき行う措置入所や ②保育のあるべき姿など、市町村が利用調整を経てもなお保育の利用が困難を手供に対して、市町村が同条第6項に基づき行う措置入所 の対象となっており、市町村が徴収権利に関与し、重い責務を負っている保育所や幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等に対して、当該施設における保育の履行を担保するための認められているものである。 児童福祉施設である保育所等とは異なり、幼稚園等については、市町村は上記の責務を負っていないことから、徴収権等を認めることは困難である。（なお、幼稚園については、市町村の債権の徴収義務の対象からも外れている。）	6【厚生労働省】 （６）児童福祉法（昭23法164）及び子ども・子育て支援法（平24法65） ・（ｉ）市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が認定こども園において特定教育・保育（子ども・子育て支援法27条１項）を受けた乳児又は幼児の保護者が支払へき額（子ども・子育て支援法施行規則（平26内閣府令441之3条２項４号。以下この事項において「利用者負担額」という。）の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。 ・市町村の事情により過年度の利用者負担額を徴収した場合、徴収に当たっては、市町村が国庫負担金（子ども・子育て支援法59条１項１号。以下この事項において「利用者負担額」という。）の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。 ・市町村の事情により過年度の利用者負担額を徴収した場合、必要に応じて市町村が国庫保護者に対して説明を行い、施設等による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成30年度中に必要な周知を行う。 （関係府省：内閣府及び文部科学省） ・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務（児童福祉法第８７条２項及び６項並びに子ども・子育て支援法附則第８条）の取り方について、子ども・子育て支援法附則第８条４項に基づき、同法の施行後５年を目途として行う検討の際に、対象事業者である施設の法的性格や対象者拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 （関係府省：内閣府及び文部科学省）	都段 通知等 後段 検討予定	都段 平成29年3月30日に自治体に周知 後段 未定	【通知(FAQ)】 行政側の事情により過年度の利用者負担額を徴収して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が国庫保護者に対して説明を行い、施設等による徴収事務の補助を行うよう、FAQにより自治体に周知した。	法の施行後５年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、市町村による認定こども園における利用者負担額の徴収への関与について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講じる。
107	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		補助の統合等については、一次回答のとおり、新制度全体の５年後の見直しを踏まえて、検討を行うとされるが、提案団体の意見を踏まえ、今年度中に私学助成（特別支援教育経費・多様な事業者の参入促進・能力活用事業）特別支援教育・教育扶助における認定方法の明確化や、私学助成における認定時期についてなど、運用改善に関する通知を発出することとしたい。	6【厚生労働省】 （25）私立学校振興助成法（昭50法61）及び子ども・子育て支援法（平24法65） ・認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の被災や対象となる子どもの支給認定変分によって適用される事業が異なることによる利用者間のネットを地方公共団体等の事務の簡素化を検討するため、私立高等学校等経常費助成費補助金（特殊教等特別支援教育経費）、私立学校振興助成法施行令（昭51政令301）４条１項２号に（ｃ）による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）（子ども・子育て支援法附則８条４項）や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、他方公共団体に平成29年度中に通知する。 ・また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則２条４項に基づき、同法の施行後５年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。 （関係府省：内閣府及び文部科学省）	・通知（補助の柔軟化・明確化） ・検討中（補助事業の一本化を含めた制度の在り方）	・平成30年3月20日に通知済（補助の柔軟化・明確化）。 ・平成30～31年度において検討（補助事業の一本化を含めた制度の在り方）	・補助の柔軟化・明確化については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく特別支援に係る補助の柔軟化・明確化について（平成30年3月20日）にて各都道府県担当部局に通知済。	・補助事業の一本化を含めた制度の在り方について、子ども・子育て支援法附則２条４項に基づき、同法の施行後５年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
175	A 権限移譲	医療・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲する。	【提案】 中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監督により、取消処分事業が出た場合は、その時点では国に対し、当該事務を運営する法人の業務管理体制の特別検査の実施が必ずなされる。 特別検査の実施を受けた事は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から結核を聴取することから的応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。 【支障事例】 当面において、不正請求等による指定取消処分に相当する可能性がある事業が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴取と県による検査の日程を合わせるなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。 また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関与が認められたと認められた場合、連座制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への聴取等が行われ、その結果によって処分する場合もあり、そのための聴取の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合がある。	【効果】 指定権限と指導・監督権限の一元化（中核市）により、迅速かつ適確な対応が可能となることで、サービスの質の向上や事務の効果化、行政の効率化につながる。	介護保険法§115の32、§115の33、§115の34	厚生労働省	山口県、中能地方知事会		北海道、青森市、大阪府、鹿児島市	○要望については、外部有識者の意見を聴きることとされているが、具体的な要望基準等が明文化されておらず、事業ごとの指摘事項から基準を推測するしかない状況にある。そのため、要望に基準を満たした業務展開が困難な状況となり、要望過程における指摘事項で何度も修正が必要となるなど、事務負担が増加するとともに、計画的な事業推進の妨げとなっている。 また、申請手続についても例幾年間分の事部類が同現も延長されるにもかかわらず、地方からの申請期限は毎年を要求されるなど、同現の事務執行上過度な負担となっている。 ○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事業が発生し、都道府県に対して事務管理体制の特別検査が実施され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなど、支障があった。 迅速、適確な対応のため、事務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。 ○介護サービス事業者への指導等と、事務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。 ○本市において、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の効果化・効率化が図れると考える。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年4月に周知する。 ・地方自治法第252条の17の2第1項 また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は原則と考える。	○業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を中核市に移譲した場合、中核市が行政処分に関する権限を有しているとの関係が不明になることによる事務の効率化や事業者に対する指導の一元化など、中核市が処理できるものについては、できるだけ中核市に移譲することにより、地域の自主性及び自立性を高め、二重行政の解消が図られるメリットがあると考える。 ○なお、本事務の移譲により、中核市において業務管理体制の整備関係の審査事務等が発生するが、現行制度においても、同一市内でのみ地域密着型サービスを提供している事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を行っていることから、権限移譲による混乱は想定し難く、中核市へ本事務の移譲がなされても問題ないと考える。 ○また、地方自治法上の事務処理特例制度による権限移譲の手法では、複数の中核市を抱える都道府県においては同一都道府県内の中核市間で取扱いに差異が生じることが考えられること、都道府県と中核市間の役割形成に時間がかかるおそれがあること、体制的に事務の受入が可能であれば、あえて事務処理特例により都道府県ごとに異なる取扱いを敢えて必要とはないと思われることから、法改正による全国一律の対応を図るべきと考える。	−
154	A 権限移譲	医療・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の介護サービス事業者の業務管理体制の整備関係の監督権限を中核市に移譲する。	中核市では、介護サービス事業者の指定・取消に係る権限を有しており、また介護サービス事業者への実地指導及び、地域密着型（介護予防型）サービス事業者のみを行う介護サービス事業者で、指定に係る全ての事業所が1つの市町村の区域に所在するものに係る業務管理体制の監督が実施しており、一定のノウハウもあるが、全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合（地域密着型（介護予防型）サービス事業者のみを行う介護サービス事業者を除く）の業務管理体制の監督権限については、都道府県が有していることから、市内の介護サービス事業者の包括的な管理ができていない状況にある。 ※現在、政令指定都市は全ての事業所が1つの区域に所在する場合の業務管理体制の監督権限を有している。	【提案】 中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監督により、取消処分事業が出た場合は、その時点では国に対し、当該事務を運営する法人の業務管理体制の特別検査の実施が必ずなされる。 特別検査の実施を受けた事は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から結核を聴取することから的応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。 【支障事例】 当面において、不正請求等による指定取消処分に相当する可能性がある事業が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴取と県による検査の日程を合わせるなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。 また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関与が認められたと認められた場合、連座制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への聴取等が行われ、その結果によって処分する場合もあり、そのための聴取の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合がある。	【効果】 指定権限と指導・監督権限の一元化（中核市）により、迅速かつ適確な対応が可能となることで、サービスの質の向上や事務の効果化、行政の効率化につながる。	介護保険法§115の32、§115の33、§115の34	厚生労働省	金沢市	山口県捜査分 市大分県において平成29年度に2件、27年度に1件の中核市における指定権限事業者が発生し、結核等の故意に相当の時間を要した事例あり。 ○具体的事例が生じていないその他の県において、当該支障は十分想定されると考えており、提案に賛同している。	北海道、岩手県、鹿児島市	○すべての事所が1つの中核市の区域に所在する場合の権限移譲については、支障がないと考えます。 【理由】 ・本市は、既に県条例で権限移譲されており、当該事務について、業務指導や監査時において一体的に現況確認している。 ・特に、他分を規則していない事業所の法人に対して、組織的な関与等の確認が同に担当できるので、迅速に調査や結果ができた。 ○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事業が発生し、都道府県に対して事務管理体制の特別検査が実施され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなど、支障があった。 迅速、適確な対応のため、事務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。 ○介護サービス事業者への指導等と、事務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。 ○本市において、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の効果化・効率化が図れると考える。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年4月に周知する。 ・地方自治法第252条の17の2第1項 また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は原則と考える。	介護サービス事業者の指定・取消権限と指導・業務管理体制監督権限が一体的に付与されることによって、不適切事例に対する迅速かつ的確な対応が可能となるものと考えており、指定・取消権限と同様に、法改正により業務管理体制監督権限が移譲されることが望ましいと思われます。 また、中核市において、介護サービス事業者の指定・取消業務を行うための体制が整っていることから、事務管理体制監督権限の移譲を受けた場合においても、適切に対応することが可能な状況にあると考えています。	−
49	A 権限移譲	医療・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲する。	【提案】 中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監督により、取消処分事業が出た場合は、その時点では国に対し、当該事務を運営する法人の業務管理体制の特別検査の実施が必ずなされる。 特別検査の実施を受けた事は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から結核を聴取することから的応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。 【支障事例】 当面において、不正請求等による指定取消処分に相当する可能性がある事業が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴取と県による検査の日程を合わせるなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。 また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関与が認められたと認められた場合、連座制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への聴取等が行われ、その結果によって処分する場合もあり、そのための聴取の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合がある。	【効果】 指定権限と指導・監督権限の一元化（中核市）により、迅速かつ適確な対応が可能となることで、サービスの質の向上や事務の効果化、行政の効率化につながる。	介護保険法§115の32、§115の33、§115の34	厚生労働省	九州地方知事会	山口県捜査分 市大分県において平成29年度に2件、27年度に1件の中核市における指定権限事業者が発生し、結核等の故意に相当の時間を要した事例あり。 ○具体的事例が生じていないその他の県において、当該支障は十分想定されると考えており、提案に賛同している。	北海道、青森市、大阪府、鹿児島市	○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事業が発生し、都道府県に対して事務管理体制の特別検査が実施され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなど、支障があった。 迅速、適確な対応のため、事務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。 ○介護サービス事業者への指導等と、事務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。 ○本市において、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の効果化・効率化が図れると考える。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年4月に周知する。 ・地方自治法第252条の17の2第1項 また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は原則と考える。	○業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を中核市に移譲した場合、中核市が行政処分に関する権限を有しているとの関係が不明になることによる事務の効率化や事業者に対する指導の一元化など、中核市が処理できるものについては、できるだけ中核市に移譲することにより、地域の自主性及び自立性を高め、二重行政の解消が図られるメリットがあると考える。 ○なお、本事務の移譲により、中核市において業務管理体制の整備関係の審査事務等が発生するが、現行制度においても、同一市内でのみ地域密着型サービスを提供している事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を行っていることから、権限移譲による混乱は想定し難く、中核市へ本事務の移譲がなされても問題ないと考える。 ○また、地方自治法上の事務処理特例制度による権限移譲の手法では、複数の中核市を抱える都道府県においては同一都道府県内の中核市間で取扱いに差異が生じることが考えられること、都道府県と中核市間の役割形成に時間がかかるおそれがあること、体制的に事務の受入が可能であれば、あえて事務処理特例により都道府県ごとに異なる取扱いを必要とはないと思われることから、法改正による全国一律の対応を図るべきと考える。	−
178	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	ひとり親家庭等への学習支援に関する国庫補助事業の見直し	ひとり親家庭等への学習支援に関する国庫補助事業について、同制度の対象者を一括して支援するため、ひとり親家庭の制度内容で補助制度を一本化する。	地方では生活困窮家庭のひとり親家庭の学習支援を行う場合、それぞれの対象家庭が分かり参加者の安定確保が困難な場合があり、制度ごとに事業をなるべくまとめる方法を非効率的に実施している。 しかし、ひとり親家庭等対象の子どもを家庭の状況で限定する場合、貧困等のレッテル貼りにつながる。 また、本来では市町村主体として、対象者を限定せずに学習支援の実施を検討していることも。 しかし、現行では、ひとり親家庭等への学習支援部分と、生活困窮家庭等への学習支援の部分とに国庫補助の制度が分かれており、それぞれの補助制度で実施主体が異なり（ひとり親家庭等は市町村、生活困窮家庭等は都道府県）、それぞれの補助制度で実施主体が異なっていて現状の制度内容では、対象者を限定しない学習支援の一体的な実施をすることは、事務作業が効率化するなど、個人取扱の限定等制約内容に対する不安・疑問の声があがっている。 また、ひとり親家庭等の子どもの学習支援は、対象となる子どもの家庭状況（ひとり親家庭等の場合は世帯、生活困窮世帯は生活保護法に基づき、世帯員の状況を考慮）が異なるため、世帯ごとに、学習支援の内容を考慮した対応が必要であるが、ひとり親家庭等の子どもの学習支援は、学校との連携や地域事情に応じた取り組みが重要であるとされ、ひとり親家庭等の子どもの学習支援は、学校との連携を考慮した事業の実施が必要であるとされている。 また、国庫補助事業の実施主体は市町村であるが、ひとり親家庭等は市町村、生活困窮者は福祉事務所（都道府県）と、それぞれ対象者が異なっており、ひとり親家庭等の子どもの学習支援は、学校との連携や地域事情に応じた取り組みが重

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
175	－	－	【全国知事会】 授業団体の授業に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである。 【全国市長会】 予挙げ方式も含めた検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	各省とヒアリングにおいて、各中核市において適切に業務を実施できるのであれば移譲する方向で対応するという旨の回答をいただいたが、今回、中核市から移譲について一定数の賛同意見を得られれば、中核市へ権限を移譲する方向で対応いただけるよう理解してよいか。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する厚出受理等事務について、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22 法67）252 条の17 の2第1項）により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29 年度中に周知する。	5【厚生労働省】 (4)介護保険法（平9法123） 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の厚出の受理等（115条の32から115条の34に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の17の2第1項）により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	前段：地方公共団体への周知 後段：検討中	前段：平成30年2月6日 後段：平成30年度中に結論	都道府県・政令市・中核市を対象とした平成29年度業務管理体制検査担当職員研修（中堅職員研修）（平成30年2月6日開催）において、当該事務権限については、条例による事務処理特例制度により中核市に権限を移譲することが可能であることを周知した。	当該事務権限を中核市に移譲することの必要性について、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年度中に結論を得る。
154	－	－	【全国知事会】 授業団体の授業に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである。 【全国市長会】 予挙げ方式も含めた検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	各省とヒアリングにおいて、各中核市において適切に業務を実施できるのであれば移譲する方向で対応するという旨の回答をいただいたが、今回、中核市から移譲について一定数の賛同意見を得られれば、中核市へ権限を移譲する方向で対応いただけるよう理解してよいか。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する厚出受理等事務について、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22 法67）252 条の17 の2第1項）により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29 年度中に周知する。	5【厚生労働省】 (4)介護保険法（平9法123） 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の厚出の受理等（115条の32から115条の34に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の17の2第1項）により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	前段：地方公共団体への周知 後段：検討中	前段：平成30年2月6日 後段：平成30年度中に結論	都道府県・政令市・中核市を対象とした平成29年度業務管理体制検査担当職員研修（中堅職員研修）（平成30年2月6日開催）において、当該事務権限については、条例による事務処理特例制度により中核市に権限を移譲することが可能であることを周知した。	当該事務権限を中核市に移譲することの必要性について、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年度中に結論を得る。
49	－	－	【全国知事会】 授業団体の授業に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである。 【全国市長会】 予挙げ方式も含めた検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	各省とヒアリングにおいて、各中核市において適切に業務を実施できるのであれば移譲する方向で対応するという旨の回答をいただいたが、今回、中核市から移譲について一定数の賛同意見を得られれば、中核市へ権限を移譲する方向で対応いただけるよう理解してよいか。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する厚出受理等事務について、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22 法67）252 条の17 の2第1項）により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29 年度中に周知する。	5【厚生労働省】 (4)介護保険法（平9法123） 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の厚出の受理等（115条の32から115条の34に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の17の2第1項）により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	前段：地方公共団体への周知 後段：検討中	前段：平成30年2月6日 後段：平成30年度中に結論	都道府県・政令市・中核市を対象とした平成29年度業務管理体制検査担当職員研修（中堅職員研修）（平成30年2月6日開催）において、当該事務権限については、条例による事務処理特例制度により中核市に権限を移譲することが可能であることを周知した。	当該事務権限を中核市に移譲することの必要性について、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年度中に結論を得る。
178	【静岡県】 幅広の対象者の特性に配慮する必要はあるものの、対象者を要園状況で限定することは、貧困等のレッテル貼りになり、子どもが参加しづらいことが危惧されたため、事業を躊躇する市町が多い。 効果的・効率的に事業を実施するためには、子どもの家庭状況に関わらず、支援を必要とする全ての子どもを対象として実施できる制度が必要であるため、規制制度の見直しを再度要望する。	－	【全国市長会】 授業団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		○ひとり親家庭のマスクへの学習支援と生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業について、それぞれ趣旨・目的が異なるものであり、子どもが置かれている状況・課題が異なることから個々の事業として実施しているものである。 ○貧困については、ひとり親家庭の子どもが親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれ、日常から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのつつや教育等が十分に行き届いていないような特殊な状況から生まれる特有の不安やストレスに起因する観点から、基本的な生活習慣の習得や生活指導を行いつつ、学習習慣の定着等の学習支援等を行うものであり、それらを通じて、子どもの生活の向上を図るものである。 ○他方、後者については、生活困窮世帯の子どもが、高校進学の希望があるものの学習の場がない、勉強・高校卒業・就労等の意義が感じられないといった学習面での課題、家庭に居場所がない、生活習慣や社会性が身についていないといった生活面での課題を抱えるとともに、親が子どもへの教育に対し知識・関心が薄いといった家庭の課題に対応するため、子どもに対し、親に学習支援のみならず、居場所づくり、日常生活の支援を行うとともに、親に対し教育支援を行うなど世帯に対する包括的な支援を行うものであり、それらを通じて、子どもの将来の自立による生活困窮からの脱却を図るものである。 ○このように、それぞれの事業は、子どもが置かれている異なる特殊な状況・課題に配慮等がなされたとして実施されており、そうした特殊な状況・課題を考慮した学習支援以外の取組もなされている状況を踏まえれば、学習支援が共通しているからといって事業の一本化を図ることは、適当ではない。 ○事業の一本化については上記のとおりであるが、両事業の一体的実施については、既に取り組まれている自治体の例もあることから、実施主体が県と町村で異なる例の他、ひとり親家庭と生活困窮世帯以外の家庭の子どもも同じ場に受け入れている例も多め、一体的実施に関する事例の収集・分析を行い、好事例を全国的に周知することにより、効果的・効率的な推進を図っていきたい。	6【厚生労働省】 (23)母子及びび父子並びに寡婦福祉法（昭39法129）及び生活困窮者自立支援法（平25法105） 生活困窮者であるそれぞれに、学習の援助を行う事業（生活困窮者自立支援法6条1項4号。以下この事項において同じ。）及びひとり親家庭等生活向上事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法31条の6に規定する母子家庭生活向上事業及び同法31条の11に規定する父子家庭生活向上事業及びに同法35条の2に規定する高齢者生活向上事業をいう。以下この事項において同じ。）のうちマスクの生活・学習支援事業を一体的に実施する場合については、効果的・効率的に事業を実施するため、生活困窮者であるそれぞれに対し学習の援助を行う事業とひとり親家庭等生活向上事業の実施主体が異なる場合等の事例把握を行った上で、効果的・効率的な事例の実施に参考となる情報を、地方公共団体に平成30年中に周知する。	検討中	平成30年中	生活困窮世帯の子どもに対する学習の援助を行う事業と、ひとり親家庭等生活向上事業等との連携規定を盛り込んだ「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を第196回通常国会に提出した。	連携規定の施行後適にあたって、生活困窮世帯の子どもに対する学習の援助を行う事業とひとり親家庭等生活向上事業が一体的に実施されている地域の事例把握を行い、効果的・効率的な事例の実施に参考となる情報を平成30年中に地方公共団体に周知する予定。
187	－	－	【全国市長会】 授業団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「子育て支援の実施場所については、家庭生活支援員の居宅に限定するものではなく、子どもの状況等を踏まえ、適切な場所で実施することが可能である」となっているが、事業開始について授業団体との間で十分確認を行うべきである。		ご提案のファミリー・サポート・センター事業（ファミサポ事業）の援助会員は、現行制度においてもひとり親家庭等日常生活支援事業（ひとり親事業）における「生活援助」を行う家庭生活支援員として従事することは可能であり、一方で、ひとり親事業の「子育て支援」については、ひとり親家庭をは母子とした支援であり、家庭生活支援員は、ファミサポ事業の対象でもある一般家庭に対する援助には、ことし、とり一般の家庭が求められるため、すべての援助会員を「子育て支援」が可能な家庭生活支援員として扱うことは適当ではない。 具体的には、 ・ファミサポ事業実施要綱に定める項目及び時間数を満たした講習を受けた援助会員は、ひとり親事業の「子育て支援」が可能な家庭生活支援員として扱って差し支えないが、 ・それ以外の援助会員（例えば、緊急救命講習のみを受講している方）については、そのままに扱ってはならない。 と考えており、ご理解いただきたい。 また、「子育て支援」の実施場所のうち、「ウ　児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所」については、例示されている施設以外にも「ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所」であれば柔軟に実施できるものである。	6【厚生労働省】 (22)母子及びび父子並びに寡婦福祉法（昭39法129） ひとり親家庭等日常生活支援事業（13条に規定する母子家庭日常生活支援事業及び31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業をいに31条に規定する母子家庭生活向上事業及びに31条に規定する父子家庭生活向上事業をいう。）については、以下のとおりとする。 ・子育て支援の便宜を実施する家庭生活支援員については、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）・子ども・子育て支援法（平24法65）59条に等及び児童福祉法（昭22法164）6条の2第14項に対する援助を行う会員のうち講習カリキュラムの項目を全て実施した者又は当該講習を修了した者とみなすことされている者については、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）・子ども・子育て支援法（平24法65）59条に等及び児童福祉法（昭22法164）6条の2第14項に対する援助を行う会員のうち講習カリキュラムの項目を全て実施した者又は当該講習を修了した者とみなすことされている者については、子育て支援の便宜を実施する家庭生活支援員として認定することが可能であると考え、 ・子育て支援の便宜を実施する場所については、子育て支援の便宜を依頼した者の居宅での実施も可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。 ・子育て支援の便宜を実施する場所については、子育て支援の便宜を依頼した者の居宅での実施も可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。	・全国会議における報告 ・事務連絡	・全国会議における報告（平成30年3月20日） ・事務連絡の発出（平成30年4月中予定）	平成30年3月20日に開催した「全国児童福祉主管課長会議」において、 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における援助を行う会員のうち講習カリキュラムの項目を全て実施した者又は当該講習を修了した者とみなすことされている者については、子育て支援の便宜を実施する家庭生活支援員に認定することが可能である旨、 ・子育て支援の便宜を実施する場所については、子育て支援の便宜を実施する場所の考え方について、平成30年4月中に改めて地方公共団体に周知する予定。	平成30年3月20日に開催した「全国児童福祉主管課長会議」において周知した家庭生活支援員の認定基準や子育て支援の便宜を実施する場所の考え方について、平成30年4月中に改めて地方公共団体に周知する予定。
195	－	－	【全国市長会】 授業団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		「授業内容に関して、特に法律関係の委員の確保は厳しい状況にあることは現知するものの、事前に欠席となる委員から聴取した意見書のみをもって、欠席委員が出席したと見なすことは困難である。 前回の回答のとおり、審査会は精神障害者の人権に直結する重要な判断を行うものであって政策立案のための審議会等とは性質が異なり、より厳格な運用が求められるべきである。また、対面による、専門的かつ総合的な審査が求められているのは、患者本人の意思によらない入院や隔離・身体的拘束等の行動の制限を行わざるをえない場合があるような精神科医療の特殊性を踏まえ、医療・保健福祉・法律の各観点から、各専門家がその場で議論をし、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保する必要があるためである。 この点、ICTを活用したテレビ会議等であれば、その場で意見交換を行うことが可能であることから、精神障害審査会の開催の在り方として設けることは選択肢の一つとして考えられる。 このため、精神医療審査会の開催に当たって、ICTを活用したテレビ会議等を活用することについても検討することが考えられる。なお、テレビ会議を実施する場合には、審査会の性質上、多くの個人情報を扱うものと思われ、各自治体において、セキュリティ対策を講じたうえで、個人情報保護条例等の関係規定に基づき行なから、適切に運用されるよう必要があると考える。	6【厚生労働省】 (13)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123） 精神医療審査会の開催・議決については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、テレビ会議等の活用も可能とすることも等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	平成30年中に結論を得る。	地方公共団体における状況の把握を行ったと平成30年中に結論を得られるよう、検討中。	精神医療審査会の運用状況、テレビ会議等の活用について、地方公共団体へのアンケートを実施予定。

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係所省庁	団体名	その他（特記事項）	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
196	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	喀痰吸引等研修の見直し	喀痰吸引等研修について受講しやすい環境の整備を求める。	喀痰吸引等研修を受けようと思っても、医療的ケアを必要とする高齢者への対応に苦慮している。 介護職員等も、研修を修了し、都道府県による認定を受ければ、喀痰吸引等を実施することが可能となる。 しかし、認定を受けるには約50問問以上の長本研修や10回以上の実地研修が必要であることから、多くの事業所で介護職員等が不足している現状では、事業者にとって時間をかけて職員に研修を受講させることは容易ではない。また、研修受講者数に対し、実地研修の協力所数者が不足しており、1年以上経っても研修が修了しないというケースも散見されている。 そのため、介護職員を喀痰研修と同様に基本研修に通信課程を設けるなど、介護職員等が研修を受講しやすい環境整備をお願いしたい。	喀痰吸引等研修を介護職員等に対する効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等） 喀痰吸引等の医療行為を行うことが可能な介護職員等が増えることによって、当該医療行為を必要とする高齢者への対応の円滑化が図られる。	社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第13条	厚生労働省	広島市、広島県		岩手県、酒田市、福島県、川崎市、新潟市、府中町	○高内の介護事業所において、介護職員等は不足している状況である。事業所からも介護職員等に通学で50時間以上の研修を受講させることは大変であるとおっしゃっていたが、必要な研修であり、通信課程を設けるなど、介護職員等が受講しやすい環境整備をお願いしたい。 ○基本研修が長時間であるため、介護職員研修に参加せざるをえないという声は多く聞かれる。また、実地研修先の不足により実地研修が遅まない現状があるため、介護職員が研修を受講しやすい環境整備をお願いしたい。 ○本市と関係団体との意見交換において、県の喀痰吸引等研修を受けさせるための体制を整えることが困難との意見は出ている。	○　喀痰吸引等研修は、介護職員が医行為であっても喀痰吸引等を利用者の生命及び安全を確保し、つつ実施できるようにするために必要な研修であり、研修制度を見直すことは困難であり、研修制度を見直すことは外部有識者や関係団体、事業者などと調整をつつ第二期事業で行っていく必要があるとのこれた。まずは今年度喀痰吸引等の実施状況を把握し、喀痰吸引等の実施を踏まえた上で提案したものであることから、速やかな対応をお願いしたい。	基本研修に通信課程を設けるという本市の提案は、看護師の不足する介護現場において、利用者の生命及び安全を確保しつつ実施する必要がある喀痰吸引等医療行為を担う人材が今今の施設職等へかいなくいう切羽詰まった実態を踏まえた上で提案したものであることから、速やかな対応をお願いしたい。	－
197	A 権限移譲	医療・福祉	喀痰吸引等業務に関する都道府県指定都市への権限移譲	喀痰吸引等業務に関する都道府県指定都市への権限移譲を求める。	広島市内の介護事業所では、平成28年に、喀痰吸引等を行うための研修を受けていない職員が、業務として当該医療行為を行った事案があった。このケースは、内部通報により問題が発覚し、指導を行うことができたが、社会福祉士及び介護福祉士法上は、研修を受けた者の登録は都道府県の事務とされているため、指定都市に情報が入るようになっていない。 介護保険法上、指定都市には介護事業所への立入検査権限だけでなく処分権限もあるが、事業所の職員のうち、誰が喀痰吸引を行えるのかという情報が都道府県から指定都市に入る仕組みがないといっていた。現状では、広島県と一緒に検査に入ることを伝えた。 ついては、喀痰吸引等業務の登録に関する事務を都道府県から指定都市に移譲し、指定都市単独で対応できるようにしていただきたい。	情報が一元化されることによって、他の検査と併せ、喀痰吸引等業務がきちんと資格を持つ職員によって行われているかの検査することで、業務の適正化に繋がる。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条の2～第40条の8	厚生労働省	広島市		川崎市、大阪府、沖縄県	○本市においても、中核市にある有料老人ホームにおいて、喀痰吸引等の研修を受けていない介護職員が、当該行為を実施していた事例があり、県と中核市で情報共有のと、指導を行っていることから中核市より情報登録事業者等に関する問い合わせが多いと聞いた。業務実施に支障をきたすなどの問題が生じているとこうである。また、中核市の介護事業所等への実地指導や立ち入り権限がないことから、登録喀痰吸引等事業者登録後、当該事業者の事後の運営実態を把握することが難しい状況にある。	○喀痰吸引等に関する事務については、現在、喀痰吸引等を行う特定行為業務従事者の認定（認定証の交付を含む。喀痰吸引等を行う事業者の登録や医療監督、喀痰吸引等研修を行う研修機関の登録などの事務を都道府県が一元的に取り扱っているところである。喀痰吸引等業務の適切な推進や事業者の手続の便宜を考慮し、喀痰吸引等に関する事務については都道府県が一元的に取り扱うことが適当と考えており、本提案の実現は困難である。	喀痰吸引等を行う事業者の登録事務については、登録により得られる情報（従事者名簿等）が介護事業所に対する指導監督を行う上で有用であることから、指定都市への情報の一元化が望ましいと考えるため、権限移譲を お願いしたい。	－
199	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	市町村介護保険事業計画の変更に係る手続の簡素化	特別養護老人ホームの定員について、老人福祉圏域内の広域的な特定施設の設置数を市町村に変更が生じない場合において、当該圏域内の市町村との協議が整ったときは、都道府県への事前の意見聴取等を行うことなく、市町村介護保険事業計画を変更して、広域型・地域密着型等で定員数の増加ができるよう引きとることを求める。	広島市は、経済密中を活密で現く紹介せいている。山口県の下市町を含む近隣の3市町と広島広域市町村圏を構成し、圏の「連携中枢都市圏」制度を活用しながら、連携して地域の資源を圏域全体でいかす様々な施策を展開を図っており、その中で、将来的には当該都市圏において介護保険サービスの提供体制を整備していく考えている。 しかしながら、現在の法体系では、都道府県が広域的な立場から策定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県計画」という）及び市町村が策定する市町村介護保険事業計画（以下「市町村計画」という。）において、特別養護老人ホームの定員等を定めることとされている。 こうした中、高齢の課題として、都道府県計画で定員総数を定める広域型特養については事業者の参入がある一方で、都道府県計画及び市町村計画で定員総数を定める地域密着型特養は、利用定員数に対して新規で地元の特養や建設費、運営費、また、効率的な介護職員の配置が困難等の問題から、縁り遠い事業者ばっかりで参入事業者の参入がない。そこで、広域型特養に定員総数を増い増えようとしても、都道府県計画及び市町村計画の変更には事業者への説明やパブリックコメントの実施等で数か月の時間を要することから、設置認可が間に合わず、計画期間内に市域内で必要定員総数の確保ができない状況となっている（別添のとおり）。 このため、老人福祉圏域内の市町村との協議が整った場合には、都道府県への事前の意見聴取等を行うことなく、市町村計画を変更して、広域型・地域密着型等で定員数の増加ができるようにしていただきたい。 なお、都道府県計画と市町村計画及び策定に差が生じることについては、特養全体の定員総数には変更がなく、また、影響が考えられる同じ圏域内の市町村とは事前に協議を行うことしているとっから、計画の趣旨を損ねるものではないと考える。	市町村が広域型特養と地域密着型特養の定員の振替がスムーズに行えることで、必要な定員総数の確保に資することができるため、賛同する。	介護保険法第117条第2項・第3項・第118条、第118条第2項	厚生労働省	広島市		ひたちなか市、川崎市、熊笑島市	○広域型特養と地域密着型特養の定員の振替がスムーズに行えることで、必要な定員総数の確保に資することができるため、賛同する。	市町村が作成する介護保険事業計画において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数は広域的な圏域単位となっており、それを変更する場合には、あらかじめ都道府県の意見を聴くことが必要となっている。（介護保険法第117条第2項・第118条） 指定介護老人福祉施設に係る必要入所定員総数については、都道府県が、広域的観点から、各圏域毎に域内を区市町村の各年度の入所者数見込み、今後の整備見込数、既存の施設等の配置状況等を考慮して設定しているところであり、 御提案内容について、指定介護老人福祉施設に係る必要入所定員総数は、形式のとおり、都道府県が広域的観点から必要な調整を行ったと認定しているものであり、都道府県への意見の聴取を行うことなく介護保険事業計画を変更できる扱いとすることは、都道府県が有する施設整備等に関する広域的調整機能の重要性に鑑み、妥当ではない。	本市の提案は、「都道府県がする施設整備等に関する広域的調整機能の重要性」を認定することもなく、 既下の調整を単独に解決しようとするものであり、 すなわち、保険者である市町村にとっては、特養の入所待機者が多い中で、介護保険事業計画における サービス量の見込みを提案した提供体制の確保は大きな課題であり、地域密着型から広域型への振替により、その定員の一部について、当該市町村の被保険者の入所 者数が減る可能性があっても、できるだけ特養に入所待機者の解消に取り組むことが重要である。 また、都道府県にとっても、都道府県計画で設定した地域密着型特養の定員総数の確保が未達成のままとなるなれは、圏域内の市町村における金額が調られたとて広域型・地域密着型全体の中で必要な定員総数が確保されることのガがより有意義であると考える。 これらの点を勘案し、改めて手続の簡素化について検討いただきたい。	－
200	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の総込みを可能として頂い。	平成28年に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。 この調査では、調査員が調査世帯宅の全世帯を訪問し、母子世帯等であることを確認したうえで調査票を配布することとなっている。 しかし、「調査地区内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大多数を占めていることに加え、ご不在のための再訪問が必要なケースや、3階建ロックのマンションで管理人に協力を お願いしなければならないケースなどもあり、調査員の負担が大きく、広島市では調査会社に業務を委託した が厚生労働省から支払われた委託費を超え6倍超となった。 そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の総込みを可能としてもらいたい。	国から指定された調査地区内の約240世帯のうち、住民基本台帳の情報上の調査対象世帯見込み は約70世帯であることからすると、全数調査は調査対象世帯見込みとの乖離が大きく合理性に欠ける。 調査対象世帯見込みとの乖離が大きく合理性に欠ける。 調査員の負担軽減だけでなく、コストの観点にも繋がる。	平成28年度全国ひとり親世帯等調査の委託について（厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知） 統計法第2条第7項、第19条、第20条	厚生労働省	広島市、広島県		ひたちなか市、鎌倉市、福島市、横浜市、甲府市、海老名市、新潟市、奥州市、静岡市、京都府、長崎市、山陽小野田市、北九州市、長崎市、大分県	○地方の福祉事務所の現員が調査でいるが、該当区域の全戸調査は、調査員の負担になっている。住民基本台帳の活用により調査員の負担軽減につながると思われる。 ○平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査において、調査員が調査対象世帯を確定するために、対象地区の全世帯を訪問することから調査員が大きかったようであり、実際調査からの聞き取りでは、調査員の調査対象世帯を確定するために、対象地区の全世帯を訪問することから調査員が大きかったようであり、実際調査からの聞き取りでは、調査員の負担が大きかったようであり、 ○地方では現場のケースがあり、調査員の負担が大きい。また、配布数・回収数とともに平成27年度調査時における本市のひとり親世帯の1%以下にとどまっている。このことから、「全戸訪問」で世帯を確認し調査票を渡すよりも現在の調査方法は、都市部では妥当であるが、住民基本台帳のみ対象世帯を無作為抽出し、調査票を郵送により対象者に対象者を確定する方法が望ましいと考える。 ○対象世帯における世帯が不明で、また人口規模が大きい。 ○地方において現時点で世帯数が不明であり、住民基本台帳上、一人暮らし世帯等ではない世帯が大多数を占めていることから、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の総込みを可能としてもらいたい。 ○対象地区における世帯が不明であり、また人口規模が大きい。 ○国が指定した調査地区内の約240世帯のうち、住民基本台帳の情報上の調査対象世帯見込みは70世帯であることからすると、全数調査は調査対象世帯見込みとの乖離が大きく合理性に欠ける。 ○調査対象世帯見込みとの乖離が大きく合理性に欠ける。 ○地方では現場のケースがあり、調査員の負担が大きい。また、配布数・回収数とともに平成27年度調査時における本市のひとり親世帯の1%以下にとどまっている。このことから、「全戸訪問」で世帯を確認し調査票を渡すよりも現在の調査方法は、都市部では妥当であるが、住民基本台帳のみ対象世帯を無作為抽出し、調査票を郵送により対象者に対象者を確定する方法が望ましいと考える。 ○国が指定した調査地区内の約240世帯のうち、住民基本台帳の情報上の調査対象世帯見込みは70世帯であることからすると、全数調査は調査対象世帯見込みとの乖離が大きく合理性に欠ける。 ○調査対象世帯見込みとの乖離が大きく合理性に欠ける。 ○対象地区における世帯が不明であり、また人口規模が大きい。 ○対象地区における世帯が不明であり、また人口規模が大きい。 ○国が指定した調査地区内の約240世帯のうち、住民基本台帳の情報上の調査対象世帯見込みは70世帯であることからすると、全数調査は調査対象世帯見込みとの乖離が大きく合理性に欠ける。 ○国が指定した調査地区内の約240世帯のうち、住民基本台帳の情報上の調査対象世帯見込みは70世帯であることからすると、全数調査は調査対象世帯見込みとの乖離が大きく合理性に欠ける。 ○対象地区における世帯が不明であり、また人口規模が大きい

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
196	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け て、積極的な検討を求める。		○　第1次回答のとおり、まずは今年度行うこととしている喀痰吸引等の実態把握のための調査研究の結果を踏まえ、課題を整理し、介護職員等が研修を受講しやすくなるよう、必要な対応策を検討してまいりたい。	6【厚生労働省】 （28）社会福祉士及び介護福祉士法（昭62法30） （ⅲ）喀痰吸引等研修の受講環境の整備については、研修の実施状況に係る調査を行ったこと、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	平成30年度中に結論	平成29年度に、介護職員による喀痰吸引等の実施状況等について調査研究を実施。	平成29年度に行った調査研究の結果等を踏まえ検討。
197	【大阪府】 喀痰吸引等業務の適切な推進については権限移譲により、実地指導や立ち入り権限を持つ政令指定都市及び保健所が登録に関する事務を担うことで情報が一元化され、喀痰吸引に関する検査も実施で行うことが出来、業務の適正化につながる。 また、事業者の手続きについても、権限移譲により、事業者が所管する市で登録業務を行うことが出来れば、手続者にかかる移動時間や費用等の負担を軽減することが出来、手続きの効率化を図ることが出来る。 よって、都道府県が一元的に事務を取り扱うことが適当である理由を具体的に示して頂きたい。	－	【全国市長会】 都道府県から提案に情報提供される仕組を構築することを前提に、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		○喀痰吸引等業務の登録に関する事務については、介護サービス事業者の指定、指導・監督等の権限をもつ指定都市が一元的に行うことが、指導の実効性や事務の効率化の観点から合理的であり、また、指定都市（権限の受け手側）が権限の移譲を求めていることから、権限を移譲するべきではないか。 ○　喀痰吸引等を行う事業者の登録事務のみの権限移譲が不適当である理由は第1次回答のとおりである。 ○喀痰吸引等を行う事業者の登録情報の当今介護事業所に対する指導監督と必要な情報については、指導監督権者が把握できるよう、必要な方法を検討してまいりたい。	6【厚生労働省】 （27）介護保険法（平9法123） （ⅴ）市町村介護保険事業計画の変更（117条9項、117条10項）に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が複数的かつ連続に対応するよう、都道府県に平成29年度中に周知する。 また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していることを踏まえ、当該手続の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	通知	平成32年度	平成30年2月に、指導監督上必要に応じて都道府県と都道府県以外の地方自治体の間で情報の連携が図られるよう、社援基発0220第1号「指導監督上における登録喀痰吸引等事業等に係る情報の連携について」に通知を発出した。	平成32年度末ごに変化る検討を行う。
199	－	－	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		第1次回答においても回答したとおり、広域型特養に係る必要入所定員数については、都道府県が、広域的観点から、各圏域毎の高齢者の人口推計等見込み、今後の整備見込数、既存の施設等の配置状況等を考慮して、老人福祉圏域ごとに設定しているところである。 また、都道府県には広域型特養に関して、いわゆる「地域間調整」が図られたことが、圏域内の定員数に既に達しているが、又は新たな広域型特養の設置によって定員数を超えるおそれった場合に、広域型特養の設可をしないことができるとされている。 以上から、例に老人福祉圏域内の市町村との協議が調った場合であっても、都道府県への事前協議を行うことなく、介護保険事業計画を変更して、広域型特養・地域密着型特養との間で定員数の振替をできる旨いとすることは、都道府県が有する広域的特養に係る整備方針、整備目標を歪めることになるため妥当ではない。	6【厚生労働省】 （27）介護保険法（平9法123） （ⅴ）市町村介護保険事業計画の変更（117条9項、117条10項）に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が複数的かつ連続に対応するよう、都道府県に平成29年度中に周知する。 また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していることを踏まえ、当該手続の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	周知・関知 後段：検討中	周知：平成30年3月6日 後段：平成30年度中に結論	市町村介護保険事業計画の変更に伴う都道府県介護保険事業支援計画の変更の手続を迅速に行うために、考えられる都道府県及び市町村が留意すべき事項について、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成30年1月19日開催）において周知した。	市町村介護保険事業計画の変更に係る手続の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。
200	【山梨小野田市】 住民基本台帳情報、市町村民税情報等で調査対象の絞込みが可能であり、多少の捕捉漏れがあったとしても、ひとり親になった理由別集計結果から虐待・行方不明等は少数であり調査結果に大きく影響することは見えないと考える。	－	【全国知事会】 団体毎のセキュリティポリシーに依拠するため、実施にあたっては市町村の意向を踏まえる必要がある。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		該当せずに住民基本台帳データ等のみにより対象世帯を絞り込むことについて、 ①第1次回答のとおり、父又は母の生死不明や虐待、離婚、父又は母が一定の障害の状態にある世帯等については、対面により確認しなければ世帯構成を特定することが困難であることに変わる。 ②住民基本台帳データ等の当該調査への活用の可否は自治体の取捨に係るところであり、必ずしもすべての自治体において当該調査等のために活用することができるものではなく、全国的一的な調査手法がされない可能性がある等の課題がある。 このため、調査手法の変更による新型や継続性の問題等を踏まえたとて、次回の調査において必要な見直し等ができないか検討してまいりたい。	6【厚生労働省】 （40）全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。	検討中	次回調査時（2021年予定）	次回の「全国ひとり親世帯等調査」の調査方法について検討中。	次回調査までに、調査方法の見直しに向けた検討を行う予定。
219	－	－	【全国知事会】 団体毎のセキュリティポリシーに依拠するため、実施にあたっては市町村の意向を踏まえる必要がある。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		該当せずに住民基本台帳データ等のみにより対象世帯を絞り込むことについて、 ①第1次回答のとおり、父又は母の生死不明や虐待、離婚、父又は母が一定の障害の状態にある世帯等については、対面により確認しなければ世帯構成を特定することが困難であることに変わる。 ②住民基本台帳データ等の当該調査への活用の可否は自治体の取捨に係るところであり、必ずしもすべての自治体において当該調査等のために活用することができるものではなく、全国的一的な調査手法がされない可能性がある等の課題がある。 このため、調査手法の変更による新型や継続性の問題等を踏まえたとて、次回の調査において必要な見直し等ができないか検討してまいりたい。	6【厚生労働省】 （40）全国ひとり親世帯等調査 全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。	検討中	次回調査時（2021年予定）	次回の「全国ひとり親世帯等調査」の調査方法について検討中。	次回調査までに、調査方法の見直しに向けた検討を行う予定。
225	【恵田市】 ○現場の実情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要だと考える。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	＜施策＞ ○利用定員の振々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の適ジについて事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の適ジに関して、都道府県が実質的な判断を下すことは現実的のではないか。もしくは、実質的な判断をするのは、貴の見込み全的現に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の適ジについて調整を可能とする仕組みとすべきではないか。 ○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認した うえで、再度検討をお願いしたい。 ＜設置者の利用定員の変更に関する市町村の関与の強化＞ ○1号認定子どもと2号認定子どもの公定価格の差が顕著となって2号定員を1号定員へ切り替えるなど、経営上やむを得ない理由以外で定員減少を行う事例が現状見られるは上、一定の条件（例えば、当該定員減少させる施設の所在市町村において待機児童が発生している場合、当該定員減少により市町村の保育確保義務の履行に支障がある場合等）を設定したうえで、条件に合致する場合には定員減少について「協議」することを可能とする仕組みを許容するべきではないか。 ○そもそも2号認定子どもの定員を1号認定子どもの定員へ切り替えるケースが生じる理由は、公定価格の不合理な差があるからであり、施設がそのような変更を行う誘因が働かないよう、単価設定を見直すべきではないか。	子ども・子育て支援新制度において市町村は、5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を実施しているところ、法施行後5年を目途に行う法見直しの中で、1期目の計画期間の実態について検証を行い、子ども・子育て施策における施策と結果を、検討を行う。 なお、本件提案は施設側の負担が増えることが懸念されることから、慎重な検討が必要である。	6【厚生労働省】 （31）子ども・子育て支援法（平24法65） （ⅱ）特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少させる場合の手続（35条2項）については、市町村の関与を強化することし、所要の措置を講ずる。 （関係府省：内閣府及び文部科学省）	通知等	平成30年度頃（予定）	地方からの提案の趣旨を踏まえた対応を検討中。	平成30年度頃までに、通知等により、保育士が確保できずに止むを得ず利用定員を減少せざるを得ない等の場合において、市町村による保育士等の確保のための助言や支援を図る方向で検討。

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による社会的・経済的効果や向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係所省庁	団体名	その他（特記事項）	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野							団体名		支障事例			見解	補足資料
300	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業に係る人員基準の見直し	一時預かり事業に係る人員配置条件の見直し	一時預かり事業の実施においては、現行でも保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員によると支援を受けられる場合に、保育士1名で保育可能となっている。一方で、市内の保育所14箇所中1箇所しか実施できていない状況にある。 そのため、市の事業で、保育士1名による独自の一時預かりを実施しているが、市独自の一時預かりでさえ、市内の保育所14箇所中1箇所しか実施できていない状況にある。 平成28年度の市独自の一時預かりの実施件数は延べ26件であり、「就園奨励があり、他に預かりを行う方がいない等の理由で利用されてより、実施時に需要が生じた際に需要に応える人員を確保することが重要であるが、現行の最低2人の人員配置条件を確保することに困っている。 例えば、保育所等と一体的に一時預かり事業を実施し、当該保育所等の職員の配置が加配（配置基準より多く配置）されており、その支援を受けられる場合で、利用児童数が少ない場合に、下記①又は②の人員配置で一時預かり事業を実施できるようめる。 ①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名 ②子育て支援研修修了者1名	保育士の確保が困難な地域において、小規模化・規模分散型事業の実施が可能となり、地域の実情を踏まえた保育ニーズに対応することが可能となる。 また、法に基づき事業内容や施設基準を設けることにより、事業開始後における事業の質の維持を確保することが可能となり、施設入所者に対する適切なサービスが提供できる。	子ども・子育て支援法、児童福祉法、児童福祉法施行規則、一時預かり事業実施要綱	厚生労働省	川崎市、熊本市	資料・英文版機能障害者支援の手引き（改訂第2版、平成20年11月、厚生労働省社会・援護局障害者福祉課障害者リハビリテーションセンター）	○現在、本市では医基準の一時預かり事業を実施している施設では施設あるが、人員配置が困難なための国基準の一時預かり事業が実施困難であると申し出を受けたケースが増えている。実施方法の規制について検討していただきたい。 ○本市における一時預かり事業の需要は年々高まっており、特に待機の方の利用が多い状況である。保育士の確保については、本市の教育・保育施設で人員確保が困難となっている中、一時預かり事業を実施していく保育所は、さらに厳しい状況にあることから、一時預かりの受入人数を制限をするなどしている。 ○専任保育士が確保できず、一時預かりを休止した施設がある。	「一時預かり事業」については、「一時預かり事業実施要項」において、1日当たりの平均利用児童数が概ね3人以下の場合については、「家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（第31条）」に定める市町村長が行う研修を終了した保育士と同等以上の知識及び経験を有する市町村長が認めた者（家庭的保育者）を保育士からなることが可能とされており、ご要望の内容については現行制度下においても、市町村の判断により、実施可能である。	○家庭的保育事業は当市規模の自治体ではニーズがなく、家庭的保育事業者がいない。そのため、家庭的保育事業による職員配置の緩和策を活用できず、現行制度下でも一次預かり事業を実施できない。 ○一時預かり事業は、保護者一ニーズが高い事業である一方、定員的判断が多く、事業者にとって、一時預かり事業のために人材を保育所本体と別途確保することは、経営上困難である。また、保育所本体では不安な、家庭的保育者研修を受講させるインセンティブがない。 ○「家庭的保育者」と「保育所で保育補助者として、保育業務に従事した期間が十分にある者」を比較した場合、前、規模ボノクハ内について大きく異なるなし。 ○一定の条件下で、「保育所で保育補助者として、保育業務に従事した期間が十分にある者」で、保育士と同等以上の知識や技術を有することを市町村長が認めた者が一時預かり事業を実施することができるようにすることで、一時預かり事業の実施事業者を確保することができる。 ○また、市内には、子育て支援員研修の、地域保育コース（地域型保育）を受講した者はいないが、その他コース等の修了者はいる。家庭的保育者だけでなく、子育て支援員研修の基本研修や基本研修＋専門研修（コース不問）の修了者を認めることで、一時預かり事業を実施できる。 ○地方では、保育現場の人材不足が深刻であり、保育補助者等の活用は、保育の受け皿を確保するとともに、子育て支援の観点からも重要であるため、①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名や②子育て支援員研修修了者1名で一時預かり事業を実施できるよう、早期に検討いただきたい。 （補足資料参照）	有
212	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	無料低額宿泊事業に係る「届出制」を「許認可制」に変更すること。	無料低額宿泊事業に係る「届出制」を「許認可制」に変更すること。	社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業は、同法第69条に基づき事業開始の日から1月以内に事業経営地の都道府県知事に届出だけがなければならないこととされている。しかし、あくまでも届出制であることから、形式要件を整えた届出であれば、不適切な事業であっても自治体は届出を受理せざるを得ない。また、施設の設備、運営等に関して法令に違反が生じたりしても、事業者に対する行政指導を行っても実効性が担保が十分とは言えない。このため、いったまで では事業者の刑事事件等を発端に、事業運営の適正化を図ることは困難であり、結局、事業の適正化を図ってきた。さらに、不適切な事業者に対しては長期に渡る調査や指導を続ける必要があるとされ、形分決定までには一定期間を要しており、その期間において事業者は多くの路上生活者を施設に入所させることが可能となっている。また、事業者が提供するサービス内容について法律に規定がないことから、入所者は適切な水準にあるサービスを事業者から受けられない可能性が生じている。	許認可制の導入により、事業開始前において不適切な運営が疑われる事業者の参入を排除することが可能となる。 また、法に基づき事業内容や施設基準を設けることにより、事業開始後における事業の質の維持を確保することが可能となり、施設入所者に対する適切なサービスが提供できる。	社会福祉法第2条第3項第8号 同法69条2項 平成27年4月1日付社援発0401第1号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する生活困難者のために無料又は低額料金で宿泊所を利用する事業について（通知）」 平成27年4月1日付社援発0401第2号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する生活困難者のために無料又は低額料金で宿泊所を利用する事業について」の一部改正について（通知）	厚生労働省	指定都市市長会		埼玉県、千葉県、新潟市、名古屋市、大阪市、福岡市、熊本市	○無料低額宿泊所事業は、第二種社会福祉事業として届出制となっており、形式的要件が整っていれば受理せざるを得ない。また、事業開始後においても社会福祉法第70条に基づき報告を実施し、県の「無料低額宿泊所事業を行う施設の設備及び運営に関する基準（第31条）」に定める市町村長が行う研修を終了した保育士と同等以上の知識及び経験を有する市町村長が認めた者（家庭的保育者）を保育士からなることが可能となっている。一方、一時預かりの受入人数を制限をするなどしている。 ○専任保育士が確保できず、一時預かりを休止した施設がある。	○ 無料低額宿泊事業を許認可制にすることについては、現に無料低額宿泊施設に起居している者の住まいの確保が困難となるおそれがあり、重々許認可制を含めたご検討願いたいと考える。 ○ しかしながら、無料低額宿泊事業を実施する事業者の中には、生活保護受給者等を扱い収益を目的とする、生活保護受給者等を扱い収益を目的とする、生活保護受給者の生活の質の確保を図るためには、悪質な事業者を排除していく必要があると考えている。 ○ このため、無料低額宿泊所の設備・運営基準に関して現在の「ガイドライン」に基づき指導を行うだけではなく、法令に基づく最低基準を設けた、その基準を満たさない事業者等に対して、行政処分・勧告等をなどを行うために必要な法令との規定の整備を行うことなどを中心として生活保護受給者の継続性支援の在り方全般について、今後の生活保護制度の見直しの議論の中で具体的な検討を進めるとしている。なお、この議論について自治体代表の市長会も参画して、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議及び社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論されていくところである。	許認可制にすることをもって、現に無料低額宿泊施設に起居している者の住まいの確保が困難となることは国民目線で考えるべき問題であると考える。 さいたま市では、平成26年度から3か年の間に社会福祉法の無届を行っていない無届施設に対し、利用者約1,000名を対象ケアー等への転居支援により平滑させた実績がある。 他に、無住している者が住まいを失ったとしても、その場合の受皿として、民間アパートや公営住宅のほかに生活保護法の救護施設や老人福祉法の有料老人ホーム等が考えられ、社会資源の有効活用により退去者の受入は可能である。 また、8月2日の専門部会において、前会長から指摘もあったように、慈恵があったとしても経過措置を設けることで対応可能である。 なお、厚生労働省は「設置されていない生活保護制度の見直しの議論において、法令に最低基準を明記し、基準に満たない事業者に対して、行政処置命令などを行うために必要な規定の整備を行うなど、生活保護関係者の居住支援の在り方全般について具体的な検討を進める。」との回答であるが、あくまで無届制を前提としている。 この場合、現行制度と照相に、法令に基づく最低基準を満たさない事業者が生活困難しながら事業を開始することが可能であること、要には改善命令などを行ったとしても、改善されるまでの間は違法な事業者の経営が可能であり、入所者は劣悪な環境での生活を余儀なくされる。このように、無届制である限りは悪質な事業者の参入を許し、生活支援を行う良質な事業者が活動しやすい環境づくりや入所者の福祉を考えて国策でとることなどから許認可制を取ることを２０政令指定都市の総意として、重ねて強く求めるものである。	–
215	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務（処遇改善等加算に係る事務）の簡素化。	施設型給付費等の算定方法に係る事務（処遇改善等加算に係る事務）の簡素化。	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者共に事務量が増大している状況。具体例は以下のとおり。 【根拠事示の事例】 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率の5～6倍の算定に必要な事務が過度かつ膨大であること、加算額の精算方法が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○市システムにおける請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは現実的ではなく、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならず、多大な事務負担が生じている。	市町村及びも各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じた手厚い対応を行う環境の整備により一層注力できる。	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準（平成27年内閣府令第44号） ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成27年3月31日府政共生第349号）	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会		旭川市、仙台市、秋田市、山形市、いわき市、川越市、鳥取市、静岡市、豊橋市、豊田市、大阪市、伊丹市、堺市、姫路市、奈良市、和歌山市、山口市、徳島市、北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、大村市、熊本市、延岡市	○ 処遇改善等加算に係る事務 処遇改善等加算に係る事務の負担については、平成27年8月28日及び平成28年8月17日に事務連絡を発出しており、見直しを図っているところ、また、平成28年事務連絡においては「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な算定方法」を示すとともに、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、既年度より変更が無い場合は提出を省略することが可能となっている。加えて、平成29年度においても、平成28年度と同様の簡易な算定方法を示すとともに、処遇改善等加算Ⅱ（職員一人当たりの経験年数に応じた処遇改善）のキャリアパス要件について、平成29年度より追加された処遇改善等加算Ⅲ（技能・経験に応じた処遇改善）を常に対象とする場合には、施設事務に係る提出の現出を不要としている。処遇改善等加算Ⅱについては平成29年5月30日にQ&A集を発出するとともに、加算率1度に必要な「加算対象職員数」が「年齢別定員数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び事務の簡素化を図っている。 「基準年度の賃金水準」の考え方など処遇改善等加算に係る事務については、保育士等の処遇改善が適切に行われる必要があることを踏まえ設定されているものであり、取扱いについて十分ご理解いただけるよう引き続き研修機会等実施していきたい。 ○ 市システムにおける請求事務の指導・助言 施設型給付費の支払いについては、子ども・子育て支援法施行規則第18条に従って、毎月、支給するものとされているところであり、平成27年2月10日事務連絡等において自治体の実情により必要と認められる場合には、あらかじめ概算払いにおこなった事に関し支えないとされている。また、平成27年5月29日事務連絡において、市町村において加算の設定に多て愛ついてなかったんとして、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の設定が行われた後に確定し、遡及して適用する等の配慮をご依頼している。 ○ また、「子育て安心プラン」（平成29年6月2日）において、「保育士の負担軽減のため、給付事務に係る実態把握などで他に同けたシステムの標準仕様や自治体予算の合理的な算定方法、事務負担のための調査研究を行うこととしており、事務負担の軽減について検討していただく。	処遇改善等加算は、教育・保育の現場に携わる人材の確保及び質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に提供していくために導入されたものであるが、現状は、その事務処理に多大な労力を費やしており、施設によっては、施設によっては、事務負担が大きくなっている。 「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」を提示されたとあるが、この方法では教育・保育現場を含む実態・実勢・非常勤の別に職毎が必要となっている賃金事務職職毎の内容に対応できておらず、「簡便な方法」を推奨されるのであれば、賃金改善実績報告書の簡素化が必要である。 処遇改善が適切に行われる必要があることは理解できるが、公定価格根拠に対する人件費割合で算出する方法など、明確かつ連続性基準の設定を行い、少なくとも施設側が自ら事務量を推解し、自ら給付を算出し算定できる仕組みとすべきであり、様々な事務連絡等を示されても問題が解決されていないということは、抜本的に制度を見直す必要があると考える。 今後、事務負担の軽減について検討をしていくことが、実際に事務を行っている自治体や施設の意見が反映されると、十分考慮していただきたい。	–
216	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務（管外受託先所定に係る請求及び支払事務）の簡素化。	施設型給付費等の算定方法に係る事務（管外受託先所定に係る請求及び支払事務）の簡素化。	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者共に事務量が増大している状況。具体例は以下のとおり。 【根拠事示の事例】 ○管外受託先所定に係る請求及び支払事務 請求及び支払いにあたり、対象児や自治体間での情報のやり取りが煩雑で、円滑な請求及び支払事務の妨げとなっている。 ○市システムにおける請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは現実的ではなく、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならず、多大な事務負担が生じている。	市町村及びも各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じた手厚い対応を行う環境の整備により一層注力できる。	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準（平成27年内閣府令第44号） ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成27年3月31日府政共生第349号）	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会		福島県、ひたちなか市、海老名市、静岡市、豊田市、知多市、大阪府、伊丹市、山口市、小野田市、北九州市、都城市、大村市、熊本市	○ 管外受託先所定に係る請求及び支払事務の簡素化に向けては、国の交渉頻度に基づく給付費等に関する検討と併せて、各地方自治体が給付費等に上乗せして独自に助成している実所について、同時に検討することが必要と考えます。 具体的には、現在、市本庁では、市内に所在する児童が市内の保育所等を利用した場合に、保育所等の所在地の地方自治体の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。これは、同じ保育所等を利用する児童が同じ受けられる保育の内容に差が生じないようにするための考えによるものです。 また、多くの地方自治体では同様に、市内に所在する児童が市内の保育所等を利用した場合には、市内独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。しかし、一部の地方自治体では、助成状況ではなく、保育所等の所在地の水準に合わせた独自助成の実施すでは独自でないという地方自治体もあるため、市内の保育所等からは、そのような地方自治体の児童を安り入れた際の独自助成について、市に要望が寄せられています。 ○管外受託先所定に係る請求及び支払事務について、広域的な規模に対応事務を受託する仕組みを検討する際には、各地方自治体の独自助成の支払いの仕組みの不通化も併せて検討する必要があると考えます。 ○支援内容が多岐にわたる独自型給付費等の算定が複雑であるため、市間の無調整込み部分等により、国庫・県負担金に多くの歳入と歳出が発生し、国及び県の予算に大きな影響を及ぼす恐れがあり、 ○請求及び支払事務については、各自治体間で統一的に検討を進めていただきたいと考えます。 ○請求及び支払事務の簡素化を図るためには、市間の無調整込み部分等により、国庫・県負担金に多くの歳入と歳出が発生し、国及び県の予算に大きな影響を及ぼす恐れがあり、 ○請求及び支払事務については、各自治体間で統一的に検討を進めていただきたいと考えます。 ○市本庁では、市内に所在する児童が市内の保育所等を利用した場合に、保育所等の所在地の地方自治体の独自助成の支払いの仕組みの不通化も併せて検討する必要があると考えます。 ○支援内容が多岐にわたる独自型給付費等の算定が複雑であるため

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
300	－	－	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと心地方分権改革推進委員会第３次勧告を踏まえ、廃止、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自ら が決定し、その地域の実情にあった最適・最善なサービス・施策が講じられることを 確保させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係に ついて提案団体との間で十分確認と行き違いをできる。	○家庭的保育事業者は全国に950件しかなく、そのうち約半数は東京都に所在しているため、地方には家庭的保育事業者がない場合も多く、提案団体には、家庭的保育者がいない実情にある。 保育所等との連携体制や利用定員数等の要件を設定することにより、家庭的保育者は外の者が、1人で一時預かり事業を実施できるよう検討すべきではないか。 ○保育と預かりは異なるため、保育経験者が一時預かりをすることは困難とのことだが、現行で、家庭的保育者研修の受講をせず、実務経験により家庭的保育者として認められている者がいる。保育者と比較して、実務経験豊富な保育補助者に不足していると言えないか。提案団体と比較して、実務経験豊富な保育補助者に不足していると言えないか。 ○一時預かりを実施する場所が、保育所等の施設である場合、当該施設の保育従事者であって、一定の要件を満たしている者であれば、家庭的保育者の資格はなくても、一時預かり事業の実施をして、適当なのではないか。 ○子育て支援員研修の基本研修修了者や専門研修修了者（コースは問わない）について、要件を緩和することができないか検討していただきたい。	○一時預かり事業は一時的に家庭での保育が困難となった場合において保育所、幼稚園、認定こども園等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備することを目的とした事業である。 ○一時預かり事業における居室確保するために、「保育士と同等以上の知識及び経験を有する」市町村長が認める者」の要件として、子育て支援員研修および充実した研修を行っている家庭的保育者研修を行うとされており、二段階のような子育て支援員研修終了者等を要件とすることは保育の質の確保という観点からも認めがたくできない。	6【厚生労働省】 （3）児童福祉法（昭22法164） （ｱ）一時預かり事業の職員配置（児童福祉法施行規則（昭23厚生省令11）36条の5）については、1日の子どもの受入人数がおおむね3名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かり、当該保育所等の職員（保育士等）による支援を受けられる場合には、保育士1名で支援ができる乳幼児数の範囲内において、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の6（3）ｱに定める基本研修及び5（3）ｲ（イに定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（以下「子育て支援員」という。）を可当該事業を実施することができることとする。	通知	平成30年度中	1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下であることに加え、本事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かり、当該保育所等の職員（保育士等）による支援を受けられる場合には、保育士1名で支援ができる乳幼児数の範囲内において、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の6（3）ｱに定める基本研修及び5（3）ｲ（イに定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（以下「子育て支援員」という。）を可当該事業を実施することができることとする。	平成30年度中に「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号文部科学省初等中等教育局長通知、平成27年7月17日雇児発0717第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）別紙「一時預かり事業実施要綱」を改正し、所要の措置を講ずる。
212	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　いわゆる「貧困ビジネス」については、劣悪な環境下でサービスが提供されたり、重大な事故が発生するなど、利用者の生命や健康を脅かす恐れが高い状況にあるので、むしろ許認可制という実効性と迅速性のある規制により、速やかに悪質な事業者を排除し、利用者の保護を図っていくべきではないか。 　また、悪ちに許認可制にすることができない理由として、「現に設置している老の住まい機能が困難になる恐れ」を挙げているが、悪質な事業者を排除していくために規制強化を行うのであれば、いずれにせよ利用者の受入環境等の措置は必要であり、生活保護法の指定施設や公営住宅への入居、民間アパート等への組織支援等で対応していくべきではないか。 ○　過去、届出制から許可制に移行した例も踏まえ、十分な期間を経過措置期間として確定し、届出をしている事業者については許可事業者とみなした上で、悪質な行為を事後的に規制しつつ、悪質な事業者の新規参入については事前に規制する制度設計とすれば、関係者の総意を解消しつつ、実効性のある規制強化が行えるのではないか。 ○　生活保護制度に関する国と地方の実務者協議の場等において、引き続き検討を進めるとのことであるが、政令指定都市側からは、許認可制についても実施を行っているとの聞いており、特に規制の実効性と迅速性を確保する観点について、地方側の声をより細やかに聞いた上で、検討を進めるべきではないか。	○　様々の居住の形態がある中で、無料低額宿泊事業にいてのみ、許認可制としたとしても、いわゆる「貧困ビジネス」と呼ばれる悪業者が無許可で事業を続けることも考えられることから、負荷な事業者の育成と悪質な事業者の規制を同時に進めることが必要と考えている。 ○　現在の社会福祉法においても要セナニ条に基づき、例えば事業に関し不当に苦利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、経営の制限や事業の停止等を命じることは可能であるが、このような処分に至る時点は少なく、改善命令等の適正な発動することにより、サービスの提供の適正化を行っていく必要があると考えている。このような現状において、悪徳的な規制をそうに行ってもなお足りず、未来永劫行為を予め禁止する事前規制である許可制が必要と言えるかどうかは慎重な検討が必要と考える。 ○　いずれにせよ、指定都市市長会も参画している社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会等において議論していきたい。	法律	平成32年4月1日施行（予定）	第198回通常国会に、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の一体的見直しのための「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を提出（平成30年2月9日）。	法案が成立した場合、所要の見直しを行う予定。
215	【静岡県】 協議改善等加算に係る事務について、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することなど、現在示されている方法を行ってもなお、多大な書類の確認が必要となっており、簡素化が図られているとは言えない。 【山陽小野田市】 設置にあるような提案化をもってしても、多大な事務の負担解消には至っていない、保育現場からも不満の問い合わせがあり、内閣府に提出しても迅速な回答が得られない状況で、現場はかなり混乱しているということを御理解いただきたい。 【山口市】 事務連絡、QAA集は、いずれも当該年度の取り扱いを、当該年度に入ってから発出しているが状況。各施設・事業者の運営計画、人材確保・配置、資金計画や、自治体の予算編成のためには、適用すべき年度の前年度に通知やQAA等を発出し、現実にならげるべきである。また、加算認定に至っていない場合の概算払い等についても遅及しているが、加算認定に至らない主たる要因は、調査時が発出されないことにとどまるものである。施設や自治体側に加算認定に至らない主たる要因がある場合は、平成２７年２月３日事務連絡の有効性が薄いだけるが、各種通知の発出が当該年度に入ってからなされている状況では、「自治体の実情により必要と認められる場合」とは考えられない。 取扱いについての理解を深めるためには、QAA集、事務連絡等の発出を、適用年度の前年度、地方自治体の予算編成時期に間に合うように発出いただくとともに、国による自治体等を対象とした説明会等の実施をお願いしたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		加酒改善等加算については、従来より通知やFAQで取扱いを示ししてきたものと、平成29年度当初に改めて通知したところ、子育て支援員研修助成により、事業者を対象とした説明会の実施に係る費用や事業者からの質全課題等の相談に応じる職員（社会保険労 の雇上費、電子システムの改修に係る費用等の支援を自治体に対していく、加酒改善等加算の円滑な実施を支援することとしている。 なお、「基準年度の賃金水準」の算出を簡易な「簡便な方法」と賃金改善実績報告書の作成における書きぶりとの対応については、対応を検討していきたい。	6【厚生労働省】 （31）子ども・子育て支援法（平24法65） （ⅲ）施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算Ⅰ（特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育）に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府令49）（令2.4.1号）における賃金改善実績報告書については、基準年度における賃金水準を使用した場合の賃金総額の算定方法（平成29年度における処遇改善等加算の取扱いについて（平28内閣府子ども子育て本部参事官「子ども・子育て支援担当」・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）に対応した様式への見直し等を行い、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 （関係府省：内閣府及び文部科学省） ・職員1人当たりの平均給与額の算定に当たっての非違労働者の取扱いについては、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 （関係府省：内閣府及び文部科学省） ・施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 （関係府省：内閣府及び文部科学省） ・実家公務員の給与改定に伴う公定価格（同告示1条12号）の改定については、関連予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法等を取知する。 （関係府省：内閣府及び文部科学省）	・通知 ・検討予定 ・検討予定 ・事務連絡	・平成30年3月30日 ・平成30年度中 ・平成30年度中 ・平成30年2月9日	・「（平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に基づく処遇改善等加算Ⅰに係る様式の記載方法の取扱いについて」（平成30年2月30日付）を通知 ・「平成29 年度子どもたちの教育・保育給付費国庫負担金の取扱いについて」（平成30年2月9日事務連絡）により発知	・職員1人当たりの平均給与額の算定に当たっての非違労働者の取扱いおよび育休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成30年度中に通知する。 ・施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。
216	【静岡県】 施設型給付費については加算認定まで至らない段階で概算払いし、加算の認定が行われた後に補定し、調査して適用することが可能とされているものの、各施設・事業者においては、遡及して加算が認定されないことがままった場合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業者においてその事務が遂やかに行えるよう施設型給付費の算定等について見直しいただきたい。 【山陽小野田市】 「自治体の実情により必要と認められる場合」というケースが不明確であり、法令に則って毎月支給している。また、前払いによる概算払が可能であったとしても、月々の給付費算定事務の負担の大きな軽減にはならない。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		施設型給付等は市町村において、地域の実情に応じて実施していることから、認定基準等まさまな差異があり、人所調整等にあたっては、関市において引き続き その時期や調整方法等を十分に協議の上、ご対応いただきたい。	6【厚生労働省】 （31）子ども・子育て支援法（平24法65） （ⅲ）施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時における調査事務の取扱いについては、実態調査等を行ったうえで、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：内閣府及び文部科学省）	検討予定	未定	広域利用時における調査事務等の取扱いについて、実態調査等を行った。	引き続き実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
243	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		医師等の医療従事者の免許申請書については、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）等により様式が定められており、その様式中に、大臣名を記入する箇所を設けている。 ご要望の医療従事者の各種免許申請書における厚生労働大臣の氏名の記入を廃止することについては、平成31年の免許申請から実施できるよう省令改正を行う。	6【厚生労働省】 （9）医師法（昭23法201）、歯科医師法（昭23法202）、保健師助産師看護師法（昭23法203）、薬剤師法（昭35法146）、臨床検査技師等に関する法律（昭33法76）、歯科技師法（昭30法148）、理学療法士及び作業療法士法（昭40法137）及び視能訓練士法（昭46法64） 以下の資格の免許に係る申請の様式については、平成30年中に省令を改正し、厚生労働大臣の氏名の記入を廃止する。 ・医師 ・歯科医師 ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・衛生検査技師 ・薬剤師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・視能訓練士	医療従事者の各種免許申請書における厚生労働大臣の氏名の記入を廃止する省令改正を行う。	平成31年の免許申請から実施。	平成31年の免許申請から実施できるよう、準備を行っている。	ご要望の医療従事者の各種免許申請書における厚生労働大臣の氏名の記入を廃止することについて、平成31年の免許申請から実施できるよう省令改正を行う。

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案回体及び無該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
283	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て短期支援事業の実施場所の要施設型に関する規制緩和	子育て短期支援事業実施市町村の前合は、概況型の保護・収容とは別ふた児童養護施設等が地非は少べ不実し、ていることから、全国水準をさ多く上回る64%となっている。そのため、大阪府では児童虐待の相談対応件数が全国一多いため、児童養護施設等では慢性的な児童の措置入所等でに満員であり、子育て短期支援事業の利用者を受け入れることが困難となっている。 また、府内における児童養護施設等の多くは要親のリクルーティング・マッチング・支援機能を活用して、要親に委託した場合にも、各事業を実施できるように制度の見直しをされたい。	要親支援機関が、要親に委託を行うとゐう制度の見直しがなされることで、要親への委託が促進されるとともに、児童福祉施設等が満員で受け入れができなかった場合にも利用者の受け皿を確保することができるようになる。また、子育てに困難を抱へのレスパルトサービス等とし、子育て短期支援事業が充実することで、児童虐待の発生予防に繋がる。 府内における児童養護施設等には地域毎にがあり、地元に施設が存在しない住民には送迎等の負担があることから、隣接県利をすることで利用者の近隣に要親を配置することができ、送迎等の負担が軽減するため、事業の利用に繋げることができる。また、保育園や幼稚園、小学校等に在籍するお子どもたちは、地元の要親宅宅を利用することで、休まずに通園、通学することも可能である。	児童福祉法第6条の3第3項、第21条の9 児童福祉法施行規則第1条の2の6 第27、第1条の3、第1条の4 子育て短期支援事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成29年 雇児発0529第1号) 要親支援機関事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成29年 雇児発0401011号)	厚生労働省	大阪府、滋賀県、茨城県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺西広域連合		川崎市、大垣市、倶津市	○当向に児童養護施設や乳児院がなく、子育て短期支援事業を利用する場合は、保護者が市外にある施設へ送迎する必要があり、大きな負担となっている。 ○当市は児童養護施設とファミリーホーム（1か所）と子育て短期支援事業の委託契約を結んでいるが、2施設と少ないことから申請に対応できているのは半分程度である。定員や年齢等の理由で施設から受け入れを断られることが多々あり、出産や入院等の切迫した状況で、施設が使えない場合、児童相談所に一時保護を依頼したケースも複数あった。ほかにも緊急時の受け入れ や学校等の送迎など、要親家庭を利用することで課題解決が図られる。	子育て短期支援事業の実施施設については、「児童養護施設その他保護を適切に行うことができる施設」として、施設のない事親支援機関は実施できないことされている。施設のない要親支援機関が当事業を実施できるよう見直すことについては、そうした機関が緊急時に要親を支援することが可能かつ、課題を整理した上で検討していきたい。	本府においては、平成30年4月1日厚労発第0401011号による「要親支援機関事業の実施について」により、要親支援において豊富な経験を有する民間ＮＰＯ法人と連携し、要親支援機関を設置し、地域コミュニティーの再生を基盤とした要親の関配から面談、研修、マッチングからも支援までを一貫して取り組む、要親を活用した礼幼児預かりモデル事業に平成27年度より取組んで参る。 また、厚生労働省は上記通知を発出し、平成29年3月31日厚労発0331第449「要親支援事業の実施について」により、「要親支援事業実施要綱」が定められ、平成29年4月1日より実施されることとなったから、同要綱に定める要親支援機関（A型）として指定を行い、府内10か所の子ども家庭センターそれぞれに要親支援機関を設置する計画を推進している。 本府の3ヶ所（うち2ヶ所がＮＰＯ法人を指定）の要親支援機関は、既に、児童相談所より、児童福祉法第27条第1項第3号に基づく要親委託や同法第33条第1項に基づく一時保護委託をマッチングし、緊急時の対応を含めて支援を行っており、厚生労働省所の課題はクリアしているのと考える。 しかしながら、今後、要親支援事業施要綱に基づき、全国の都道府県がさまざまな要親支援機関（A型及びB型）を指定することも想定され、緊急時の対応等、懸念されることも推察できる。 ついては、市町村の役割が強化される中、子育て短期支援事業は必要不可欠なサービスであり、社会的養護関係施設の多い市町村において、子育て短期支援事業の社会資源を持つことは喫緊の課題である。施設を持たない要親支援機関が子育て短期支援事業を受託することのできる指針について早急に策定されたい。	–
298	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等の調整時における上限額への強力的運用	生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等の調整時における上限額について、保護受給者の同意と福祉事務所の判断があれば最大限を設けられるようにしたい。	生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等の調整の中で定められている上限額について（平成24年3月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、「生活保護費の返納金額が上限額以上の金額を返還する意思があるときは、保護金品等との調整を行うことができます。納付書等によって収めなくてはならない。 この場合、高齢世帯、障害世帯、傷病世帯が判断される生活保護受給者がおおかた家庭内で、毎月定額3桁数値等へ納付要件等の上で納付することとなるとともに、福祉事務所において、納付書の作成や送付事務が発生するなど、非常に大きな負担が生じている。 また、納付漏れ等の場合には、電話や訪問による督促や督促状の送付など、新たな業務が発生するほか、長期の計画通りに納付がされず、期間が長期化することもある。 さらに、復数世帯の場合、世帯員数によらず一律の上限が示されているため、多人数世帯の場合であっても1万円を超える徴収については納付書によらざるを得ない。	生活保護法第78条の2 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年3月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知） 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号）第1次改正平成26年4月25日社援発0425第4号）第2次改正平成28年3月31日社援保発0331第3号）	厚生労働省	都山市		ひたちなか市、青梅市、多治見市、豊田市、北九州市、熊本市	○生活保護法第78条の2による費用徴収における保護金品等との調整の制度は、納付漏れ防止や、機種管理に係る事務負担の軽減に繋がる有用な制度であると考えている。しかし、徴収金の総額が多額であり、調整者加算などの相殺可能額の環境要素が無い場合などにおいて、徴収金の返済期間が長期化することから、実際に適用するには課題が多い状況にある。本人の同意を前提としたとて、月の上限額に強力的運用を図ることで、徴収金の確実な納付に伴う機種管理の負担軽減や保護費の支出支給の減少等、様々な事務が効率化、適正化すると考えられる。 ○法第78条の2による徴収金の調整においては上限額が定められているが、保護受給者が上限額以上の金額を返還する意思があっても納付書等によって納めなければならない。高齢、障害、傷病等、納付書を持参し金融機関へ出向くことが困難な受給者も多い。また、福祉事務所でも納付書作成・送付、納付もれの督促・催告等、業務および経費の面でも負担増となってしまう。この上限額に裁量を加えられるよう、すべきとで、受給者および福祉事務所の負担軽減につながるとともに、収納率も向上する。	○ ご指摘の裁量については、通知において単身世帯で5,000円程度、複数世帯で1万円程度とされていることから、これらの金額を大きく超えない限りにおいては、現行上も許容されるものであり、この範囲内において保護の実施期間で判断されたい。 ○生活保護費は、被保護者の最低限の生活の保障を通じ、貧困化すると考えられる。また、これら超えない基準で支給されるものであるため、生活保護法第78条に基づく徴収金を保護費と調整することについては、生活保護法の理念である憲法第25条（生存権）との関係で問題が生じる可能性が極めて高く、そもそも慎重な検討を要するものである。 ○ 現行では、二次元的な観点を踏まえ、被保護者の最低限度の生活が確保される範囲として調整可能な金額の目安として単身世帯で5,000円程度、複数世帯で1万円程度を上限とすべきよう通知しているところである。この点に関して、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議においても、合理的な運用である旨の意見を強いている。	本提案は被保護者が上限額以上の金額を返還する意志がある場合で市と被保護者双方が生活維持に支障ないと判断する場合に限定したものである。 現在、上限額以上の金額の返還については被保護者が金融機関に納付書を持参し納付しているところであるが、具体的に例を挙げると A（高齢者単身世帯）毎月１万５千円（12～３月は２万円）、B（高齢者２人世帯）毎月３万円、C（障がい者２人世帯）毎月２万円、D（傷病２人世帯）毎月２万円（12月のみ２万５千円）、E（その他単身世帯）毎月２万円などその他にも多数例があり、これらは被保護者本人が返済期間の短縮を図りたいと考えて行っているものであり、現時点ではわざわざ金融機関に足を運んで納付書により納めているものである。（仮に口座振替にしたとしても残高の確認や残高不足による振替不能を防ぐために金融機関に足を運ぶ必要がある。 本市としては、生活保護法の理念に則し、保護費の最低限度の生活を脅かすような調整をすべき考えは無いものであり、被保護者本人が、保護費のやりくりにより返済短縮を図るために足を運んでいる現状、また、ためたために進入の設定をせい、納付書を発行する等の事務がさえずいる市の実態に日を向けて頂き、第78条の２による費用徴収における保護金品等との調整について、被保護者の同意と福祉事務所の判断があれば上記のような事例にも対応できる旨を明確に記した通知等をお示しくださるよう再検討をお願いする。	–

厚生労働省　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
283	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		施設のない里親支援機関が当事業を実施できるよう見直すことについては、そうした機関が緊急時に里親を支援することが可能か等、今後国が設置する予定のフォスタリング機関事業実施のためのプロジェクトチームにおける検討等の動向を踏まえ、課題を整理したうえで検討してまいりたい。	6【厚生労働省】 （3）児童福祉法（昭22法164） （ｱ）子育て短期支援事業（6条の3第3項）の実施施設については、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親（6条の4）を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいてお要な措置を講ずる。	検討中	平成30年度中	検討すべき課題について整理中。	平成30年度中に、事業の見直しに向けた検討を行い、結論を得る予定。
298	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、被保護者の最低生活の保障が確保されるよう留意すること。	１次ヒアで回答されたように、通知で示されている保護金品と預貯する金額の上限（単身世帯であれば100円程度、複数世帯であれば１万円程度）については、生活の維持に支障がない場合の一般的な目安を示したものであり、保護の実施機関が生計状況等について個別に把握したとて、生活の維持に支障がないと判断できる場合には、当該上限にとらわれず柔軟な対応が地方公共団体の判断で可能ということであれば、その旨が明確に伝わるよう、通知の改正などにより対応いただきたい。	○ ご指摘頂いた趣旨が明確となるよう通知を改正すること等について検討してまいりたい。	6【厚生労働省】 （15）生活保護法（昭25法144） （ⅱ）費用等の徴収（78条）に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収については、保護の実施機関が生計状況等について個別に把握したとて、生活の維持に支障がないと判断できる場合には、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平24厚生労働省）に記載されている保護金品と預貯する金額の上限に捉われない柔軟な対応が可能となるよう、当該通知を平成30年度中に改正する。	検討中	平成30年度中	－	通知（「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平24厚生労働省））の改正内容を検討する。